経　営　強　化　計　画

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 12 条）

2019 年 6 月

豊和銀行

《 目　次 》

１．　前経営強化計画の実績についての総括 …… 1
(1) 前経営強化計画の主な取組実績 …… 1
(2) 経営環境 …… 2
(3) 資産・負債の状況 …… 3
(4) 損益の状況（３年間累計） …… 4
(5) 経営強化計画の終期において達成されるべき「経営の改善の目標」に対する実績 …… 6
(6) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況を示す指標に対する実績 …… 6

２．　経営強化計画の実施期間 …… 8

３．　経営強化計画の終期において達成されるべき「経営の改善の目標」 …… 9
(1) 収益性を示す指標 …… 9
(2) 業務の効率を示す指標 …… 9

４．　当行の現状と課題 …… 10
(1) 地域における現状と課題 …… 10
(2) 経営環境に関する課題と本計画が目指すもの …… 10

５．　経営の改善の目標を達成するための方策 …… 10
(1) 地域への徹底支援 …… 10
(2) お客さまの満足度向上に向けた取組み …… 19
(3) 経営基盤の強化 …… 20

６．　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項 …… 22
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策 …… 22
(2) リスク管理の体制の強化のための方策 …… 22
(3) 法令遵守の体制の強化のための方策 …… 25
(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策 …… 25
(5) 情報開示の充実のための方策 …… 26

７．　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策 …… 27
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針 …… 27
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策 …… 27
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策 …… 28

８．　剰余金の処分の方針 …… 31
(1) 配当に対する方針 …… 31
(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針 …… 31

(3) 財源確保のための方策 ・・・・・・ 31

９． 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策 ・・・・・・ 32
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等 ・・・・・・ 32
(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等 ・・・・・・ 32

10． 協定銀行が現に保有する取得株式等に係る事項 ・・・・・・ 33

11． 機能強化のための計画の前提条件 ・・・・・・ 34

１．前経営強化計画の実績についての総括

（１）前経営強化計画の主な取組実績

前経営強化計画（2016 年４月～2019 年３月。以下、「前計画」といいます。）においては、「地域への徹底支援による地元経済の活性化」を基本方針に据え、これを実現するための取組方針として、①地域への徹底支援による地方創生への取組み、②営業力・収益力の強化、③経営基盤の強化の３つを定め、円滑な資金供給と質の高いサービスの提供に努めることで、「地元大分になくてはならない地域銀行」になることを目指してまいりました。

「地域への徹底支援による地方創生への取組み」においては、経営改善支援を必要とする地元中小企業のお客さまに対して経営改善計画の策定を条件としてニューマネーを提供する「経営改善応援ファンド」（2014 年 4 月に取扱開始）に加え、2016 年 11 月からはお客さまの販路開拓支援による本業支援に注力し、お客さまの売り上げ増加を図るための販路開拓支援業務「Ｖサポート業務」の取組みを開始しました。

「経営改善応援ファンド」の 2016 年度から 2018 年度までの実行額は、累計 366 件 15,357 百万円、2019 年３月末の残高は 15,211 百万円となっております。“経営改善計画”の着実な実行により、2019 年３月末時点において、実行時点の格付と比較すると、ランクアップが 46 先、格付け維持が 252 先、ランクダウンが 23 先となっており、財務内容の維持や改善に繋がっていると評価しております。

「Ｖサポート業務」については、2016 年 11 月の本格スタート以来、2019 年３月末における実績は契約先数 41 社、303 百万円の売上入金実績となりました。この契約先 41 社それぞれの取扱商品・サービス単位で 50 件の事業性評価（ヒアリングシートの作成）を実施し、契約先 41 社のうち 39 社について販路開拓の実績があがっており、契約先の販路開拓を全力で支援した結果と評価しております。

〔 経営改善応援ファンドの実績推移 〕（図表 1）　（単位：百万円）

	2016 年度 実　績	2017 年度 実　績	2018 年度 実　績	合　計
先数	79	80	207	366
実行金額	3,157	5,040	7,160	15,357
残高	10,614	12,536	15,211	－

〔 Ｖサポートの実績推移（累計） 〕（図表 2）　（単位：百万円）

	2016 年度 実　績	2017 年度 実　績	2018 年度 実　績
契約先数（累計）	22	36	41
売上金額（累計）	2	54	303

また、2006 年度以降、整理回収機構などの事業再生に関するノウハウを活用し、ＤＤＳ（資本性借入金）の導入、第二会社方式による不採算部門の切り離し、事業再生ファンドの社債やＡＢＬによるプレＤＩＰ資金の導入等事業再生に取り組むことで、融資部企業支援室にノウハウを蓄積してまいりました。その結果、当行は商流や雇用等、地域経済への影響を第一に考え、お客さまの事業再生計画に基づく債権放棄や再生ファンドの活用などの抜本的な金融支援に対してこれまで蓄積したノウハウを最大限活かして事業再生に取り組めており、前計画期間中 21 社 4,565 百

万円のご支援を実施しました。

〔 事業再生計画に基づく債権放棄や再生ファンドの活用 〕（図表 3）　（単位：百万円）

	2016 年度 実　績	2017 年度 実　績	2018 年度 実　績	合　計
先数	11	8	2	21
金額	1,908	2,310	347	4,565

さらに、企業経営者の高齢化が進行する一方で、後継者の確保が困難になってきている大分県において、事業承継ニーズのある経営者の意向を踏まえたうえで、相続対策支援、M＆Aのマッチング支援、事業承継時の資金需要対応等を通じて、事業承継に関わる課題解決支援を行いました。前計画期間中においては、「M＆Aシニアエキスパート認定制度」の有資格者により、事業承継ニーズを有するお客さまに対し、後継者不在と組織再編に伴う第三者へのM＆A仲介支援を 17 件及び従業員と親族内承継等のコンサル支援として 74 件の合計 91 件の事業承継支援を外部連携に依存せずに行いました。

「営業力・収益力の強化」については、Vサポート業務をはじめとした経営強化計画の各施策に取り組むにあたり、営業店業務の負担の軽減や効率化、コスト削減を進めるために、現状の業務や手続きを抜本的に見直すとともに、業務等の在り方を再検討する「業務改善委員会」を設置し、業務の削減を行いました。また、スピード感のある融資に向けた取り組みとして、与信決裁権限を改正し、お客さまの資金ニーズに迅速な対応が可能となりました。2019 年３月末取引先企業総数は、計画始期 5,625 先から 602 先増加し、6,227 先となっております。中小規模事業者の取引先数や貸出残高が長く低下傾向にありましたが、前計画期間でようやく下げ止まる結果となったと前向きに評価しております。後述の通り、実績こそ目標にまでは到達することはできませんでしたが、前計画に掲げた、成長性が高い業種ながら、不本意な成長となっているようなお客さまへの支援や、地元大分というコモンボンド（共通の絆）での繋がり形成に、Vサポート業務や経営改善応援ファンドはじめ当行の取組みが貢献できたことと無縁の下げ止まりではないと考えております。

さらに、これらに基づく諸施策を確実かつ持続的に実施し、「人材の確保、人材の活用、人材育成の強化」においては、初任給の改善やシニア層の待遇改善により人材の確保・活用を行うとともに、Vサポート業務の商品サービス説明会など研修における積極的な外部の活用により人材育成の強化を図りました。「行員のモチベーション向上に向けた取組み」においては、賞与の増加を含め、処遇改善や人材育成を推し進め、モチベーションの維持・向上に努めてまいりました。

（２）経営環境

前計画期間内においては、全国の景気は所得・雇用環境の着実な改善等により個人消費が堅調に推移するなど、総じて緩やかな回復基調が続きました。当行の主要な営業基盤である大分県経済も、自然災害の発生により観光面などで悪影響があったものの、全国の動きと同様に緩やかな景気回復基調が続きました。

金融環境については、好調な企業業績などを背景に日経平均株価はバブル後の最高値を記録しました。また、国内金利については日本銀行のマイナス金利政策が継続しており、引き続き超低金利の環境が続きました。

〔 各種指標〕（図表 4）

	2016/3 末	2017/3 末			2018/3 末			2019/3 末		
	実績	前提	実績	前提比	前提	実績	前提比	前提	実績	前提比
無担保コール翌日物(%)	▲0.002	▲0.050	▲0.060	▲0.010	▲0.050	▲0.068	▲0.018	▲0.050	▲0.060	▲0.010
ＴＩＢＯＲ３ヵ月(%)	0.099	0.060	0.057	▲0.003	0.060	0.069	＋0.009	0.060	0.069	＋0.009
新発 10 年国債利回(%)	▲0.050	▲0.150	0.065	＋0.215	▲0.150	0.045	＋0.195	▲0.150	▲0.095	＋0.055
ドル／円レート（円）	112.68	107.00	112.11	＋5.11	107.00	106.27	▲0.73	107.00	110.83	＋3.83
日経平均株価(円)	16,758	17,000	18,909	＋1,909	17,000	21,454	＋4,454	17,000	21,205	＋4,205

（３）資産・負債の状況

（運用勘定）

貸出金は、事業性貸出等を中心に増加したものの、2019 年３月末残高は計画比 25,890 百万円減少（始期比 ＋2,612 百万円）の 410,859 百万円となりました。2019 年３月期の年間平残は 409,146 百万円となり、計画を 21,453 百万円下回る結果（始期比 ＋6,779 百万円）となりました。

有価証券は総預金の増加に対応するため、国内債を中心に運用した結果、2019 年３月末の残高は計画比 2,451 百万円増加の 99,864 百万円（始期比 +5,884 百万円）となり、2019 年３月期の年間平残は計画を 8,198 百万円上回る 104,549 百万円（始期比 ＋93 百万円）となりました。

（調達勘定）

預金は、要求払預金を中心に増加したものの、2019 年３月末の残高は計画比 19,734 百万円減少（始期比 ＋14,581 百万円）の 530,086 百万円となり、2019 年３月期の年間平残は計画を 3,458 百万円下回る 534,179 百万円（始期比 ＋21,778 百万円）となりました。

（純資産）

純資産は、Ａ種優先株式 6,000 百万円を償還し、Ｅ種優先株式 7,997 百万円を発行したことに伴って、2019 年３月末の残高は計画比 1,590 百万円増加（始期比 ＋3,080 百万円）の 31,114 百万円となりました。2019 年３月期の年間平残は計画を 2,170 百万円上回る 31,922 百万円（始期比 ＋3,184 百万円）となりました。

〔 資産・負債の実績推移（残高）〕（図表 5－1）　（単位：百万円）

	2016/3 末 実績（始期）	2017/3 期 実績	2018/3 期 実績	2019 年 3 月末			
				計画	実績	計画比	始期比
資産	559,683	568,531	581,045	586,061	578,517	▲ 7,544	＋18,834
貸出金	408,247	407,556	407,883	436,749	410,859	▲25,890	＋ 2,612
有価証券	93,980	106,093	103,302	97,413	99,864	＋ 2,451	＋ 5,884
負債	531,649	540,356	550,305	556,537	547,434	▲ 9,103	＋15,785
総預金	515,505	525,914	532,937	549,820	530,086	▲19,734	＋14,581
純資産	28,034	28,175	30,740	29,524	31,114	＋ 1,590	＋ 3,080

〔 資産・負債の実績推移（平残）〕（図表５－2）　　（単位：百万円）

	2016/9 期 実　績 (始　期)	2017/3 期 実　績	2018/3 期 実　績	2019 年 3 月期			
				計　画	実　績	計画比	始期比
資　産	559,734	564,991	576,175	576,700	582,351	＋ 5,651	＋22,617
貸出金	402,367	399,463	404,028	430,599	409,146	▲21,453	＋ 6,779
有価証券	104,456	102,808	109,853	96,351	104,549	＋ 8,198	＋ 93
負　債	530,996	535,816	545,057	546,948	550,429	＋ 3,481	＋19,433
総預金	512,401	520,792	530,244	537,637	534,179	▲ 3,458	＋21,778
純資産	28,738	29,174	31,118	29,752	31,922	＋ 2,170	＋ 3,184

（４）損益の状況（３年間累計）

（業務粗利益、コア業務粗利益）

前計画期間中は、貸出金利回りの低下に伴う資金運用収益の減少額が、預金利回りの低下に伴う資金調達費用の減少額を上回ったため、資金利益の前計画期間内の３期間累計実績は計画を 3,109 百万円下回りました。

また、役務取引等収益が計画を下回ったことから、役務取引等利益は計画を 321 百万円下回りました。要因として、マーケット環境を踏まえて投資信託等の窓販業務には力を入れなかったことや消費者ローンの増加に伴い保証料の支払いが増加したこと等があげられます。

その結果、業務粗利益の３期間累計実績は計画を 3,648 百万円下回り、コア業務粗利益の３期間累計実績は計画を 3,429 百万円下回りました。

（業務純益、コア業務純益）

経費は、預金保険料率の低下等で物件費の３期間累計実績が計画を 189 百万円下回った結果、経費全体の３期間累計実績は計画を 191 百万円下回りました。

その結果、業務純益の３期間累計実績は計画を 2,556 百万円下回り、コア業務純益の３期間累計実績は計画を 3,238 百万円下回りました。

（臨時損益）

不良債権処理額が計画を 1,599 百万円下回ったこと等により、臨時損益の３期間累計実績は計画を 2,143 百万円上回りました。

（信用コスト）

一般貸倒引当金繰入額と不良債権処理額を合算した信用コストの３期間累計実績は、お客さまの経営改善が進んだことから計画を 2,501 百万円下回りました。

（経常利益、税引前当期純利益、当期純利益）

上記の要因から、経常利益の３期間累計実績は計画を 413 百万円下回りました。

また、税引前当期純利益の３期間累計実績は計画を 594 百万円下回り、当期純利益の３期間累計実績は計画を 475 百万円下回りました。

〔 損益の実績推移（単体）〕（図表 6）

（単位：百万円）

	2017/3 期 実　績	2018/3 期 実　績	2019/3 期 実　績	3 期間累計（ 2017/3 期～2019/3 期 ）		
				計　画	実　績	計画比
業務粗利益	7,554	7,407	7,566	26,176	22,528	▲ 3,648
[コア業務粗利益]	[7,584]	[7,472]	[7,573]	[26,059]	[22,630]	[▲ 3,429]
資金利益	7,521	7,500	7,597	25,728	22,619	▲ 3,109
（貸出金利息）	(7,393)	(7,370)	(7,363)	(25,373)	(22,128)	(▲ 3,245)
（有価証券利息配当金）	(549)	(486)	(490)	(1,350)	(1,526)	(＋ 176)
（預金利息）	(454)	(394)	(295)	(1,116)	(1,144)	(＋ 28)
役務取引等利益	77	▲ 11	▲ 12	374	53	▲ 321
その他業務利益	▲ 44	▲ 81	▲ 17	74	▲ 144	▲ 218
（国債等債券損益）	(▲ 29)	(▲ 65)	(▲ 6)	(117)	(▲ 101)	(▲ 218)
経費	5,904	6,027	6,453	18,575	18,384	▲ 191
人件費	3,219	3,267	3,383	9,940	9,870	▲ 70
物件費	2,307	2,352	2,574	7,423	7,234	▲ 189
（機械化関連費用 [1]）	(1,084)	(1,130)	(1,277)	(3,401)	(3,492)	(＋ 91)
一般貸倒引当金繰入額	▲ 33	▲ 245	－	623	▲ 278	▲ 901
業務純益	1,683	1,625	1,113	6,978	4,422	▲ 2,556
[コア業務純益]	[1,679]	[1,445]	[1,120]	[7,484]	[4,246]	[▲ 3,238]
臨時損益	▲ 887	▲ 633	6	▲ 3,657	▲ 1,514	＋ 2,143
不良債権処理額	1,442	922	166	4,130	2,531	▲ 1,599
株式等損益	333	18	0	262	352	＋ 90
経常利益	795	992	1,120	3,321	2,908	▲ 413
特別損益	61	▲ 182	6	66	▲ 115	▲ 181
税引前当期純利益	857	809	1,126	3,387	2,793	▲ 594
法人税等合計	176	153	▲ 8	440	321	▲ 119
当期純利益	680	656	1,135	2,947	2,472	▲ 475
（参考）信用コスト [2]	1,409	677	166	4,753	2,252	▲ 2,501

※1 機械化関連費用は、事務機器等の機械賃借料、機械保守費、減価償却費等を計上しております。
※2 信用コスト ＝ 一般貸倒引当金繰入額 ＋ 不良債権処理額

〔 金融再生法開示債権比率の実績推移 〕（図表 7）

（単位:百万円、%）

	2016/3 末 実　績 （始　期）	2017/3 末 実　績	2018/3 末 実　績	2019/3 末 実　績		
					2018/3 末比	始期比
金融再生法開示債権	14,713	15,870	15,241	16,020	＋ 778	＋ 1,307
破産更生等債権	2,360	1,703	1,527	1,517	▲ 9	▲ 843
危険債権	12,068	13,908	13,286	12,743	▲ 543	＋ 675
要管理債権	284	257	428	1,759	＋ 1,331	＋ 1,475
総与信残高	417,126	414,714	414,052	416,348	＋ 2,296	▲ 778
金融再生法開示債権比率	3.52	3.82	3.68	3.84	＋ 0.16	＋ 0.32

※ 金融再生法開示債権比率 ＝ 金融再生法開示債権残高 ÷ 総与信残高
※ 2019 年 3 月末の総与信残高には、銀行保証付私募債に係る保証債務 4,321 百万円を含みます。

〔 自己資本比率の実績推移（単体） 〕（図表 8）　（単位：百万円、%）

	2016/3 末 実　績 （始　期）	2017/3 末 実　績	2018/3 末 実　績	2019/3 末 実　績	2018/3 末比	始期比
自己資本比率	8.10	8.00	8.44	8.63	＋ 0.19	＋ 0.53

（５）経営強化計画の終期において達成されるべき「経営の改善の目標」に対する実績

① コア業務純益（収益性を示す指標）

2019 年３月期の貸出金は、平残が計画を 214 億 53 百万円下回ったことに加え、利回りが計画始期比 0.162 ポイント低下したことから、貸出金利息は計画を 18 億 11 百万円下回りました。

一方、預金は、平残が計画を 34 億 58 百万円下回り、利回りが計画始期比 0.045 ポイント低下したことから、預金利息は計画を 23 百万円下回りました。その結果、資金利益は計画を 17 億 1 百万円下回る 75 億 97 百万円となりました。役務取引等利益は役務取引等収益が計画を２億 93 百万円下回った一方、役務取引等費用が計画を２億 45 百万円下回った結果、計画を 48 百万円下回る 12 百万円のマイナスと成りました。

その結果、コア業務粗利益は計画を 17 億 47 百万円下回る 75 億 73 百万円となりました。

加えて、経費が計画を１億 64 百万円上回る 64 億 53 百万円となったことから、「コア業務純益」は計画を 19 億 11 百万円下回る 11 億 20 百万円（始期比 ▲1,750 百万円）となり、計画を達成できませんでした。

〔 コア業務純益の実績推移 〕（図表 9）　（単位：百万円、%）

	計画始期	2017/3 期 実　績	2018/3 期 実　績	2019 年 3 月期 計　画	実　績	計画比	始期比
コア業務純益	2,870	1,679	1,445	3,031	1,120	▲1,911	▲1,750

※ コア業務純益 ＝ 業務純益 ＋ 一般貸倒引当金繰入額 － 国債等債券損益

② 業務粗利益経費率（業務の効率を示す指標）

「機械化関連費用を除く経費」は、2019 年１月の勘定系システムの移行に伴う物件費の増加や税金の増加等により、計画を１億 49 百万円上回る 51 億 75 百万円（始期比 ＋367 百万円）となったことに加え、「業務粗利益」が計画を 19 億 14 百万円下回る 75 億 66 百万円（始期比 ▲1,503 百万円）となったことから、「業務粗利益経費率」は計画を 15.39 ポイント上回る 68.40%（始期比 ＋15.38 ポイント）となり、計画を達成できませんでした。

〔 業務粗利益経費率の実績推移 〕（図表 10）　（単位：百万円、%）

	計画始期	2017/3 期 実　績	2018/3 期 実　績	2019 年 3 月期 計　画	実　績	計画比	始期比
機械化関連費用を除く経費	4,808	4,819	4,896	5,026	5,175	＋149	＋367
業務粗利益	9,069	7,554	7,407	9,480	7,566	▲1,914	▲1,503
業務粗利益経費率	53.02	63.80	66.10	53.01	68.40	＋15.39	＋15.38

※ 業務粗利益経費率 ＝（経費－機械化関連費用） ÷ 業務粗利益
※ 機械化関連費用は、事務機器等の機械賃借料、機械保守費、減価償却費等を計上しております。

（６）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況を示す指標に対する実績

① 中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合

地域の中小規模事業者等に対する信用供与に積極的に取り組んだものの、2019 年３月末の「中小規模事業者等向け貸出残高」は計画を 70 億円下回る 2,530 億円（始期比 ＋235 億円）となりました。一方、「総資産残高」は計画を 75 億円下回る 5,785 億円（始期比 ＋188 億円）となったことから、「中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合」は計画を 0.64 ポイント下回る 43.73％（始期比 ＋2.74 ポイント）となり、計画未達となりました。

〔 中小規模事業者等に対する信用供与の実績推移 〕(図表 11)　　(単位:億円、%)

	2016/3 末 実績 (始期)	2017/3 末 実績	2018/3 末 実績	2019 年 3 月末			
				計画	実績	計画比	始期比
中小規模事業者等向け貸出残高	2,294	2,328	2,409	2,600	2,530	▲ 70	+ 235
総資産残高	5,596	5,685	5,810	5,860	5,785	▲ 75	+ 188
総資産に対する比率	40.99	40.95	41.47	44.37	43.73	▲ 0.64	+ 2.74

※ 中小企業向け融資比率 ＝ 中小企業向け貸出残高 ÷ 総資産残高

② 経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合

取引先企業の経営改善支援等に向けた取組みとして、「創業・新事業」、「経営相談」、「事業再生」、「担保・保証に過度に依存しない融資の促進」、「事業承継」の各項目に積極的に取り組んできており、2018 年度下期は「創業・新事業」を除いた項目で計画を上回った結果、「経営改善支援等取組先企業合計数」は計画を 111 先上回る 561 先（始期比 ＋154 先）となりました。

一方、「取引先企業総数」は計画を 482 先上回る 6,227 先（始期比 ＋602 先）となったことから、「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」は計画を 1.17 ポイント上回る 9.00％（始期比 ＋1.77 ポイント）となり、計画を達成しました。

〔 経営改善支援等取組状況の実績推移 〕(図表 12)　　(単位：先、%)

	2015 年度下期 実績 (始期)	2016 年度上期 実績	2016 年度下期 実績	2017 年度上期 実績	2017 年度下期 実績	2018 年度上期 実績	2018 年度下期			
							計画	実績	計画比	始期比
経営改善支援等取組先企業合計	407	359	522	472	536	575	450	561	＋ 111	＋ 154
創業・新事業	83	104	84	83	85	108	86	78	▲ 8	▲ 5
経営相談	74	87	153	105	154	166	113	194	＋ 81	＋ 120
販路開拓コンサルティング	―	―	22	9	5	4	31	1	▲ 30	+ 1
事業再生	13	13	13	14	13	15	15	16	+ 1	＋ 3
担保・保証	220	146	255	256	271	262	230	259	＋ 29	＋ 39
事業承継	17	9	17	14	13	24	6	14	＋ 8	▲ 3
取引先総数	5,625	5,620	5,754	5,862	5,972	6,146	5,745	6,227	＋ 482	＋ 602
比率	7.23	6.38	9.07	8.05	8.97	9.35	7.83	9.00	＋1.17	＋1.77

※「担保・保証」とは、担保・保証に過度に依存しない融資をいいます。
※ 比率 ＝ 経営改善支援等取引先企業合計 ÷ 取引先総数
※ 経営改善支援等取組先」とは、次の５項目への取組み先といたします。

１．創業・新事業開拓支援先
(1) 政府系金融機関と協調して投融資等を行った先
(2) 創業・新事業開拓支援として、次の事業資金融資を行った先

・ 大分県・各市町村の創業・新事業支援制度融資
・ 大分県信用保証協会の創業・新規事業関連保証等による融資
・ 中小企業基盤整備機構の地域資源・新連携制度の認定先へ融資を行った先
・ 創業・設立から３年未満のお客さま又は新事業を開始したお客さまへの初めての事業資金融資
(3) 企業育成ファンドの組成・出資等を行った先

２．経営相談支援先
(1) 企業支援室が選定した経営改善支援取組対象先で、当行のコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、 財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・M&Ａ等の助言を行った先
(2) 経営課題を抱えるお客さまで、当行を介し、外部専門家等（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）に経営相談等を行った先
(3) 当行が入手した情報を活用し、ビジネスマッチング、資産売却等を成立させた先

３．早期事業再生支援先
(1) 当行の人材を派遣し、再建計画策定、その他の支援等を行った先
(2) プリパッケージ型事業再生又は私的整理ガイドライン手続等で関与した先
(3) 企業再生ファンド組成により現物出資した先
(4) ＤＥＳ、ＤＤＳ、ＤＩＰファイナンスを活用した先
(5) 整理回収機構の企業再生スキームを活用した先
(6) 地域経済活性化支援機構を活用して再生計画の策定に関与した先
(7) 中小企業再生支援協議会と連携し、再生計画の策定に関与した先
(8) 当行が紹介した外部専門家等（弁護士、公認会計士、税理士、経営コンサルタント等）を活用して再生計画の策定に関与した先

４．担保・保証に過度に依存しない融資促進先
(1) シンジケート・ローン、コミットメントラインの契約先、財務制限条項（コベナンツ）を活用した融資商品、 担保及び個人保証を不要とする融資商品で融資を行った先
(2) 当行における担保・保証に過度に依存しない融資商品（スーパービジネスローン、スーパービジネスローン・プラス、ほうわ成長基盤強化ファンド２、ほうわ動産担保ローン、ほうわＴＫＣローン、ほうわビタミンローン）で融資を行った先
(3) 財務諸表精度が高い中小企業者への特別プログラムの融資先として、私募債等、信用格付を利用した信用供与を行った先
(4) 再生可能エネルギーの固定買取制度に係る売電収入に債権譲渡担保契約を締結して融資を行った先
(5) 上記以外でＡＢＬ手法の活用、動産・債権担保融資を行った先
５．事業承継支援先
(1) 事業承継ニーズを有するお客さまに対し、当行が必要な外部専門家等（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）を紹介し、連携して問題解決支援等を行った先
(2) M&Ａの取組みを成立させた先

２．経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能強化法第 12 条の規定に基づき、2019 年４月より 2022 年３月までの「経営強化計画」を策定、実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

３．経営強化計画の終期において達成されるべき「経営の改善の目標」

（１）収益性を示す指標

〔 コア業務純益の改善額 〕（図表 13）　（単位：百万円）

	2019/3 期 実　績 計画始期	2019/9 期 計　画	2020/3 期 計　画	2020/9 期 計　画	2021/3 期 計　画	2021/9 期 計　画	2022/3 期 計　画	改善額
コア業務純益	1,120	343	800	544	981	573	1,135	＋ 15

※コア業務純益 ＝ 業務純益 ＋ 一般貸倒引当金繰入額 － 国債等債券関係損益

2020 年３月期のコア業務純益が 2019 年３月期比大幅に悪化するのは、勘定系システム移行に伴う物件費や人件費の増加が予め見込まれていることが影響しており、これらの営業経費の影響を控除したコア業務粗利益については始期を上回り概ね年度を追って逓増する計画となっております。（図表 14）

※．参考

〔 コア業務粗利益の改善額 〕（図表 14）　（単位：百万円）

	2019/3 期 実　績 計画始期	2019/9 期 計　画	2020/3 期 計　画	2020/9 期 計　画	2021/3 期 計　画	2021/9 期 計　画	2022/3 期 計　画	改善額
コア業務粗利益	7,573	3,821	7,603	3,829	7,583	3,832	7,604	＋ 31

（２）業務の効率を示す指標

〔 業務粗利益経費率の改善幅 〕（図表 15）　（単位：百万円、%）

	2019/3 期 実　績 計画始期	2019/9 期 計　画	2020/3 期 計　画	2020/9 期 計　画	2021/3 期 計　画	2021/9 期 計　画	2022/3 期 計　画	改善幅
機械化関連費用を除く経費	5,175	2,739	5,415	2,639	5,311	2,621	5,195	＋ 20
業務粗利益	7,566	3,821	7,603	3,829	7,583	3,832	7,604	＋ 38
業務粗利益経費率	68.40	71.68	71.22	68.92	70.03	68.39	68.31	▲0.09

※1 業務粗利益経費率 ＝ 機械化関連費用を除く経費 ÷ 業務粗利益
※2 機械化関連費用は、事務機器等の機械賃借料、機械保守費、減価償却費等を計上

４．当行の現状と課題

（１）地域における現状と課題

当行が営業基盤とする大分県の経済は、新産業都市指定などの政策により県外から誘致された多数の企業を中心に構成される素材中心の産業集積型経済であることから、景気動向や原料価格の変動等による影響を強く受ける傾向にあります。したがって県内景気は振れ幅が大きく、地域の信用リスク管理の難易度は高いといえます。また、全国的に見ても赤字事業者の割合が大きな地域（欠損法人割合（国税庁平成 28 年度分「会社標本調査」）：全国 64%、九州 66%、大分 70%）でもあります。

景気拡大時には過剰投資にならないようなコントロール、景気後退時にはトップラインの悪化の抑制などが地域の事業者には必要となるため、提案営業などと称される安易な設備資金供給やコスト削減アドバイスなど、多くの地域金融機関で伝統的に行われてきた手法の有効性には限界がある地域と考えております。

（２）経営環境に関する課題と本計画が目指すもの

当行はこれまで金融機能強化法（新法）の趣旨を踏まえ、地域経済の活性化に資するため、特に経営改善支援を必要とする地元中小企業に対し、「経営改善応援ファンド」や「Ｖサポート業務」を駆使して、資金面や本業支援等の面でサポートしてまいりました。その一方、主たる収益源である貸出金利息は、前計画期間中は非常になだらかではあったものの、利回りの低下から減少が続き、収益性低下の一因となっております。

単なる資金供給を行なうだけであれば、事業者との取引の厚さや地域における存在感で明確に優位にある競合他行が選ばれることは明らかであり、更なる金利低下を招き、一層の収益悪化となることが予想されます。当行はこの悪循環を断ち切るため、取引先に対し付加価値を提供し、最終的にそれが当行の収益に好循環をもたらす「共通価値の創造」をビジネスモデルとして目指しております。本計画では、このビジネスモデルを深化させ、提供する付加価値の拡充とともに、収益の拡大に取り組んでまいります。

５．経営の改善の目標を達成するための方策

2014 年３月に金融機能強化法（新法）に基づき公的資金を借り換えたことによって、当行は地域への徹底支援という重要な責務を背負うとともに、業務運営の考え方を大きく変えるきっかけとなりました。

具体的には、これまで、取り組むことに躊躇していた財務面に課題がある中小企業のお客さまに対し“経営改善計画”を策定し、モニタリングしていくことで新規の資金供給を行う「経営改善応援ファンド」を創設し、金融機能強化法（新法）に基づき公的資金を借り換え以降、取り組んできました。

さらに 2016 年 11 月からは、“経営改善計画”のモニタリングだけでは取引先のトップラインの改善には結びつきにくかったという反省に基づき、厳しい業況にある中小企業への本業支援として販路開拓支援業務「Ｖサポート業務」の取組みを本格的に開始しました。

現在、当行は、この２つの取組みを車の両輪として経営改善支援を必要とする取引先と伴走しながら経営改善に取り組むことで、結果的に当行の収益に好循環をもたらす「共通価値の創造（ＣＳＶ）」を実現するビジネスモデルを確立しつつあります。

このビジネスモデルに基づき、以下に掲げる「地域への徹底支援」「お客さまの満足度向上に向けた取組み」「経営基盤の強化」を本計画の柱といたします。

（１）地域への徹底支援

① 販路開拓コンサルティング（Ｖサポート業務）の拡大

イ．前計画におけるＶサポート業務の取組とその成果

2016 年 11 月のＶサポート業務の開始時には、下記の３つの目的をその順位で整理して取り組みました。

第１の目的は、お客さま（売り手）の売上を増加させることでお客さまの経営改善に寄与し、その結果、債務者区分のランクアップにより当行の信用コストの削減につなげること。

第２の目的は、お客さま（売り手）の売上増加に伴い運転資金や設備資金需要が創出され、当行の金融仲介（融資）に結び付けること。その際に、お客さまからＶサポート業務の取組みを評価して頂ければ、過剰な金利競争に巻き込まれない融資につなげることができることになる。

第３の目的は、お客さま（売り手）に売上入金実績を付与することで、あらかじめお約束いただいた成果報酬の手数料をいただけることにもつながること。

Ｖサポート業務は上記のような３つの目的を実現するために開始しましたが、取組み開始後は、売り手への金融仲介（債務者区分のランクアップや質の高い貸出実行）は期待通りとして、買い手への質の高い新規貸出が発生するという思いがけない成果が得られました。これらのお客さまについては、Ｖサポート業務によって、他金融機関からの低利の融資提案を跳ね返すだけの顧客価値が提供できたものと考えています。

当行のＶサポート業務での顧客価値提供は、売り手となり売上が増加するＶサポート契約先のみならず、買い手となる当行のお客さまにまでも及んでいるところに特徴があります。買い手となる当行のお客さまにも喜んでいただける理由は、Ｖサポート業務において売り手とその商品・サービスを購入する買い手双方の事業性評価を深掘りしなければ成立しないというビジネスモデル上の規律付けに基づいているからだと考えています。そしてこれは、当行行員の地域における役割が変わり、融資に縛られないＶサポート契約先の商品・サービスに対する潜在的な買い手のニーズにも対応できるようになっていることに起因するものと考えています。当行がＶサポート業務により販路開拓を支援する目的は、単に契約先に売上をもたらすことにとどまらず、契約先の主要取引先となってもらえる買い手を厳選するという目的をも併せ持っていると言えます。

〔Ｖサポート業務取組みの前後でのお客さまと当行の役割の変化〕

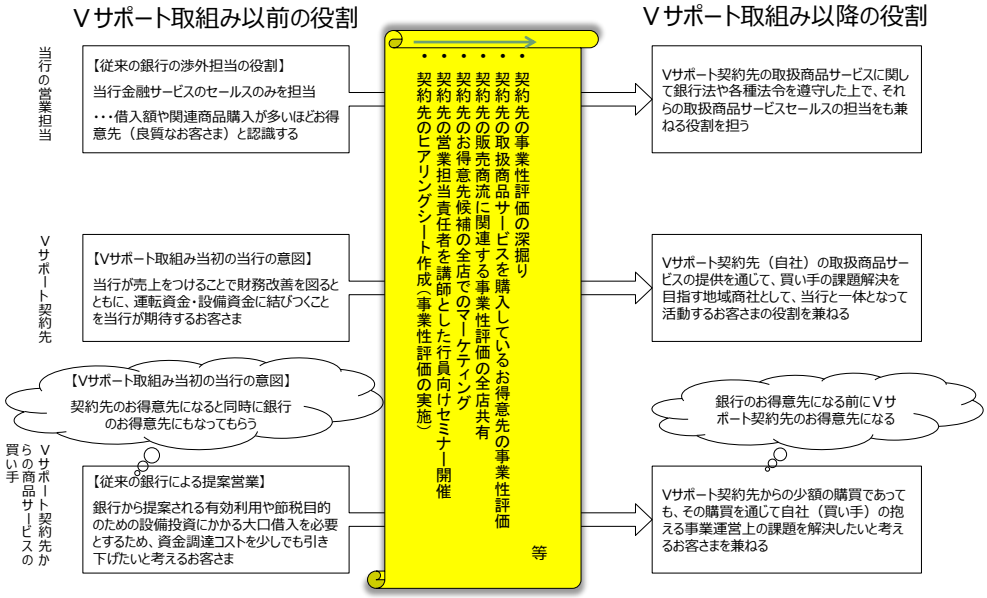

ロ．Ｖサポート業務を通じた地域・お客さまへの貢献

前計画から取り組んでいるＶサポート業務については、当初はお客さま自身が経営改善を望まれており、コスト削減や資産売却によらずに売上改善によって経営悪化を免れ、経営改善につなげていきたいと考えているお客さまから優先してご契約させていただきました。新規の貸出実行は、お客さまの経営環境から容易には増加しませんでしたが、財務が安定・改善することを喜んでいただいた一方で、Ｖサポート業務開始の早い時期にご契約いただいたお客さま（契約後２回の決算を経た 27 先）においては、売上増加によって業績の改善にも貢献できたと考えています。

〔 Ｖサポート業務の計画 〕（図表 16）　（単位：先数、百万円）

	実績			計画		
	2017 年 3 月末	2018 年 3 月末	2019 年 3 月末	2020 年 3 月末	2021 年 3 月末	2022 年 3 月末
Ｖサポート契約先数（累計）	22	36	41	61	81	101
Ｖサポート契約先への売上入金実績（累計）	2	54	303	520	843	1,272
Ｖサポート契約先商品サービスの購買実績先数（累計）	17	75	292	352	412	472
Ｖサポート契約先ならびにＶサポート契約先商品サービスの購買実績先への新規貸出実行額（累計）	20	1,003	1,707	2,698	3,881	5,256

※．Ｖサポート業務は事業性評価に裏付けられ、中長期的に顧客価値が持続するストックビジネスであることから、各年度の計数管理はフローではなくストック（累計）で管理してまいります。

ハ．Ｖサポート業務の発展

Ｖサポート業務では、これまでそれほど重視してこなかったお取引先の既存商流に対する分析を行い、当行自らが新たな商流を創出する必要性があることから、お取引先の事業運営の相当部分を、商流情報を手がかりに明らかにできることがわかりました。そして「Ｖサポート業務は事業性評価そのものである」との認識に至り、お取引先をより深く理解する取組みとして、営業店行員にＶサポート業務に対する理解の浸透を図るとともに、レベルアップに努めてまいりました。このような経験を経た結果、中小規模事業者特有の事業運営上の課題解決について、販売手法などいくつかのパターンがあることを試行錯誤しながらも認識することができるようになりました。

また、Ｖサポート業務を推進するにあたり、契約先の事業性評価が完了すると、その取扱商品・サービスが契約先のそれまでの販売実績先にどのような顧客価値を与えていたのかというヒアリング調査の結果を含めたヒアリングシート（「商品・サービスカタログ」）というセールスツールを作成し、全行員で共有します。さらに、その契約先の取扱商品・サービスがシステムに登録されると潜在的な買い手候補先が自動的にリストアップされるデータベースシステム（南日本銀行・宮崎太陽銀行との共同開発データベース）を開発しており、売買契約の成約や売上代金の回収までスムーズに業務を進めることができるような仕組みを整備しています。一連の業務経験とデータベースシステムの連動を活用して、売り手と買い手双方のお取引先から必要とされる銀行となるよう努めています。

商流情報を共有することでお客さまと伴走し、課題解決に向けて共に取り組むことでお客さま支援を徹底し、結果として当行の収益に好循環をもたらす「共通価値の創造（ＣＳＶ）」を全行で目指してまいります。

本計画期間においては、１年間に 20 先、３年間で 60 先の新規Ｖサポート業務委託契約を結び、契約先数の伸びを大きく上回るヒアリングシート（「商品・サービスカタログ」）を作成し、“本業”としての位置づけを明確にしてまいります。

ニ．Ｖサポート業務による質の高い融資※の実現

前計画期間中、Ｖサポート業務によって、契約先（売り手）のお客さまの業況改善支援に成果が現れてきていることに加え、買い手となったお客さまに対しても顧客価値を提供した結果、通常不十分な顧客価値提供であれば改善は望めない、資金調達時の金利など借入条件についても改善が図られたと評価しています。

買い手となったお客さまに対して実行される貸出は、有効利用や節税目的で設備投資対象を銀行が提案し、その投資額相当の大口融資を実行する伝統的な提案営業のようにも見えますが、契約先の取扱商品・サービスの（少額であることも多い）購買による事業運営改善のタイミングとは別の事後的な通常の資金需要発生タイミングで発生することがほとんどのケースです。Ｖサポート契約先の取扱商品・サービスの買い手としての購買実績累計 70,729 千円に対して、その 16 倍もの累計貸出額が実行されており、1 案件の平均実行額も 16,167 千円と小口となっています。買い手となったお客さまに対して実行された貸出はＶサポート業務に直接関係する設備投資のために仕方なく資金調達をするのではなく、当行が提供した事業運営の改善という顧客価値が残り続けて、当行を資金調達先として選んでいただき、その顧客価値を評価していただいた上での借入条件で約定できているのではないかと考えております。

※.「質の高い融資」とは、お客さまにご提供した顧客価値（お客さまに心底喜んでいただくこと）に見合った対価をお客さまからご評価いただいて実行できた貸出と当行では呼んでおります。

〔 Ｖサポート業務の取組み状況 〕（図表 17）　（単位：件数、千円）

Ｖｻﾎﾟｰﾄ取組み開始（2016 年 11 月～2019 年３月）以降の累計		貸出実行件数	貸出実行金額	Ｖｻﾎﾟｰﾄ契約先としての売上入金実績	Ｖｻﾎﾟｰﾄ契約先取扱商品ｻｰﾋﾞｽ買い手としての購買実績
Ｖｻﾎﾟｰﾄに関連した債務者への新規実行		100	1,707,830	151,790	133,883
	うち買い手	70	1,131,730	0	70,729
	うち売り手（Ｖサポート契約先）	30	576,100	151,790	63,154

今後とも、Ｖサポート業務によって契約先（売り手）には増加運転資金や設備資金需要が発生し、買い手には契約先（売り手）の商品・サービスの購買による事業運営の改善をきっかけに新たな事業展開の創出による資金需要が見込まれるなかで、競合他金融機関が手がけないローカル商流の活性化がもたらす顧客価値をベースに、“質に拘った融資”を増やしてまいります。

ただし、“質の高い融資”に関連するＶサポート業務の本質的な業務プロセスは、経営改善支援を目的としたＶサポート業務の従来の業務プロセス（契約先の営業担当責任者による当行行員向け説明会や成功事例の全店共有なども含めた）を維持し、従来絞り込んできた経営改善が必要と考えられるお客さまとは別の契約対象先との新たな契約締結にまで拡大することで、質の高い融資の実行を図ってまいります。

ホ．Ｖサポート業務の拡大を支える業績評価の見直し

当行では管理会計を高度化するための十分なシステム投資ができなかったことに甘んじて、取引先セグメント別のマーケティングや計数進捗管理が旧態依然としたままで残ってしまい、営業店の行動を支配する業績評価運営改革がこれまで後手に回ってしまいました。ビタミンロ

ーンのプライシングのリスク整合性不備を含めた全般的な貸出の質低下は、件数や残高だけをKPI として、業績評価で単純に目標設定したことによるものと考えております。

Ｖサポート業務の運営については、南日本銀行・宮崎太陽銀行との提携によって共同開発データベース導入によって、当行財務関連計数だけでなく、売上入金実績額や販路開拓の仕掛かり案件での売上入金実績見込額など、提供した顧客価値を定量的に管理することが可能となります。Ｖサポート業務については、顧客の視点に該当する「僚店契約先への売上付与」と財務の視点に該当する「Ｖサポート業務によってお客さまからご評価いただいたことによる追加貸出金利息」などに因果関係をつけた店別目標設定などを実施いたします。

Ｖサポート業務以外についても、市販の管理会計パッケージシステムやグループウエアを購入することなく、すでに保有している表計算ソフトやデータベースソフトを活用して、業績評価運営に活用していきます。スプレッドバンキングや活動基準原価管理などには及びませんが、特に近年形骸化してきた自行短プラベースの利ざや管理をもう一度厳格化し、業績評価に根を下ろしていくようにいたします。

へ. 販路開拓支援業務における南日本銀行・宮崎太陽銀行との連携

当行は、2018 年５月より、販路開拓支援業務に関して、南日本銀行及び宮崎太陽銀行と業務提携を行い、３行共同で業務フロー及び専用データベースシステムの共同化を目的とする販路開拓支援システムの開発に取り組んでおり、2019 年下期には実装される予定となっています。

同システムの稼動開始後は、３行それぞれの成功事例や失敗事例の情報共有化を通じ、東南九州３県の商流や雇用の維持拡大に貢献できるよう取り組んでまいります。

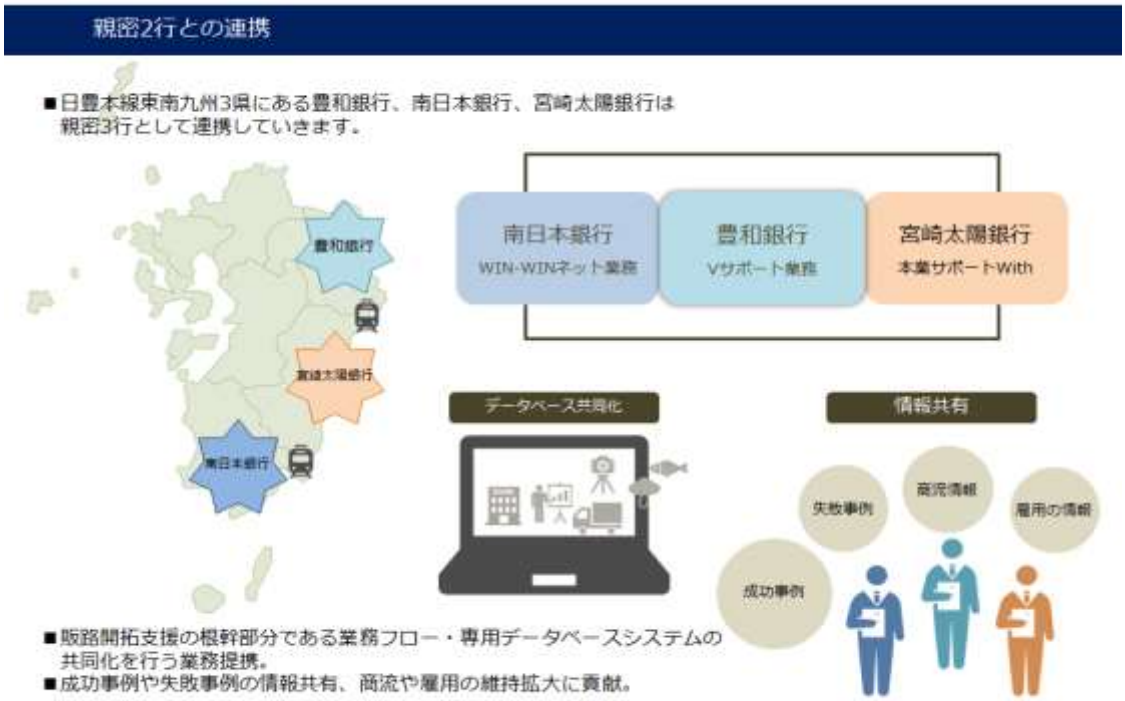

② 経営改善応援ファンドによる積極的な資金供給

「経営改善応援ファンド」は、思い描いたような経営環境になく財務状況が必ずしも芳しくないものの資金調達と経営改善を望まれるお客さまに対して、お客さまの事業内容や成長可能性等を適正に評価し、お客さまと一緒になって経営改善計画の策定を行い、安定的に経営改善に必要な資金を供給するものであります。なお、「想定される改善内容」「ＳＷＯＴ分析」「コン

サル支援項目」「販路開拓コンサルティングの取組み」など、お客さまの経営改善に繋がる取組方針を営業部店からの申請段階で明確にすることで、事業性評価及び経営改善計画の作成支援についての精度向上にも寄与していると考えております。

経営改善応援ファンドの2016年度から2018年度までの実行額は、累計366件15,357百万円、2019年３月末の残高は15,211百万円となっており、2019年３月末時点と実行時点の格付とを比較すると、ランクアップ先が46先、格付け維持先が252先、ランクダウン先が23先となっており、財務内容の維持や改善に繋がっていることは明らかです。

経営改善応援ファンドは、ファイナンス面での課題解決を意図して経営改善計画を策定した上で経営改善を希望されるお客さまに対して資金をご利用いただくという趣旨から、計画した実行額目標にふさわしいマーケティングが難しい面があります。その反面、経営改善計画の作成という手間のかかるファイナンス支援でもあり、提供できる顧客価値も安定していることから、約定利回りは安定しており質の高い融資に繋がっております。

本計画においても経営改善応援ファンドの新規実行先数を安定的に増やすというこれまでの方針を維持していくとともに、引き続きお客さまの経営改善支援として、「経営改善応援ファンド」に取り組んでまいります。

〔 格付・債務者区分推移表 〕（図表18）　（単位：先数）

		2016年度 上　期	2016年度 下　期	2017年度 上　期	2017年度 下　期	2018年度 上　期	2018年度 下　期	割合
先数累計		158	183	197	225	245	321	100%
格付	アップ	16	22	28	32	40	46	14%
	維持	131	143	144	167	177	252	79%
	ダウン	11	18	25	26	28	23	7%

※．経営改善応援ファンド完済先は先数から除きます。

〔 経営改善応援ファンドの計画 〕（図表19）　（単位：先数、百万円）

	2016年度 実　績	2017年度 実　績	2018年度 実　績	2019年度 計　画	2020年度 計　画	2021年度 計　画
貸出実行先数	79	80	207	165	181	193
貸出実行金額	3,157	5,040	7,160	6,600	7,200	7,800

経営改善応援ファンドによる積極的な資金供給

ファンドの趣旨

「経営改善応援ファンド」は、思い描いたような経営環境になく財務状況が必ずしも芳しくないものの資金調達と経営改善を望まれるお客さまに対して、お客さまの事業内容や成長可能性等を適正に理解し、お客さまと一緒になって経営改善計画の策定を行い、安定的に経営改善に必要な資金を供給するもの

事業性を理解することで、事業を行っていく上での課題を見つけ、課題解決・共通価値の創造に向けた取組みを行うことを目的としている。

経営改善支援の工程

支援による改善内容事例

①トップライン(売上高)の改善
②収益性(売上総利益)の改善
③経費削減による営業利益の改善
④CFの改善
⑤その他(例:金融借入バランス改善等)

③ 小規模事業者への資金供給（ビタミンローン）

当行は中小企業等のお客さまに対し、これまで以上に小口の新規融資を積極的に推進し、お客さまの資金ニーズに円滑かつ迅速な資金供給を行うことを目的として、2014 年３月から、大分県信用保証協会とタイアップした商品「ほうわビタミンローン」を導入しております。

本商品は、大分県内で１年以上同一事業を営む法人及び個人事業主のお客さまを対象とし、原則無担保で事業資金（金額　６千万円以内：保証協会が貸出実行額の 50%のみを保証し、中間チェック等についても銀行が保証協会と共同で実施していく）をご融資するというもので、支店長専決権限の拡充等を通じ、お客さまの小口資金ニーズに迅速に審査対応し、お客さまの資金需要に応えるよう努めております。

導入後は小規模零細事業者のお客さまを中心に毎期 200 件程の融資実行により、前計画期間（2016 年度～2018 年度）において、累計 1,144 件 133 億円の融資を実行しており、残高も増加傾向にあります。競合他行では全額保証協会保証で対応することが主流の小規模零細事業者向けの資金供給が主流の中、競争力を有すると考えております。

ただし、約定時のプライシング管理が不十分で、協会保証部分と当行プロパー部分についての当行のリスク量に整合性がないケースが散見されるようになりました。そこで、当行が引き受けた正味のリスクに対して適正な金利の考え方を再度徹底し、協会保証部分については事務コストのみを考慮した最優遇金利で対応する一方、協会保証のない当行プロパー貸出となる部分についてはお客さまの財務状況に応じたプライシングにてメリハリづけを行う方針で商品設計を見直してまいります。

また、当行ではビタミンローンのマーケティングにおいて、小規模事業者のお客さまであっても丁寧な格付運営を行っており、競合他行にはない濃密なリレーションから資金繰り把握や、きめ細かい対応が可能となっています。今後とも、お客さまの財務分析だけでなく、非財務面の事業性をとらえたマーケティングを実施してまいります。

〔 ビタミンローンの計画 〕（図表 20）　（単位：先数、百万円）

	実績			計画		
	2017 年 3 月末	2018 年 3 月末	2019 年 3 月末	2020 年 3 月末	2021 年 3 月末	2022 年 3 月末
実行先数	281	358	350	482	548	640
実行額	4,138	4,111	5,134	4,820	5,480	6,400

④ 事業承継、M&Ａ支援に向けた取組み

大分県においても、企業経営者の平均年齢は上昇傾向にあり高齢化が進行する一方で、後継者の確保が困難になってきていることから、事業承継に関する相談が増加してきております。

更に大分県は、後継者がいない企業の比率が高く、事業承継問題の深刻さが目立つ地域であり、事業承継の相談件数が増加しております。

事業承継対策を必要とする事業者は多くても、M&Ａ手数料が見込みにくい比較的小規模の事業者に対して支援する金融機関は少ない状況にありますが、当行では事業承継支援について、外部との連携を必要としない完全内製化の体制ができており、少々採算が厳しくても、地域の商流や雇用を安定させることを優先させて事業承継支援を行っております。

具体的には、事業承継ニーズのある経営者の意向を踏まえたうえで、後継者不在先のM&Ａのマッチング支援、事業承継時の資金需要対応や相続対策支援等を通じて、事業承継に関わる課題解決支援を行っており、お客さま支援部ソリューション支援室内の「M&Ａシニアエキスパート認定制度」による有資格取得者により、ワンストップで課題解決が可能となっております。

また、課題解決支援サービスの充実及び継続的な支援体制構築の目的で、2019 年４月よりお客さま支援部ソリューション支援室に１名の人員増強を行い、ソリューション支援室は従来の６名から７名体制（うちM&Ａ実務担当者４名）とし体制の強化を行いました。

今後は、事業者自ら相談に来店されることが少ないことを考慮して、営業店の役割において能動的に動くような対応を促し、日常の営業活動による経営者との対話の場で今後の経営体制や事業承継等についての対話を実施することで、事業承継に関する潜在ニーズの掘り起こしに努めてまいります。

今後も深刻な事業承継問題に直面する地元大分の地域経済の活性化への貢献も大きいことから、引き続き事業承継支援の体制強化を行い、事業承継対策支援の取組みを行ってまいります。

〔 事業承継の計画 〕（図表 21）　（単位：先数）

	2016 年度 実　績	2017 年度 実　績	2018 年度 実　績	2019 年度 計　画	2020 年度 計　画	2021 年度 計　画
先数	1	7	9	10	13	16

※. 当行内製化による単独支援実績（譲渡･譲受企業の先数）

事業承継、M&A支援に向けた取組み

【支援体制】

- 沿革
  - ・平成20年４月　Ｍ＆Ａ支援業務（内製化）開始。
  - ・平成22年年度　アドバイザリー業務による初回クロージング支援
- 人員体制
  - お客さま支援部ソリューション支援室7名体制（うちＭ＆Ａ実務担当4名）
- 職員の専門資格の取得状況
  - Ｍ＆Ａシニアエキスパート　本部5名（銀行全体では8名）
  - 事業承継シニアエキスパート　本部2名

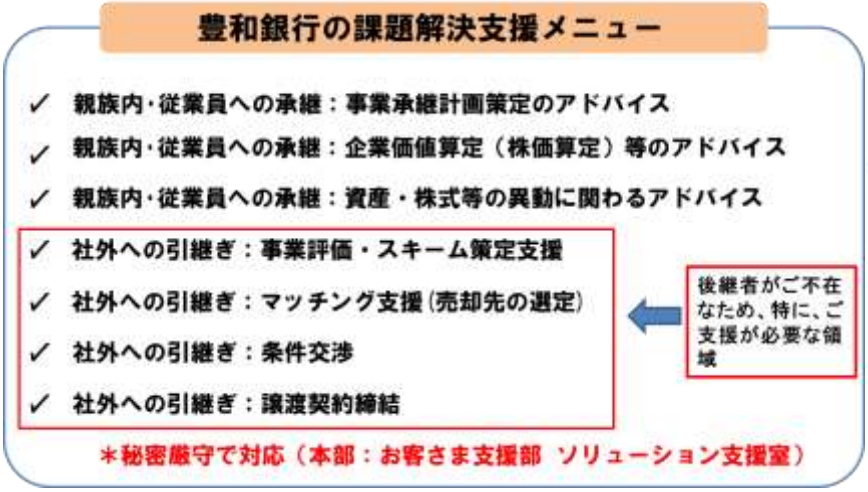

⑤ 創業・新事業を目指すお客さまへの取組み

当行では、これまで創業や新事業を目指すお客さまに対して、事業計画等の作成支援及び大分県や各市町など創業支援機関等の各種支援制度等に関する情報提供を通じた支援に取り組んできたほか、創業支援融資等のファイナンス支援の取組みを強化した結果、2016 年度から 2018 年度の期間において 542 先のファイナンスによる創業支援を行いました。

本計画においては、大分県や各市町等の創業支援機関や日本政策金融公庫と情報連携を強化することにより創業支援対象者の更なる拡大を行うとともに、起業家育成担当としてインキュベーションマネージャー等の創業支援関連有資格行員に関与させ、質の向上をおこなってまいります。

また、ファイナンス面に限らず、販路開拓支援、ソリューション支援などオペレーション面での創業支援も当行では可能であることから、より多くの顧客価値提供を創業・新事業支援において提供することで、創業・新事業進出の事業者に対して、ファイナンスとオペレーション両面での支援を強化してまいります。

この様なオペレーションの支援により、創業・新事業進出の事業者の成長や企業価値向上及び雇用の創出につながり、更なる成長に必要な資金支援に繋げてまいります。

⑥ 経営改善・事業再生が必要なお客さまへの取組み

当行では、中小企業等のお客さまに対する経営改善・事業再生支援を促進するため、融資部企業支援室に、当行行員に加え専担者として、西日本シティ銀行からの出向者２名及び整理回収機構出身者２名を配置し、経営改善・事業再生支援態勢の強化を図っております。

本計画においては、お客さまの経営改善・事業再生を本支店一体となっての取組み、必要に応じて中小企業再生支援協議会や外部専門家などを活用した実現性の高い経営改善計画の策定支援を行うとともに、引き続き、「販路開拓コンサルティング（Ｖサポート業務）」の提供や「経

営改善応援ファンド」による信用供与など適切な金融仲介機能を発揮したソリューション提供を行ってまいります。また、抜本的な事業再生により経営改善が見込まれるお客さまに対しては経営改善計画に基づき、債権放棄やＤＤＳ、事業再生ファンド等を活用した金融支援を行い、地域内の雇用や商流など地域経済への影響にも十分に配慮し、中長期的な視点に立った、お客さまの事業再生支援を進めてまいります。

イ．本支店及び外部専門家等との連携による事業性評価に基づく経営改善計画の策定支援

経営改善が見込める中小企業等のお客さまに対しては、お客さまの事業内容や事業継続性等を適切に評価（事業性評価）し、より実現性の高い経営改善計画の策定に向け、営業店と融資部企業支援室が一体となり計画策定支援を行ってまいります。さらに、必要に応じて中小企業再生支援協議会や経営改善支援センターなどの外部専門機関や外部専門家等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を活用し、お客さまの経営改善を迅速に進めるべく積極的に支援してまいります。

ロ．お客さまに対し本支店一体となった日常的・継続的な関係の構築によるフォロー態勢の強化

営業店と融資部企業支援室はお客さまへの経営改善計画の策定支援や、策定後の経営改善進捗状況の把握を通じて、常に深度のある関係構築のため定期的なモニタリングを継続実施してまいります。

また、経営改善の進捗が芳しくないお客さまには、より抜本的な経営改善を図るため、必要に応じて外部専門機関や専門家等とも連携しながら、お客さまに寄り添い改善を手助けしていく態勢を更に推し進めることで、地域金融機関として金融仲介機能を十分に発揮し地域雇用等の地域経済への貢献度を高めてまいります。

ハ．お客さまのライフステージに応じた抜本的な金融支援による再生支援

営業店と融資部企業支援室はお客さまへの経営改善計画の策定支援や、策定後の本支店一体によるお客さまとの日常的・継続的なフォローを通じて、お客さまがどのライフステージにあるかの認識を持ちながら、各ライフステージに応じた経営課題の解決策をお客さまと営業店ならびに融資部企業支援室とともに協議させていただきながら、必要とされるコンサルティングを本支店一体となって行ってまいります。さらに、必要に応じて外部専門機関や外部専門家とも連携するなどを通じ、お客さまの業況を十分に考慮した上で、事業再生を進めるために必要な金融支援を実施することで、お客さまの経営改善・事業再生に向け地域金融機関として最大限の金融仲介機能を発揮してまいります。

（２）お客さまの満足度向上に向けた取組み

① チャネルの多様化

イ．スマホアプリの提供

お客さまの生活スタイルの変化に伴い、現在の平日 15 時までを営業時間とする既存店舗で金融サービスを提供するだけでは、お客さまの利便性を低下させ、銀行としての魅力を損なう可能性が高まっております。お客さまの利便性向上のため、来店できない（あるいは、来店されない）お客さまに対しても同様の金融サービスを提供できるようにするためには、スマートフォン等を活用した利便性の高いチャネルが必須と考えており、スマートフォンアプリを活用した営業チャネルの拡充を図ってまいります。

ロ．ＷＥＢ完結型ローンの導入

これまでのインターネット・ＦＡＸ・郵送による仮審査申込に加え、お客さまの利便性の

向上のためＷＥＢ完結型ローンの導入し、祝休日も営業する「ほうわホルトホールプラザ」に加え、ＷＥＢ完結型ローンを導入するとともに、インターネット広告やＳＭＳ、ＳＮＳ等によるローン商品の認知度向上を図り、インターネット等による申込受付件数の拡大を行うことで銀行営業時間帯に来店できない（あるいは、来店されない）お客さまのニーズにも対応できる体制を構築します。

ハ．オープンＡＰＩへの対応

当行の経営理念･基本方針・目指す姿等を踏まえるとともに、FinTech 等の技術革新や金融環境の変化に対応していくため、セキュリティや利用者保護に十分配慮した上で、電子決済等代行業者との連携･協働に取り組んでまいります。なお電子決済等代行業者との連携･協働に際しては、システム共同先との連携を図り、お客さまサービス向上に繋がる新しいサービスの提供を検討してまいります。

② お客さま目線に立った取組み

イ．ほうわホルトホールプラザの機能拡充

当行では、交通至便なＪＲ大分駅の南口に相談特化型店舗を構え、年中無休（年末年始を除く）、平日は午後７時まで営業することで、平日や日中にはご来店できないお客さまの各種ローンや資産運用・相続・年金・保険等のご相談やお申込みに対応しております。

同プラザでは、個人のお客さまに対するライフプランニングによるコンサルティング体制を構築しており、お客さまにご満足いただける、より質の高いサービスの提供が可能です。

これら相談機能に特化したほうわホルトホールプラザの特性を活かし、お客さまの利便性向上を図るため、これまで営業店窓口で行ってきた業務や営業店では対応可能な人材を揃えられなかった業務（例えば、相続事務）の一部代行について検討してまいります。

ロ．店舗の整備・美化

当行は、老朽化した店舗・設備への対応を進めておりますが、築 50 年を超えた店舗が５か店あり、該当店舗の建替えを検討するとともに、店舗の外観や内装、空調等の設備についても金融仲介機能発揮のためには計画的に改修を行う必要があると判断しております。お客さまロビーの改修の際には、例えば、着座式記帳台の設置やロビー椅子の更新等、ご来店されるお客さまが実感できる「豊和銀行と取引することの安心感」の確保を目指してまいります。

（３）経営基盤の強化

地元中小企業を徹底的に支援し、地域経済の活性化に寄与するため、「業務の効率化」「人材育成の強化」「人材の確保、人材の活躍推進に向けた取組み」に注力してまいります。

① 業務の効率化

イ．営業店に対する本部のサポート強化

当行では予算上の制約から慢性的な人員不足に悩まされており、競合他行のように渉外人員を増やすために本部人員を営業店に渉外人員としてシフトするというようなこともままなりません。これは本業として取り組むとしたＶサポート業務の運営についても同様のことが言えます

そこで当行では営業店渉外を本部スタッフとして本部に異動させ、本部スタッフ自身が全店の特定業務の主担当として、お客さまとダイレクトに対話して、金融仲介機能を発揮するという形式で対応することにしております。とかく同じ業務を営業店と二人三脚で行いがちな、営業推進部門の伝統的な推進役とは異なり、本部スタッフが特定業務については、あたかも営業店に在籍しているかのように業務遂行を分業して、責任を持つというところに特徴

があります。

苦肉の策ではありますが、Ｖサポート業務や事業承継など高度な専門性が求められる業務については、このような営業店に対する本部サポートが有効であるように考えております。こうした本部スタッフが機能しうる特定業務の適用範囲を広げて、小規模地銀ならではの効率性追求を行ってまいります。

特に本計画期間中については、渉外行員がＶサポート業務や地域の中小企業のお客さまとの取引に注力するため、金融商品等の担当者を本部付にし、各ブロックの金融商品等の担い手とすることで渉外をはじめ営業店行員の負担軽減を図ってまいります。また、現在営業店で行っている延滞管理についても、コールセンターの人員を増加することにより入金督促の一元管理による営業店の負担軽減策を検討してまいります。

ロ．業務改善に向けての継続的な取組み

ａ．現場の意見を踏まえた継続的な取組み

上述の通り、当行では行員の絶対数が不足していることに加え、本計画ではこれまで以上にＶサポート業務に注力していくため、これまで以上に人員が不足していくことが予想されます。限られた人材でより効率的な業務運営を行っていくため、現場の意見を踏まえた継続的な改善活動を「業務改善委員会」（委員長：頭取）のイニシャティブのもと、引き続き実施してまいります。

ｂ．スピード感のある融資に向けた取組み

地域の中小企業に対する信用供与の実施体制の整備については、前計画においてお客さまの資金ニーズに迅速に対応するため、金額、条件等を規定して営業店長に決裁権限を委譲するなどの取り組みを行ってまいりました。

今後は、更なる融資業務のスピードアップに向け、融資稟議における必要書類の簡素化や融資手続きの見直し、営業店の融資事務負担の軽減のため、不動産担保評価等の外部委託の活用など、営業店がよりお客さまと接する時間を増やし、十分なコンサルティング機能が発揮できる体制整備を行い、地域金融機関としてより一層の円滑な資金供給に努めてまいります。

② 人材育成の強化

「地域への徹底支援、地元経済の活性化、地域への貢献」を実践し続けるためには、行内における人材の育成強化を図る必要があるため、以下の施策を引き続き実践してまいります。

イ．行員の顧客価値提供能力の向上

a．管理職層の専門性向上(特に中小企業等への支援のための融資スキル、事業性評価、本業支援、Ｍ＆Ａ・事業承継)、マネジメント力、育成力の向上を図る取組みを強化いたします。

b．若手行員の早期戦力化のため、実践力強化を図る集合研修等を実施するほか、これまで実施している各種行内トレーニー制度（留学先：融資部、お客さま支援部ソリューション支援室、他の部店）等の充実を図ります。

c．「共通価値の創造」を実践するための専門性向上、Ｖサポート業務を含む本業支援等の提案力強化を図るための集合研修等を強化するほか、行外研修（第二地方銀行協会、(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)、業者等主催）へ行員を積極的に派遣いたします。また地域貢献実践のための資格者（中小企業診断士、Ｍ＆Ａシニアエキスパート、事業承継シニアエキスパート、ＦＰ技能士等）を養成する取組みを強化いたします。

ロ．複数の職務が行える人材の育成

銀行の将来を担う人材の育成ならびに、より少ない人員で店舗運営できる人材の育成（多職能化）を目的として、若手行員を対象にある一定期間中に複数の職務を経験させ、仕事の広がりや自身の適性を見極めるための場を提供するためのジョブローテーションのルール化を検討してまいります。

本部スタッフが主担当として関わるような特殊業務や特殊事務であっても、「若いから」、「戦力化できていないから」といって、単純業務ばかりを繰り返させていては、若手行員のモチベーションにも悪影響があると感じております。

③ 人材の確保、人材の活躍推進に向けた取組み

本計画における主要施策を成し得るためには、これまで以上に経営基盤の強化を図る必要があります。当行が「働き方改革」に取り組むなかで、ダイバーシティを推進し、人材の最大活用を図るために、以下の施策を実践してまいります。

イ．女性の活躍のステージ拡大

当行の人員構成上、シニア層・女性行員の活躍は欠かすことが出来ず、一層の取組み強化を図ってまいります。預金係に専念させがちな女性行員についても、融資係や渉外係への配置を本人の希望もふまえて進めてまいります。

具体的には、女性行員の融資・渉外力向上に向けた育成（「財務基礎・財務分析セミナー」をインターバルで実施するほか、トレーニーや資格・検定試験の受験管理の取組み等）に取り組んでまいります。

ロ．シニア層の活躍のステージ拡大

シニア層については、永年の経験で培った専門性の高い分野での活躍を促したり、後進に対する人材育成を担当してもらう等の取組みを強化してまいります。また、本計画期間内に、これまで役職定年制度の見直し（55 歳から 58 歳への延長）や定年後再雇用のルールの見直しなどに取り組んでまいりましたが、今後は更なる役職定年制度（現在 58 歳）の見直しや定年後再雇用のルールの見直しを検討してまいります。

ハ．働き方改革に向けた取組み

ＥＳ（従業員満足度）の向上を図ることは、若手行員の離職防止や新卒採用にも好影響を与えるとの考えから、本計画期間内においては、「ライフ・ワーク・バランス」の実現に向けた取組みを強化し、人材の確保・人材の活用に努めてまいります。

具体的には、休暇制度の見直しや総労働時間の削減に取り組んでまいります。

６．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

（１）業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

業務執行に対する監査又は監督の体制を強化するため、2016 年６月から社外取締役２名の体制とし、取締役会への監督・牽制機能の強化を図っております。

加えて、社外の常勤監査役１名及び非常勤監査役１名の就任、監査役会付行員の配置等により監査役会機能の強化も図っております。

（２）リスク管理の体制の強化のための方策

①統合的リスク管理体制強化、ＲＡＦ（ﾘｽｸｱﾍﾟﾀｲﾄ･ﾌﾚｰﾑﾜｰｸ）体制構築のための方策

当行では、従前より経営体力の範囲内で各リスクカテゴリー・各業務部門にリスク資本を配賦し、その範囲内でリスクテイクを行うことにより健全性の確保を図るとともに、限られ

た経営資源を効率的に活用し、収益性の向上を目指しております。

その中で、信用リスク管理については、地元の商流や雇用を支える地元事業者へのリスクテイクの貢献が求められていることを認識し、地元分については一定のリスクテイクを許容して、そのリスク資本の原資を確保する観点から地元以外の分についてはリスクを抑制するなど、地域経済の活性化を強く意識したリスク管理方針とし、リスク資産毎に指標であるＶａＲ、ＥＬ（期待損失）、ＵＬ（非期待損失）を計測して、地元と地元以外について分別した管理を実施しつつ、配賦したリスク資本と対比することにより、リスク量をコントロールしております。

なお、リスク管理については、リスクを把握・管理・抑制するのみにとどまらず、負担したリスクに見合った収益を確保できているかといった、リスクと収益とのリンクを把握・管理する体制（ＲＡＦ）の導入を検討しております。

今後、2019 年度中には、ＲＡＦ運営を実施するリスクカテゴリーの特定、モニタリング指標の特定やリミット設定、行内ルール等の文書化、2020 年度中の開示を目指し、これまで実施してきた統合的リスク管理とＲＡＦ運営との融合・整理を図ってまいります。

なお予定されている金融検査マニュアルの廃止によって、統合的リスク管理やＲＡＦ運営に影響が生じる場合は、開示時期が後ずれする可能性もあることも申し添えておきます。

②信用リスク管理体制強化のための方策

イ．与信ポートフォリオ管理

与信業務運営に関する基本的な考え方や行動の基準等を「クレジットポリシー」に定めて厳正に運用するとともに、中長期的な金融・経済・社会環境の変化等を踏まえた的確な信用リスクの把握・管理に努めております。

今後とも、リスクに見合った収益を追求するべく、最適な与信ポートフォリオの構築を目指してまいります。

ロ．お客さまの実態把握

債務者の財務状況、資金繰り、経営環境等について、モニタリングの実施等により十分な実態把握に努め、与信審査及び期中管理を適切に行ってまいります。Ｖサポート業務を通じて入手する事業活動（オペレーション）関連の情報もこのような方向性をサポートできるものと考えております。

また、貸出後に業況が悪化しているお客さまについては、本支店一体となって経営改善に向けての支援を行うほか、必要に応じて貸出条件の変更等の金融支援や抜本的な事業再生への取組みを行ってまいります。

さらに、当行では融資部主催の集合研修に加え、お客さまの事業性の理解力の向上を図るため「地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）」等での研修を通じて、引き続き営業店の実態把握力の向上に向けた取組みを行ってまいります。

特に、与信管理上重要なお客さまについては、引き続き本部専担者が関与し本支店一体となってよりきめ細かい実態把握を行う管理態勢にて取り組んでまいります。

ハ．ストレステストの実施

当行は、これまで親会社への名寄せによるグループ合算、地価下落による保全率低下、景気後退により格付悪化した建設・不動産業や、貸出金が増加傾向にあった「個人による貸家業」や「医療・福祉業」の格付悪化による影響を定期的に計測し、影響の度合いを検証してまいりました。また、シナリオ毎に明細単位でＥＬ理論値を算出し、その構成比から店別のＵＬを計測しており、店別・地域・業種別に算出したデータを蓄積し、ポートフォリオの適

正管理や信用リスク管理に活用しております。今後とも、このような取組みを通じて地元ＵＬを可視化し、地域経済の活性化に資する地元の事業者への適切なリスクテイクに努めてまいります。

ニ．不良債権の適切な管理のための方策

経営改善が見込めるお客さまに対しては、引き続き経営改善の実現可能性を早期に判断し、貸出の条件変更や経営改善計画の策定支援など積極的な対応により、不良債権発生の未然防止に努めてまいります。

加えて、さらに一歩踏み込んだ事業再生支援を行うことにより、事業継続が見込めるお客さまに対しては、外部専門機関・専門家等と連携し、抜本的な経営改善計画を策定したうえで、債権放棄の実施やＤＤＳの活用、事業再生ファンドの活用などの金融支援も実施してまいります。

また、事業の存続を徒に長引かせることが、却って、経営者の生活再建に悪影響が見込まれる場合は、債務整理等を念頭に置いたうえでお客さまの再起に向けた助言等、お客さまやお取引先にとって真に望ましいソリューションの提供に努めてまいります。

③市場リスク管理体制強化のための方策

イ．基本方針

市場リスク管理については、自己資本と対比して設定する限度枠内でリスクテイクするなかで、リスクの定量化を通じた管理を実施することを基本方針としています。

なお、市場取引についてはＡＬＭ/リスク管理協議会にて承認された運用施策・運用基準に基づいて行っております。

ロ．リスク管理方針

市場リスク管理については、ＶａＲや100ＢＰＶ、ＩＲＲＢＢ、評価損失等の市場リスク量を計測し、市場リスク部会、ＡＬＭ/リスク管理協議会において経営陣と協議する態勢としています。ＶａＲ計測モデルについては、モデルの有効性評価のために定期的にバックテストを実施し、市場リスク部会、ＡＬＭ/リスク管理協議会に報告しております。

一方で、ＶａＲを用いた統合的リスク管理を補完する目的で、市場環境やイールドカーブの変化等を考慮したシナリオに基づいたストレステストを実施しており、その結果をＡＬＭ/リスク管理協議会に報告しております。

ハ．ＩＲＲＢＢ基準への対応

ＩＲＲＢＢ基準（ストレス時の金利リスク量が自己資本の20%以下）に適切に対応するため、ストレス環境下における当行のバランスシート全体（有価証券・預金・貸出金等）の金利リスク量（ΔＥＶＥ）や期間損益に与える影響（ΔＮＩＩ）を算出、分析したうえで、経営体力に見合ったリスクコントロールに努めてまいります。

④流動性リスク管理

資金繰りリスクの顕在化は、時に経営に重大な影響を与えるおそれがあることから、流動性リスクの管理部門は、現時点の資産・負債構造を踏まえ、適切な資金繰り管理態勢を構築するとともに、流動性に係るリスク評価、モニタリング、コントロール等により安定的な資金繰り確保に努めております。具体的には、資金繰りの逼迫度（平常時・懸念時・緊急時・危機時）に応じた管理態勢を定めています。また、定期的にストレステストを実施して現状の流動性のストレス耐性について分析し、流動性リスク部会・ＡＬＭ/リスク管理協議会に報

告しております。

日々の運用においては、流動性準備量の水準目標の設定や即時現金化可能資産や流動化可能資産の把握に努めるほか、各種経営戦略目標の策定にあたっては資金繰りリスクを考慮に入れる等、流動性リスクの顕在化防止に努めております。

資金運用においても、市場流動性を損なう商品等への投資は極力回避し、流動性リスクを十分に意識するよう努めております。

⑤オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスク管理に関しては、協議機関としてオペレーショナルリスク部会（事務局：事務統括部）を置き、同部会において管理状況の適切性に関する検証・協議を行ったうえで、その結果を上位のＡＬＭ／リスク管理協議会に報告する態勢としております。

（３）法令遵守の体制の強化のための方策

①コンプライアンス統括機能の充実・強化

取締役会直轄のコンプライアンスに関する審議機関である「コンプライアンス協議会」において、各部署からの報告、監査及び事務指導の結果等に基づき、コンプライアンス・プログラムの改善や不祥事案等の再発防止措置に関する定着のための活動をさらに強化してまいります。

また、審議内容の深度を向上させるため、下部機関である「コンプライアンス部会」において、事前に問題点の把握・洗出し等を十分に行ったうえで、同協議会に付議してまいります。

統括部署であるコンプライアンス統括部において、引き続きコンプライアンス・プログラムの改善状況の管理や再発防止措置に関する進捗管理を行い、フォローアップを徹底してまいります。また、各部店に法令等違反やそのおそれがある行為が発生した場合の報告を徹底させるとともに、職員の債務状況等を含む身上把握状況の確認や、コンプライアンス関連情報の一元的な収集・管理・分析及び通報制度の活用を徹底し、法令等遵守状況の実態把握と不祥事案等の未然防止・早期発見に努めてまいります。

②マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止態勢の強化

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する行内統括部門である金融犯罪対策室において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止（反社会的勢力との関係遮断や疑わしい取引の届出を含む）に向けて、銀行全体として組織的に対応しております。

日々の業務に当たっては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する全社的な方針」を制定するとともに、「顧客の受入れに関する方針」に沿った取扱いを徹底しております。

さらに、反社会的勢力との関係遮断に向けた各種方針、規程類の制定、疑わしい取引届出等により、リスクの特定・評価・低減に取組んでおります。

また、警察や暴力追放大分県民会議ならびに顧問弁護士等と連携し、反社会的勢力の排除を行っており、今後もデータベースの整備拡充に努め、金融犯罪防止に向けた更なる管理態勢の強化を図ってまいります。

（４）経営に対する評価の客観性の確保のための方策

金融仲介機能発揮のベンチマークなどで当行の金融仲介機能発揮状況を可視化できるようになったお客さまから当行の商品・サービス及び経営方針・経営戦略等に関するご意見を吸い上げ、経営に反映させることを目的として、2017 年８月より「お客さまモニター制度によるアン

ケート調査」を実施しております。本計画では、同制度の見直しを行い、より多くのお客さまのご意見を吸い上げ、選ばれる銀行を目指してまいります。

（５）情報開示の充実のための方策

①四半期毎の情報開示の充実

当行では、お客さま、株主をはじめとする投資家の皆さま、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、迅速かつ正確な四半期の財務・業績情報の提供に努めております。

今後とも、プレスリリースやホームページ掲載等を通じ、迅速かつ充実した開示に取組んでまいります。

②会社情報の適時開示

当行では、迅速かつ充実した情報開示に取り組むため、大口不良債権の新規発生、不祥事案の発生等、本部・営業店等からの各種情報は、総合企画部において、一元管理する態勢としております。

総合企画部では、各種情報が適時開示情報に該当するか否かを判断し、原則として、取締役会等の承認のもとに適時適切に開示しております。

今後とも、銀行法、金融商品取引法その他の法令及び証券取引所の定める適時開示規則に基づき求められる情報に加え、経営の透明性を確保するため、リスク情報などの情報開示にも努めてまいります。

③主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示の充実

当行は、地元経済の活力向上と地域の発展に貢献するため、お客さまの経営改善等や成長・発展に向けた経営支援、創業・新事業を目指すお客さまへの支援等の積極的に取り組むほか、環境、金融に関する教育、文化、防犯協力、ボランティア活動への貢献など、地域・社会貢献、ＣＳＲ活動を幅広く展開しております。

こうした取組みや活動については、金融仲介機能発揮のベンチマークも掲載されているディスクロージャー誌や決算短信等に適切に開示しており、今後とも開示内容を充実させ、積極的に開示してまいります。

７．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

当行は、地域の中小規模の事業者等のお客さまを取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、中小規模の事業者等のお客さまと真正面から向き合い、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善等及び成長・発展に向け、経営改善支援活動と積極的な資金供給を徹底することで、地域経済の活力向上と地域の発展に貢献していくことこそが、地域金融機関としての責務であると考えております。

本計画においては、前述の取組方針「地域への徹底支援」に基づく諸施策を確実かつ持続的に実施することで、中小規模の事業者等や個人のお客さまに対して、円滑な資金供給に努めてまいります。

（２）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

①中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備については、前計画においてお客さまの資金ニーズに迅速に対応するため、金額、条件等を規定して下位役職（融資部審査役）や営業店長に決裁権限を委譲するなどの取組みを行ってまいりました。

今後は、更なる融資業務のスピード向上に向け、融資書類の簡素化や融資手続きの見直しなど、さらなるお客さまへのスピーディな対応可能な体制整備を行い、地域金融機関としてより一層の円滑な資金供給に努めてまいります。

②担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

事業性評価に基づいたお客さまの多様な資金ニーズに柔軟に対応するため、無担保融資や、売掛債権や在庫、動産、知的財産等を担保とした融資、債権譲渡契約に担保設定した融資等を積極的に推進してまいります。

具体的には、大分県内で１年以上同一事業を営む法人及び個人事業主のお客さまを対象とし、原則無担保で事業資金をご融資する「ほうわビタミンローン（詳細は、16 頁「地域への徹底支援」等に記載しております)」やＴＫＣ会員の税理士・会計士等が関与する中小企業等のお客さまを対象とする原則担保不要のローン商品「ほうわＴＫＣローン」、お客さまの柔軟な資金調達ニーズへの対応として、対外信用力の向上にも繋がる「銀行保証付私募債（がんばろう九州私募債)」、優れた技術力を有する地域のお客さまが持つ特許権・商標権・実用新案権・意匠権・著作権等の知的財産権の価値を評価し、その事業価値に応じて必要資金を供給する「知的財産担保融資」などを活用し、中小規模事業者の多様な資金ニーズに応えてまいります。

③中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

当行は、コンサルティング機能を発揮し、お客さまのライフステージ等に応じた最適なソリューションを提供するとともに、お客さまの経営改善等や成長・発展に向け、積極的な資金供給を行うことは、地域経済に対し責任を持って支える地域金融機関としての最低限の責務であると考えております。

本計画においては、前述の諸施策の実施により中小規模事業者等向けの信用供与の円滑に取り組んでまいります。

〔 中小規模事業者等に対する貸出残高、総資産に対する比率 〕(図表 22)　　(単位：億円、%)

	2019/3 末 実　績	2019/9 末 計　画	2020/3 末 計　画	2020/9 末 計　画	2021/3 末 計　画	2021/9 末 計　画	2022/3 末 計　画
中小規模事業者等向け貸出残高	2,530	2,570	2,599	2,620	2,641	2,664	2,687
総資産残高	5,785	5,788	5,798	5,804	5,813	5,851	5,892
総資産に対する比率	43.73	44.40	44.82	45.14	45.43	45.53	45.61

※ 「中小規模事業者等向け貸出」とは、銀行法施行規則第 19 条の２第１項第３号ハに規定する別表第一における中小企業等から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外しております。
- 政府出資主要法人向け貸出、及び特殊法人向け貸出
- 土地開発公社向け貸出、地方住宅供給公社向け貸出、及び地方道路公社向け貸出
- 大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るＳＰＣ向け貸出
- 当行の子会社向け貸出、及び当行を子会社とする銀行持株会社等（その子会社も含む）向け貸出
- 子会社に大会社を有する親会社向け貸出
- 上記のほか金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

（３）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

①創業又は新事業の開拓に関する支援に係る機能の充実の強化のための方策

当行では、これまで創業や新事業を目指すお客さまに対して、事業計画等の作成支援及び大分県や各市町など創業支援機関等の各種支援制度等に関する情報提供を通じた支援に取組んできたほか、創業支援融資等のファイナンス支援の取組みを強化しております。(詳細は、18 頁「地域への徹底支援」等に記載しております)。

②経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策

お客さまからの経営に関する相談に対しては、お客さまのライフステージ等に応じ、お客さまの立場に立った最適なソリューションを提案し、お客さまと協働して実行することを基本方針としております。また、お客さまへのソリューションの提案等にあたっては、必要に応じて外部専門機関・専門家等とも連携し、お客さまの経営改善等や成長・発展を支援してまいります。

・融資部企業支援室が選定した経営改善支援取組対象先で、当行のコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・Ｍ＆Ａ等の助言を行った先
・経営課題を抱えるお客さまで、当行を介し、外部専門家等（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、認定支援機関等）に経営相談等を行っている先
・当行が入手した情報を活用し、ビジネスマッチング、資産売却等を成立させた先

③早期の事業再生に資する方策

当行では、事業再生をさらに一歩踏み出し、事業継続が見込めるお客さまに対しては、中小企業再生支援協議会等の公的専門機関が関与した抜本的な経営改善計画の策定を支援するとともに、同計画に基づき、債権放棄やＤＤＳ、官民の各事業再生ファンドの活用等の金融支援を行うことで、地域の雇用や商流など地域経済への影響にも十分に配慮し、中長期的な視点に立ち、お客さまの経営改善、事業再生支援を徹底してまいります。

④事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当行では、事業承継ニーズのある経営者の意向を踏まえたうえで、後継者不在先のＭ＆Ａ

のマッチング支援、事業承継時の資金需要対応や相続対策支援等を通して、事業承継に関わる課題解決支援を行っております。(詳細は、17 頁「地域への徹底支援」等に記載しております)。

〔 経営改善支援等取組企業数、取引先企業総数に占める比率 〕(図表 23)　　(単位：先、%)

	2019/3 末 実 績	2019/9 末 計 画	2020/3 末 計 画	2020/9 末 計 画	2021/3 末 計 画	2021/9 末 計 画	2022/3 末 計 画
経営改善支援等取組先数	561	571	580	589	598	607	616
創業・新事業	78	78	80	82	84	85	87
経営相談	194	203	207	211	215	220	223
うち販路開拓コンサルティング	1	10	10	10	10	10	10
事業再生	16	16	16	16	16	16	16
担保・保証	259	260	262	264	266	268	271
事業承継	14	14	15	16	17	18	19
取引先企業総数	6,227	6,327	6,427	6,527	6,627	6,727	6,827
比率	9.00	9.02	9.02	9.02	9.02	9.02	9.02

※1 「取引先企業」とは、企業及び消費者ローン・住宅ローンのみの先を除く個人事業者の融資残高のある先で、政府出資主要法人、特殊法人、地方公社、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るＳＰＣ、当行の関連会社、及び子会社に大会社を有する親会社を含んでおります。

※2 「経営改善支援等取組先」とは、次の５項目への取組み先といたします。

１．創業・新事業開拓支援先

(1) 政府系金融機関と協調して投融資等を行った先

(2) 創業・新事業開拓支援として、次の事業資金融資を行った先

- 大分県・各市町村の創業・新事業支援制度融資
- 大分県信用保証協会の創業・新規事業関連保証等による融資
- 中小企業基盤整備機構の地域資源・新連携制度の認定先へ融資を行った先
- 創業・設立から３年未満のお客さま又は新事業を開始したお客さまへの初めての事業資金融資

(3) 企業育成ファンドの組成・出資等を行った先

２．経営相談支援先

(1) 企業支援室が選定した経営改善支援取組対象先で、当行のコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、 財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・M&Ａ等の助言を行った先

(2) 経営課題を抱えるお客さまで、当行を介し、外部専門家等（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）に経営相談等を行った先

(3) 当行が入手した情報を活用し、ビジネスマッチング、資産売却等を成立させた先

３．早期事業再生支援先

(1) 当行の人材を派遣し、再建計画策定、その他の支援等を行った先

(2) プリパッケージ型事業再生又は私的整理ガイドライン手続等で関与した先

(3) 企業再生ファンド組成により現物出資した先

(4) ＤＥＳ、ＤＤＳ、ＤＩＰファイナンスを活用した先

(5) 整理回収機構の企業再生スキームを活用した先

(6) 地域経済活性化支援機構を活用して再生計画の策定に関与した先

(7) 中小企業再生支援協議会と連携し、再生計画の策定に関与した先

(8) 当行が紹介した外部専門家等（弁護士、公認会計士、税理士、経営コンサルタント等）を活用して再生計画の策定に関与した先

４．担保・保証に過度に依存しない融資促進先

(1) シンジケート・ローン、コミットメントラインの契約先、財務制限条項（コベナンツ）を活用した融資商品、 担保及び個人保証を不要とする融資商品で融資を行った先

(2) 当行における担保・保証に過度に依存しない融資商品（スーパービジネスローンⅡ、ほうわ成長基盤強化ファンド２、ほうわ動産担保ローン、ほうわＴＫＣローン、ほうわビタミンローン）で融資を行った先

(3) 財務諸表精度が高い中小企業者への特別プログラムの融資先として、私募債等、信用格付を利用した信用供与を行った先

(4) 再生可能エネルギーの固定買取制度に係る売電収入に債権譲渡担保契約を締結して融資を行った先

(5) 上記以外でＡＢＬ手法の活用、動産・債権担保融資を行った先

５．事業承継支援先

(1) 事業承継ニーズを有するお客さまに対し、当行が必要な外部専門家等（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）を紹介し、連携して問題解決支援等を行った先

(2) M&Ａの取組みを成立させた先

８．剰余金の処分の方針

（１）配当に対する方針

優先株式及び普通株式の配当については、2009 年度から継続して実施しております（2018 年度配当実績：優先株式 345 百万円、普通株式 59 百万円）。

今後、前述の取組方針 ①「地域への徹底支援」、②「お客さまの満足度向上に向けた取組み」、③「経営基盤の強化」に基づく諸施策を確実かつ持続的に実施し、収益力を強化することで、安定した収益を確保し、内部留保の蓄積に努めつつ、安定かつ適切な配当を行っていく方針としております。

（２）役員に対する報酬及び賞与についての方針

当行では、2003 年度から役員賞与の支給を見送っており、2005 年度からは退職慰労金の支給も凍結しております。

今後も、業績を踏まえた報酬及び賞与としていく方針であります。

（３）財源確保のための方策

経営強化計画を確実かつ持続的に実行し、安定した収益を確保することで、利益剰余金は 2020 年３月期から 2029 年３月期の 10 年間で 143 億円増加させ、同年３月末には 213 億円まで積み上げる計画としております。特に、2022 年３月期までの本計画期間（３年間）においては、当行は最優先の経営課題としてＶサポート業務に注力し、Ｖサポート業務を当行のビジネスモデルの中核業務として確立してまいる所存です。

上記計画は、これまでの当行の収益の実績に鑑みれば、意欲的な計画ということは十分に認識しており、その実現に向けてＶサポート業務による波及効果（Ｖサポート業務に携わった行員の生産性向上やお客さまとの関係緊密化による取引の拡充）がもたらす現時点では見積もれない増収効果を積み上げることはもちろん、資本政策を含めた幅広い検討に着手する必要があると認識しております。また機動的なコスト削減についても追加的に検討いたします。

〔 長期予想 〕（図表 24）　　（単位：億円）

	2019/3 期 実　績	2020/3 期 見　込	2021/3 期 計　画	2022/3 期 計　画	2023/3 期 計　画	2024/3 期 計　画
当期純利益	11	5	5	7	8	8
利益剰余金	70	72	74	77	81	85

	2025/3 期 計　画	2026/3 期 計　画	2027/3 期 計　画	2028/3 期 計　画	2029/3 期 計　画
当期純利益	9	10	11	10	12
利益剰余金	110	135	161	186	213

※ 「利益剰余金」は、普通株式及び配当額を当期純利益に対応する年度から控除しております。

９．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（１）経営管理に係る体制及び今後の方針等

①経営強化計画運営協議会による進捗管理

経営強化計画の履行状況に関する進捗管理を行うため、2006 年 10 月に設置した「経営強化計画運営協議会」（議長：頭取）を定期的に開催しております。

同協議会では、毎月の損益状況等を把握し、諸施策の実施状況や半期毎の目標に対する進捗状況を確認するとともに、進捗状況に応じ、乖離要因を分析のうえ、対策を立案・検討し、営業統括部より支店長をはじめ全行員へ、具体的な指示を速やかに行っております。

②内部監査態勢

監査部は、取締役会の直轄機関とし、独立性・客観性を維持するため、全ての被監査部門から組織上独立しております。内部監査は、年次毎に取締役会で承認された「監査基本計画」に基づき、「内部監査方針」、「内部監査規程」、「監査実施要領」等に則って実施しております。

現状、内部監査の高度化に向けた課題は「リスクアセスメントの高度化の必要性と、リスクベースかつフォワードルッキングな観点での検証」と「コンプライアンスリスク管理の高度化」の二点と認識しております。

営業店監査においては、事務の堅確さ（事務手続の準拠性等、最低基準の遵守）やプロセスの妥当性検証に加え、ＡＭＬ/ＣＦＴなど、リスクベースに基づいた監査を中心に効率化に取組むほか、業務プロセスの有効性や効率性について評価を行ってまいります。また、不正対応など牽制・抑止態勢の整備を継続して行います。

コンプライアンスリスク管理の高度化に向けた対応については、ビジネスモデルの持続可能性やガバナンスの問題点について、リスクテイクに見合った実効的な運用態勢が構築されているか検証を行ってまいります。

また、統合的リスクやシステムリスクなどの専門的能力を有する人材の育成・配置に努めるとともに、内部監査部門としての責任を果たすために必要な「知識・技能・その他の能力」を部門全体として確保するための継続的な専門的能力の開発・取得に取り組んでまいります。

そのうえで、営業店監査において発見された問題点を当該部署が認識し、適切にコントロールする態勢を整備しているかを点検・評価するとともに、リスクに応じた組織横断的な監査を行い、有効な施策の提案を行ってまいります。

さらに、組織体のベスト・プラクティスの追求に向けた実効性のある監査を行うなど、内部監査態勢の強化を図ってまいります。

（２）各種のリスク管理の状況及び今後の方針等

主要なリスクカテゴリーである信用リスク・市場リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク（事務リスク・システムリスク）について、リスク毎に管理の基本方針を制定し、適切なリスク管理態勢の整備・確立に努めております。

また、各種リスクに応じて、管理の所管部署及び部会を設置し、その識別、評価、監視、コントロール等について協議しております。各種リスクの全体把握及び管理の統括部署として、総合企画部は「ＡＬＭ／リスク管理協議会」を運営しております。

各種リスクの管理については、各リスク所管部署において、ＰＤＣＡサイクルを確立し、「リスクの特定、評価、モニタリング、コントロール・削減」の一連のプロセスにおける各業務の妥当性を検証し、また適時見直すことにより、管理態勢の拡充・強化に努めてまいります。（詳細は、22 頁「リスク管理の体制の強化のための方策」等に記載しております）

１０．協定銀行が現に保有する取得株式等にかかる事項

株式会社整理回収機構による株式等の引受け等を求める額及びその内容・金額及び条件は以下のとおりです。

1	種類	株式会社豊和銀行Ｄ種優先株式
2	申込期日（払込日）	2014 年３月 31 日
3	発行価額	1 株あたり 10,000 円
	非資本組入れ額	1 株あたり 5,000 円
4	発行総額	16,000 百万円
5	発行株式数	1,600 千株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	日本円ＴＩＢＯＲ12 か月物＋0.95％ （2014 年３月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から 2014 年３月 31 日までの実日数である１を分子とし、365 を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭とする。） ただし、8%を上限とする。
	優先中間配当	本優先配当金の２分の１を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち、本優先株主が有する本優先株式１株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権 （転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	2014 年４月１日
	取得請求期間の終了日	2029 年３月 31 日
	当初取得価額 （当初転換価額）	取得請求期間の初日に先立つ 20 取引日目に始まる 15 連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。（※15 連続取引日は、福岡証券取引所における当銀行の普通株式の終値が算出されない日を除く）
	取得請求期間中の取得価額修正	取得請求期間において、毎月第３金曜日の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の５連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額に修正
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	904 円
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、2024 年３月 31 日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの 30 連続取引日（開催日を含む）の全ての日において終値が取得価額の下限を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限る）が到来したときは、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式１株につき、本優先株式１株当たりの払込金額相当額に経過本優先株式配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式１株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 20 取引日目に始まる 15 連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	904 円

※2018 年 10 月 1 日付で普通株式及びＤ種優先株式について 10 株を 1 株とする株式併合を実施したため、「3 発行価額、非資本組入れ額」「5　発行株式数」「9　取得価額の下限」「11 取得価額の下限」については、当該株式併合の影響を考慮しております。

１１．機能強化のための計画の前提条件

（前提となる景気環境）

国内経済は、好調な企業収益や良好な雇用・所得環境を背景に個人消費は引き続き堅調に推移したものの、海外経済の緩やかな回復に伴って増加基調にあった輸出は中国の景気減速の影響から弱含みとなり、生産にもその影響が現れるなど一部に弱い動きも見られました。今後、米国の通商政策や英国のＥＵ離脱問題など海外経済の不安定さや国内の深刻化する人手不足などの企業業績への影響等に十分に留意する必要があります。

また、当行の主要な営業基盤である大分県経済は、観光が持ち直しつつある中、雇用者所得は振れを伴いつつも着実な増加を見せ、個人消費も全体として底堅さを増すなど、基調としては緩やかに回復しております。

（金利）

基調としては緩やかな景気回復が継続すると予想するものの、マイナス金利政策のもと、日本銀行による国債買い入れオペは続けられており、本計画期間内においても、政策誘導金利及び市場金利は、現在の水準から横這いとなると予想しています。

（為替）

日本銀行は、フォワードガイダンスの明確化と適格担保の拡充を決定し、現行の金融緩和を少なくとも 2020 年春頃まで続けると明示し､政策変更に関する不確実性を低減しております｡また、米ＦＲＢが政策金利を据え置く姿勢を示しているため、米金利上昇に伴うドル高圧力が和らぐ一方、米中貿易摩擦の再燃などに伴うリスク回避の円高圧力も抑制されるため、為替相場は、横ばい圏での推移が続くとものと予想しております。

（株価）

国内の雇用・所得環境の改善は続いており、引き続き、緩やかな回復が期待される状況にあるものの、米中貿易摩擦の激化や英国のＥＵ離脱問題など、海外経済の動向に依然として不確実性等が残ることから、本計画期間における株価は、現行程度の水準により推移するものと予想しております。

【 前提条件 】

指　標	2019/3 末 （実　績）	2019/5 末 （実　績）	2020/3 末 （前　提）	2021/3 末 （前　提）	2022/3 末 （前　提）
無担保コール翌日物（%）	▲ 0.060	▲ 0.059	▲ 0.050	▲ 0.050	▲ 0.050
ＴＩＢＯＲ ３ヵ月 （%）	0.069	0.067	0.060	0.060	0.060
新発 10 年国債利回 （%）	▲ 0.095	▲ 0.095	▲ 0.090	▲ 0.090	▲ 0.090
ドル／円レート （円）	110.99	109.36	109.00	109.00	109.00
日経平均株価 （円）	21,205	20,601	20,000	20,000	20,000

※ 本表の28/3月末及び28/5月の各実績値は、以下によります。

1. 無担保コール翌日物 ・・・ 短資協会が公表する加重平均レート
2. ＴＩＢＯＲ３ヵ月 ・・・ 全国銀行協会が公表する全銀協ＴＩＢＯＲ
3. 新発10年国債利回 ・・・ 日本相互証券㈱が公表する最終取引レート
4. ドル／円レート ・・・ 三菱ＵＦＪ銀行が公表する午前10時時点の仲値レート
5. 日経平均株価 ・・・ 終値

「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」

第 19 条第１項及び第２項に定められる提出書類

目次

頁

○ 第 101 期（2019 年３月 31 日現在）貸借対照表 ・・・・・ 2

○ 第 101 期（2018 年４月１日から　2019 年３月 31 日まで）損益計算書 ・・・・・ 7

○ 単体自己資本比率（国内基準）（2019 年３月 31 日現在） ・・・・・ 10

○ 第 101 期（2018 年４月１日から　2019 年３月 31 日まで）株主資本等変動計算書 ・・・・・ 13

○ 末残日計表（2019 年５月末現在） ・・・・・ 15

○ 月中平残日計表（2019 年５月中平残） ・・・・・ 16

○ 有価証券報告書（第 101 期） ・・・・・ 17

○ 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第３条第１項３号に定める書面 ・・・・・ 102

○ 独立監査人の監査報告書 ・・・・・ 104

○ 役員の履歴書 ・・・・・ 106

○ その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類 ・・・・・ 117

内閣府令第３条第１項第２号に掲げる書類

● 貸借対照表等

第 101 期（2019 年３月 31 日現在）貸借対照表

第 101 期（2018 年４月１日から　2019 年３月 31 日まで）損益計算書

● 自己資本比率を記載した書面

単体自己資本比率（国内基準）（2019 年３月 31 日現在）

● 株主資本等変動計算書

第 101 期（2018 年４月１日から　2019 年３月 31 日まで）株主資本等変動計算書

● 最近の日計表

末残日計表（2019 年５月末現在）

月中平残日計表（2019 年５月）

● その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

有価証券報告書（第 101 期）

第１０１期末（２０１９年３月３１日現在）　貸 借 対 照 表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**59,985**	**預金**	**510,885**
現金	6,076	当座預金	6,188
預け金	53,908	普通預金	208,485
有価証券	**99,864**	貯蓄預金	885
国債	12,132	通知預金	687
地方債	33,134	定期預金	284,047
社債	33,317	定期積金	4,695
株式	4,529	その他の預金	5,894
その他の証券	16,750	**譲渡性預金**	**19,200**
貸出金	**410,859**	**借用金**	**12,989**
割引手形	3,174	借入金	12,989
手形貸付	24,064	**その他負債**	**2,436**
証書貸付	355,290	未決済為替借	282
当座貸越	28,328	未払法人税等	248
外国為替	**791**	未払費用	741
外国他店預け	791	前受収益	401
その他資産	**4,230**	給付補てん備金	0
未決済為替貸	93	リース債務	214
前払費用	14	資産除去債務	191
未収収益	391	その他の負債	356
株式交付費	18	**賞与引当金**	**170**
その他の資産	3,711	**訴訟損失引当金**	**121**
有形固定資産	**6,731**	**睡眠預金払戻損失引当金**	**142**
建物	1,242	**再評価に係る繰延税金負債**	**596**
土地	4,913	**支払承諾**	**858**
リース資産	199	**負債の部合計**	**547,402**
建設仮勘定	1	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	374	**資本金**	**12,495**
無形固定資産	**832**	**資本剰余金**	**10,349**
ソフトウェア	806	資本準備金	10,349
ソフトウェア仮勘定	25	**利益剰余金**	**7,009**
その他の無形固定資産	0	利益準備金	789
前払年金費用	**617**	その他利益剰余金	6,219
繰延税金資産	**301**	繰越利益剰余金	6,219
支払承諾見返	**858**	**自己株式**	**△ 90**
貸倒引当金	**△ 6,553**	**株主資本合計**	**29,763**
		その他有価証券評価差額金	**165**
		土地再評価差額金	**1,185**
		評価・換算差額等合計	**1,350**
		純資産の部合計	**31,114**
資産の部合計	**578,517**	**負債及び純資産の部合計**	**578,517**

手形貸付のうち金融機関貸付金 ―― 百万円　　借入金のうち金融機関借入金 ―― 百万円

個別注記表

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998 年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：34 年～50 年

その他： 4 年～20 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(５年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス･リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

５．繰延資産の処理方法

株式発行費は、その他資産に計上し、３年で定額法により償却しております。

６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

７．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ･フローを合理的に見積もることができる債権については､当該キャッシュ･フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額等と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ･フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額

しており、その金額は4,042百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 訴訟損失引当金

訴訟損失引当金は、訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

８．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号　2018 年２月 16 日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第３項から第５項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注８）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注９）に記載された内容を追加しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．貸出金のうち、破綻先債権額は 190 百万円、延滞債権額は 14,005 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

２．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権はありません。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

３．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,759 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

４．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 15,956 百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

５．手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,174 百万円であります。

６．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	16,477百万円
担保資産に対応する債務	預金	636百万円
	借用金	12,600百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納、デリバティブの取引の担保として、有価証券7,065百万円、預け金59百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金3,381百万円が含まれております。

７．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,654 百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが 24,636 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

８．土地の再評価に関する法律（1998 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　2,201百万円

９．有形固定資産の減価償却累計額　5,751 百万円

１０．有形固定資産の圧縮記帳額　520 百万円

１１．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は 4,321 百万円であります。

１２．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　６百万円

１３．銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、80 百万円であります。

第101期　（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**9,677**
資金運用収益	**7,892**	
貸出金利息	7,363	
有価証券利息配当金	490	
コールローン利息	0	
預け金利息	38	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**1,204**	
受入為替手数料	429	
その他の役務収益	775	
その他業務収益	**8**	
外国為替売買益	7	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	0	
その他経常収益	**571**	
貸倒引当金戻入益	89	
償却債権取立益	138	
株式等売却益	125	
その他の経常収益	218	
経常費用		**8,557**
資金調達費用	**295**	
預金利息	283	
譲渡性預金利息	11	
コールマネー利息	0	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**1,217**	
支払為替手数料	88	
その他の役務費用	1,129	
その他業務費用	**25**	
国債等債券売却損	7	
株式交付費償却	18	
その他の業務費用	0	
営業経費	**6,451**	
その他経常費用	**567**	
貸出金償却	321	
株式等売却損	23	
株式等償却	101	
その他の経常費用	120	
経常利益		**1,120**

（単位：百万円）

科目	金額	
特別利益		**436**
固定資産処分益	435	
受取和解金	1	
その他の特別利益	0	
特別損失		**429**
固定資産処分損	10	
減損損失	298	
訴訟損失引当金繰入額	121	
税引前当期純利益		**1,126**
法人税、住民税及び事業税	**182**	
法人税等調整額	**△ 190**	
法人税等合計		**△ 8**
当期純利益		**1,135**

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項

（損益計算書関係）

減損損失

地　　域	大分県内	大分県外
主　な　用　途	遊休不動産４カ所	遊休不動産１カ所
種　　類	土地、建物	土地、建物
減 損 損 失 額	土地 230 百万円、建物 34 百万円	土地 32 百万円、建物 1 百万円

上記の資産は、売却方針の決定、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、グルーピングの単位を営業店単位としております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。また、本部等銀行全体に関連する資産については共用資産としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値は将来キャッシュ・フローを 5.05％で割り引いて算定しております。

単体自己資本比率（国内基準）　（2019年3月31日現在）

	信用リスク・アセット算出手法		標準的手法	

（単位：百万円）

項　　目	コード	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		29,347		28,113	
うち、資本金及び資本剰余金の額		22,845		22,844	
うち、利益剰余金の額		7,009		5,761	
うち、自己株式の額（△）		91		89	
うち、社外流出予定額（△）		417		404	
うち、上記以外に該当するものの額		—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		2,438		2,166	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		2,438		2,166	
うち、適格引当金コア資本算入額		—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		401		681	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）		32,186		30,961	
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		833		451	112
うち、のれんに係るものの額		—		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		833		451	112
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		1		—	—
適格引当金不足額		—		—	—

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		56		99	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—		—	—
前払年金費用の額		430		337	84
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—		—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		—		234	58
特定項目に係る10%基準超過額		—		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		—		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—		—	—
特定項目に係る15%基準超過額		—		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		—		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—		—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		1,320		1,123	
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	０１０	30,867		29,838	
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額		340,994		336,314	
資産（オン・バランス）項目		339,837		335,214	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△ 2,255		△ 4,708	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額		△ 2,255		△ 4,905	
うち、上記以外に該当するものの額		—		197	
オフ・バランス項目		1,106		1,041	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		52		58	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		—		0	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		16,360		17,006	
信用リスク・アセット調整額		—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	０２０	357,354		353,321	
自己資本比率					

自己資本比率（（ハ）／（ニ））		8.63%		8.44%	

第 101 期 (2018年４月１日から 2019年３月31日まで) 株主資本変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	12,495	10,349	10,349	708	5,052	5,761	△ 89	28,517	520	1,702	2,223	30,740
当期変動額												
剰余金の配当				80	△ 484	△ 404		△ 404				△ 404
当期純利益					1,135	1,135		1,135				1,135
自己株式の取得							△ 1	△ 1				△ 1
土地再評価差額金の取崩					516	516		516				516
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									△ 355	△ 516	△ 872	△ 872
当期変動額合計	—	—	—	80	1,167	1,247	△ 1	1,246	△ 355	△ 516	△ 872	374
当期末残高	12,495	10,349	10,349	789	6,219	7,009	△ 90	29,763	165	1,185	1,350	31,114

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項

（株主資本等変動計算書関係）

１． 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	59,444	－	53,500	5,944	(注)1、2
Ｂ種優先株式	3,000	－	－	3,000	
Ｄ種優先株式	16,000	－	14,400	1,600	(注)1、2
Ｅ種優先株式	7,997	－	7,197	799	(注)1、2
合計	86,441	－	75,097	11,344	
自己株式					
普通株式	438	6	399	45	(注)1、3、4
合計	438	6	399	45	

（注）１．2018 年 10 月１日付で普通株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式について 10 株を１株とする株式併合を実施しております。

２．発行済株式数の減少は、株式併合によるものです。

３．普通株式の自己株式数の増加６千株は、単元未満株式の買取によるものです。

４．普通株式の自己株式の減少は、株式併合によるものです。

２． 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018 年６月 28 日定時株主総会	普通株式	59 百万円	１円	2018 年３月 31 日	2018 年６月 29 日
	Ｂ種優先株式	24 百万円	８円	2018 年３月 31 日	2018 年６月 29 日
	Ｄ種優先株式	172 百万円	10 円 78 銭	2018 年３月 31 日	2018 年６月 29 日
	Ｅ種優先株式	148 百万円	18 円 57 銭６厘	2018 年３月 31 日	2018 年６月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019 年６月 27 日定時株主総会	普通株式	58 百万円	その他利益剰余金	10 円	2019 年３月 31 日	2019 年６月 28 日
	Ｂ種優先株式	24 百万円	その他利益剰余金	８円	2019 年３月 31 日	2019 年６月 28 日
	Ｄ種優先株式	173 百万円	その他利益剰余金	108 円 60 銭	2019 年３月 31 日	2019 年６月 28 日
	Ｅ種優先株式	159 百万円	その他利益剰余金	200 円	2019 年３月 31 日	2019 年６月 28 日

（注）2019 年６月 27 日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を上記のとおり提案しております。

計表ID	FN001	Ver.201903
基準日(西暦年/月)	2019	5
金融機関コード	0590	
金融機関名	豊和銀行	
担当部署	総合企画部	

別紙様式1-1の1

末 残 日 計 表 (銀行勘定、国内店)

(2019年5月末現在)

(単位:百万円)

借方 科目	コード	金額	貸方 科目	コード	金額
現金預け金	16058014	68,515	預金	16059824	504,169
現金	16058024	7,451	当座預金	16059844	5,704
(うち切手手形)	16058034	(597)	普通預金	16059854	207,738
外国通貨	16058044	3	貯蓄預金	16109974	875
金	16058054		通知預金	16059864	731
預け金	16058074	61,060	定期預金	16059904	282,326
(うち日銀預け金)	16058094	(59,929)	定期積金	16059944	4,622
(うち譲渡性預け金)	16058104	( )	別段預金	16059874	2,013
コールローン	16058124		納税準備預金	16059884	24
買現先勘定	16151044		非居住者円預金	16059974	0
債券貸借取引支払保証金	16178174		外貨預金	16059984	134
買入手形	16058134		(金融機関預金)	16060004	(1,519)
買入金銭債権	16058184		譲渡性預金	16060054	25,716
商品有価証券	16058224		コールマネー	16060064	
商品国債	16058234		売現先勘定	16151074	
商品地方債	16058244		債券貸借取引受入担保金	16178194	
商品政府保証債	16058254		売渡手形	16060074	
その他の商品有価証券	16140994		コマーシャル・ペーパー	16141004	
金銭の信託	16058114		借用金	16060094	12,921
有価証券	16058264	98,695	再割引手形	16060104	
国債	16058274	12,028	(うち日銀再割引手形)	16060114	( )
(うち手元現在高)	16058284	(10,027)	借入金	16060124	12,921
地方債	16058294	33,016	(うち日銀借入金)	16060134	(12,600)
短期社債	16178184		当座借越	16060144	
社債	16058304	32,797	外国為替	16060164	1
(公社公団債)	16058314	( )	外国他店預り	16060174	
(金融債)	16058324	(2,999)	外国他店借	16060184	
(事業債)	16058334	(29,797)	売渡外国為替	16060194	0
株式	16058344	4,727	未払外国為替	16060204	0
外国証券	16058354	13,000	短期社債	16178204	
その他の証券	16058404	3,124	社債	16139294	
貸出金	16058444	404,692	新株予約権付社債	16060024	
割引手形	16058494	2,750	信託勘定借	16060214	
(うち商業手形)	16058504	(2,750)	その他負債	16060224	3,143
貸付金	16058514	401,942	未決済為替借	16060234	
(手形貸付)	16058534	(23,410)	未払法人税等	16060304	
(証書貸付)	16058554	(350,904)	未払費用	16060314	0
(当座貸越)	16058564	(27,626)	前受収益	16060324	
外国為替	16058574	846	従業員預り金	16060334	
外国他店預け	16058584	846	給付補填備金	16060344	0
外国他店貸	16058594		先物取引受入証拠金	16097964	
買入外国為替	16058604		先物取引差金勘定	16097974	
取立外国為替	16058614		借入商品債券	16097984	
その他資産	16058624	3,801	借入有価証券	16060354	
未決済為替貸	16058634		売付商品債券	16109854	
前払費用	16058644	0	売付債券	16109864	
未収収益	16058654		金融派生商品	16151084	
先物取引差入証拠金	16097924		金融商品等受入担保金	16321864	
先物取引差金勘定	16097934		リース債務	16312794	204
保管有価証券等	16097944		資産除去債務	16318594	191
金融派生商品	16151054		代理店借	16060364	
金融商品等差入担保金	16321854		未払配当金	16060384	9
社債発行費	16149934		未払送金為替	16060244	0
リース投資資産	16321724		預金利子税等預り金	16060394	19
代理店貸	16058724		仮受金	16060404	2,567
仮払金	16058714	308	その他の負債	16060414	150
その他の資産	16058734	3,492	本支店未達	16060254	
本支店未達	16058674		賞与引当金	16162594	
有形固定資産	16192024	6,777	役員賞与引当金	16188634	
建物	16192034	1,243	退職給付引当金	16060524	
土地	16192044	4,913	役員退職慰労引当金	16311584	
リース資産	16312774	199	その他の引当金	16060534	263
建設仮勘定	16058834	45	特別法上の引当金	16060544	
その他の有形固定資産	16192054	375	繰延税金負債	16146184	
無形固定資産	16192064	807	再評価に係る繰延税金負債	16147214	596
ソフトウェア	16192074	807	支払承諾	16060574	821
のれん	16192084		純資産	16060594	30,949
リース資産	16312784		資本金	16060604	12,495
その他の無形固定資産	16192094	0	新株式申込証拠金	16192114	
前払年金費用	16327664	617	資本剰余金	16178214	10,349
繰延税金資産	16146174	608	資本準備金	16060634	10,349
再評価に係る繰延税金資産	16147204		その他資本剰余金	16165514	
支払承諾見返	16058884	821	利益剰余金	16178254	7,009
貸倒引当金	16060504	△ 6,553	利益準備金	16060644	789
投資損失引当金	16149944		その他利益剰余金	16192124	6,219
			積立金	16060664	
			繰越利益剰余金	16192134	6,219
			自己株式	16162604	△ 90
			自己株式申込証拠金	16192144	
			その他有価証券評価差額金	16151104	
			繰延ヘッジ損益	16192154	
			土地再評価差額金	16147224	1,185
			新株予約権	16192164	
			期中損益	16060744	1,046
合計	16058894	579,629	合計	16060754	579,629

コールローン(外貨建分を除く)のうち無担保分			コールマネー(外貨建分を除く)のうち無担保分		
コールローンのうち外貨建分			コールマネーのうち外貨建分		
割引手形のうち手形割引市場関係分			再割引手形のうち手形割引市場関係分		
貸付金のうち金融機関貸付金	16065974	7,388	借入金のうち金融機関借入金	16066004	
貸付金のうち現地貸付			定期預金のうち円デポ取引		

計表ID	FN003	Ver.201903
基準日(西暦年/月)	2019	5
金融機関コード	0590	
金融機関名	豊和銀行	
担当部署	総合企画部	

別紙様式1-2の1

月 中 平 残 日 計 表 （銀行勘定、国内店）

（2019年5月中平残）

（単位：百万円）

借方 科目	コード	金額	貸方 科目	コード	金額
現金預け金	16058934	65,577	預金	16060764	508,793
現金	16058944	8,504	当座預金	16060794	5,841
（うち切手手形）	16058954	(127)	普通預金	16060804	212,357
外国通貨	16058964	3	貯蓄預金	16109984	881
金	16058974		通知預金	16060814	742
預け金	16058994	57,070	定期預金	16060854	282,503
（うち日銀預け金）	16059014	(56,041)	定期積金	16060894	4,710
（うち譲渡性預け金）	16059024	( )	別段預金	16060824	1,594
コールローン	16059044		納税準備預金	16060834	27
買現先勘定	16151114		非居住者円預金	16060924	0
債券貸借取引支払保証金	16178264		外貨預金	16060934	133
買入手形	16059054		（金融機関預金）	16060954	(791)
買入金銭債権	16059104		譲渡性預金	16061004	20,554
商品有価証券	16059144		コールマネー	16061014	
商品国債	16059154		売現先勘定	16151144	
商品地方債	16059164		債券貸借取引受入担保金	16178284	
商品政府保証債	16059174		売渡手形	16061024	
その他の商品有価証券	16141014		コマーシャル・ペーパー	16141024	
金銭の信託	16059034		借用金	16061044	12,921
有価証券	16059184	98,968	再割引手形	16061054	
国債	16059194	12,028	（うち日銀再割引手形）	16061064	( )
地方債	16059214	33,016	借入金	16061074	12,921
短期社債	16178274		（うち日銀借入金）	16061084	(12,600)
社債	16059224	32,984	当座借越	16061094	
（公社公団債）	16059234	( )	外国為替	16061114	2
（金融債）	16059244	(2,999)	外国他店預り	16061124	
（事業債）	16059254	(29,985)	外国他店借	16061134	
株式	16059264	4,765	売渡外国為替	16061144	0
外国証券	16059274	13,097	未払外国為替	16061154	2
その他の証券	16059324	3,075	短期社債	16178294	
貸出金	16059364	405,568	社債	16139314	
割引手形	16059414	2,785	新株予約権付社債	16060974	
（うち商業手形）	16059424	(2,785)	信託勘定借	16061164	
貸付金	16059434	402,782	その他負債	16061174	1,769
（手形貸付）	16059454	(23,661)	未決済為替借	16061184	
（証書貸付）	16059474	(351,771)	未払法人税等	16061254	218
（当座貸越）	16059484	(27,349)	未払費用	16061264	24
外国為替	16059494	833	前受収益	16061274	
外国他店預け	16059504	833	従業員預り金	16061284	
外国他店貸	16059514		給付補填備金	16061294	0
買入外国為替	16059524		先物取引受入証拠金	16098064	
取立外国為替	16059534		先物取引差金勘定	16098074	
その他資産	16059544	3,890	借入商品債券	16098084	
未決済為替貸	16059554		借入有価証券	16061304	
前払費用	16059564	0	売付商品債券	16109874	
未収収益	16059574		売付債券	16109884	
先物取引差入証拠金	16098024		金融派生商品	16151154	
先物取引差金勘定	16098034		金融商品等受入担保金	16321884	
保管有価証券等	16098044		リース債務	16312824	206
金融派生商品	16151124		資産除去債務	16318624	191
金融商品等差入担保金	16321874		代理店借	16061314	0
社債発行費	16150374		未払配当金	16061334	9
リース投資資産	16321734		未払送金為替	16061194	0
代理店貸	16059634		預金利子税等預り金	16061344	12
仮払金	16059624	383	仮受金	16061354	943
その他の資産	16059644	3,506	その他の負債	16061364	161
本支店未達	16084614		本支店未達	16061204	
有形固定資産	16192174	6,755	賞与引当金	16162614	
建物	16192184	1,243	役員賞与引当金	16188664	
土地	16192194	4,913	退職給付引当金	16061474	
リース資産	16312804	199	役員退職慰労引当金	16311594	
建設仮勘定	16059744	24	その他の引当金	16061484	263
その他の有形固定資産	16192204	375	特別法上の引当金	16061494	
無形固定資産	16192214	778	繰延税金負債	16146204	
ソフトウェア	16192224	778	再評価に係る繰延税金負債	16147244	596
のれん	16192234		支払承諾	16061524	831
リース資産	16312814		純資産	16061544	30,949
その他の無形固定資産	16192244	0	資本金	16061554	12,495
前払年金費用	16327674	617	新株式申込証拠金	16192264	
繰延税金資産	16146194	608	資本剰余金	16178304	10,349
再評価に係る繰延税金資産	16147234		資本準備金	16061584	10,349
支払承諾見返	16059794	831	その他資本剰余金	16165524	
貸倒引当金	16061454	△ 6,553	利益剰余金	16178344	7,009
投資損失引当金	16150384		利益準備金	16061594	789
			その他利益剰余金	16192274	6,219
			積立金	16061614	
			繰越利益剰余金	16192284	6,219
			自己株式	16162624	△ 90
			自己株式申込証拠金	16192294	
			その他有価証券評価差額金	16151174	
			繰延ヘッジ損益	16192304	
			土地再評価差額金	16147254	1,185
			新株予約権	16192314	
			期中損益	16061694	1,192
合計	16059804	577,875	合計	16061704	577,875
貸付金のうち金融機関貸付金	16066084	8,204	定期預金のうち円デポ取引		

有価証券報告書

（金融商品取引法第24条第１項に基づく報告書）

事業年度　　自　2018年４月１日
（第 101 期）　　至　2019年３月31日

株式会社　豊　和　銀　行

大分市王子中町４番10号

(E03673)

目次

頁

表紙
第一部　企業情報 …… 1
第１　企業の概況 …… 1
１．主要な経営指標等の推移 …… 1
２．沿革 …… 2
３．事業の内容 …… 3
４．関係会社の状況 …… 3
５．従業員の状況 …… 3
第２　事業の状況 …… 4
１．経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 …… 4
２．事業等のリスク …… 6
３．経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 7
４．経営上の重要な契約等 …… 13
５．研究開発活動 …… 13
第３　設備の状況 …… 14
１．設備投資等の概要 …… 14
２．主要な設備の状況 …… 14
３．設備の新設、除却等の計画 …… 14
第４　提出会社の状況 …… 15
１．株式等の状況 …… 15
(1)　株式の総数等 …… 15
(2)　新株予約権等の状況 …… 24
(3)　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 24
(4)　発行済株式総数、資本金等の推移 …… 24
(5)　所有者別状況 …… 25
(6)　大株主の状況 …… 25
(7)　議決権の状況 …… 26
２．自己株式の取得等の状況 …… 27
(1)　株主総会決議による取得の状況 …… 27
(2)　取締役会決議による取得の状況 …… 27
(3)　株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容 …… 27
(4)　取得自己株式の処理状況及び保有状況 …… 27
３．配当政策 …… 28
４．コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 29
(1)　コーポレート・ガバナンスの概要 …… 29
(2)　役員の状況 …… 33
(3)　監査の状況 …… 35
(4)　役員の報酬等 …… 36
(5)　株式の保有状況 …… 36
第５　経理の状況 …… 40
１．財務諸表等 …… 41
(1)　財務諸表 …… 41
①　貸借対照表 …… 41
②　損益計算書 …… 43
③　株主資本等変動計算書 …… 45
④　キャッシュ・フロー計算書 …… 47
⑤　附属明細表 …… 70
(2)　主な資産及び負債の内容 …… 72
(3)　その他 …… 72
第６　提出会社の株式事務の概要 …… 73
第７　提出会社の参考情報 …… 74
１．提出会社の親会社等の情報 …… 74
２．その他の参考情報 …… 74

第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 75

独立監査人の監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年６月27日
【事業年度】	第101期（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　権藤　淳
【本店の所在の場所】	大分市王子中町４番10号
【電話番号】	097(534)2611（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長　　浜野　法生
【最寄りの連絡場所】	大分市王子中町４番10号
【電話番号】	097(534)2611（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長　　浜野　法生
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行　福岡支店 （福岡市博多区博多駅南２丁目１番９号　ヤマエ博多駅南ビル１階） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神２丁目14番２号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

当行の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月		2015年３月	2016年３月	2017年３月	2018年３月	2019年３月
経常収益	百万円	12,037	11,469	10,148	9,836	9,677
経常利益	百万円	1,169	1,215	795	992	1,120
当期純利益	百万円	876	925	680	656	1,135
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	－	－	－	－	－
資本金	百万円	12,495	12,495	12,495	12,495	12,495
発行済株式総数 普通株式 優先株式	千株	 59,444 25,000	 59,444 25,000	 59,444 25,000	 59,444 26,997	 5,944 5,399
純資産	百万円	28,274	28,034	28,175	30,740	31,114
総資産	百万円	564,719	559,683	568,531	581,045	578,517
預金残高	百万円	514,822	515,505	525,914	516,689	510,885
貸出金残高	百万円	405,205	408,247	407,556	407,883	410,859
有価証券残高	百万円	99,135	93,980	106,093	103,302	99,864
１株当たり純資産額	円	48.05	44.09	46.76	575.94	637.44
１株当たり配当額 普通株式 （内１株当たり中間配当額） Ａ種優先株式 （内１株当たり中間配当額） Ｂ種優先株式 （内１株当たり中間配当額） Ｄ種優先株式 （内１株当たり中間配当額） Ｅ種優先株式 （内１株当たり中間配当額）	円 (円)	 1.00 (－) 35.00 (－) 8.00 (－) 12.70 (－) － (－)	 1.00 (－) 35.00 (－) 8.00 (－) 12.34 (－) － (－)	 1.00 (－) 35.00 (－) 8.00 (－) 11.34 (－) － (－)	 1.00 (－) － (－) 8.00 (－) 10.78 (－) 18.576 (－)	 10.00 (－) － (－) 8.00 (－) 108.60 (－) 200.000 (－)
１株当たり当期純利益	円	7.44	8.37	4.49	52.70	131.81
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	2.07	2.22	1.46	15.54	26.76
自己資本比率	%	5.00	5.00	4.95	5.29	5.37
自己資本利益率	%	3.15	3.28	2.42	2.22	3.67
株価収益率	倍	12.10	9.79	17.14	15.18	5.13
配当性向	%	13.44	11.94	22.27	18.97	7.58
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△6,947	△6,338	9,843	9,698	△7,267
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	18,045	4,645	△12,051	2,909	3,256
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△7,031	△535	△543	1,408	△469
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	54,100	51,872	49,120	63,136	58,656
従業員数 （外、平均臨時従業員数）	人	492 (94)	495 (93)	488 (96)	497 (95)	516 (88)
株主総利回り （比較指標：配当込みTOPIX）	%	94.79 (130.68)	87.50 (116.54)	83.33 (133.67)	87.50 (154.88)	75.72 (147.07)
最高株価	円	98	92	82	83	775 (84)
最低株価	円	87	49	65	72	650 (67)

（注）１．消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
２．自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。
４．2018年10月１日付で普通株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式について、10株を１株とする株式併合を実施いたしました。１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。
５．最高・最低株価は、福岡証券取引所におけるものであります。
なお、第101期については、2018年10月１日を効力発生日とする株式併合を実施したため、併合後の最高株価、最低株価を記載した上で、各々の下に（　）内の数値として株式併合前の最高株価、最低株価を記載しています。

２【沿革】

1949年12月22日	大豊殖産無尽株式会社として設立
1953年１月26日	相互銀行法の施行に伴い、株式会社豊和相互銀行に商号変更
1953年９月16日	本店を大分市大字大分555番地に移転
1963年７月１日	日本銀行と当座預金取引を開始
1974年２月12日	本店を大分市王子中町４番10号の現在地に移転
1977年10月17日	第１次オンラインサービス開始
1983年４月９日	国債窓口販売業務の開始
1983年８月１日	豊銀ビジネスサービス株式会社の設立（ほうわビジネスサービス株式会社へ社名変更）
1984年11月５日	第２次オンラインサービス開始
1988年６月１日	公社債のフルディーリング業務の開始
1988年10月１日	外国為替業務の開始
1989年２月１日	金融機関の合併及び転換に関する法律により、株式会社豊和銀行に商号変更
1989年９月11日	株式会社ほうわバンクカードの設立
1990年12月12日	福岡証券取引所へ株式を新規上場
1994年４月27日	担保附社債信託法に基づく受託業務開始
1995年５月８日	第３次オンラインサービス開始
1999年７月１日	投資信託の窓口販売開始
2001年２月26日	インターネット・モバイルバンキングの開始
2001年４月１日	損害保険の窓口販売開始
2002年10月１日	生命保険の窓口販売開始
2006年３月31日	ほうわビジネスサービス株式会社解散
2006年８月28日	第三者割当方式によるＡ種優先株式60億円及びＢ種優先株式30億円発行
2006年12月18日	第三者割当方式によるＣ種優先株式90億円発行
2007年７月23日	株式会社セブン銀行とのＡＴＭ利用提携開始
2010年４月12日	会員制サービス「ほうわサンクスサービス」取扱開始
2012年４月２日	株式会社ローソン・ＡＴＭ・ネットワークスとのＡＴＭ利用提携開始
2012年７月１日	「ほうわＴＫＣローン」取扱開始
2013年２月18日	ほうわでんさいネットサービス開始
2013年４月30日	株式会社ほうわバンクカード解散
2013年７月20日	ほうわホルトホールプラザ開設
2014年３月３日	「ほうわビタミンローン」取扱開始
2014年３月31日	Ｃ種優先株式90億円を取得・消却するとともに、第三者割当方式によるＤ種優先株式160億円発行
2014年４月１日	「ほうわ経営改善応援ファンド」創設
2014年12月１日	「なんでん　ＪＱ　ＳＵＧＯＣＡ」取扱開始
2015年４月24日	地方創生推進室の設置
2016年６月29日	お客さま支援部の設置
2017年４月27日	第三者割当方式によるＥ種優先株式7,997百万円発行及びＡ種優先株式60億円取得
2017年７月31日	Ａ種優先株式60億円消却
2019年１月４日	勘定系システム「ＢｅＳＴＡｃｌｏｕｄ」稼働開始

３【事業の内容】

当行は、銀行業務を中心に、証券業務、投資信託・保険商品の窓口販売業務等の金融サービスに係る事業を行っており、当行の事業の区分は銀行業の単一セグメントであります。

４【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５【従業員の状況】

当行の従業員数

2019年３月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
516 (88)	38.2	15.0	4,597

（注）１．従業員数は就業人員（当行から行外への出向者を除き、行外から当行への出向者を含む。）であり、上席執行役員１名を含み、嘱託及び臨時従業員132人を含んでおりません。

２．当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。

３．臨時従業員数は、（　）内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

４．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

５．当行の従業員組合は豊和銀行従業員組合と称し、組合員数は354人であります。
労使間においては、特記すべき事項はありません。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営の基本方針

当行は、以下の「基本方針」等に基づき、地域経済の活性化や地域貢献等に強力に取り組んでまいります。

（経営理念）

・Contribution：貢献

わたくしたち豊和銀行は、地域の発展に貢献します。

・Customers：お客様第一主義

わたくしたち豊和銀行は、お客様に、質の高いサービスを提供します。

・Challenge&Change：挑戦と変革

わたくしたち豊和銀行は、たゆまぬ挑戦と変革により、未来を切り開きます。

（目指す姿）

「地元大分になくてはならない地域銀行」

（基本方針）

「地域への徹底支援による地元経済の活性化」

(2) 目標とする経営指標

2016年６月に公表した「経営強化計画」（対象期間：2016年４月～2019年３月）につきましては、「経営の改善の目標」である「コア業務純益」及び「業務粗利益経費率」に加え、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化及び地域経済の活性化に資するため、「中小規模事業者等向け貸出残高」、「中小規模事業者等向け貸出残高の総資産に対する比率」及び「経営改善支援等取組先数の取引先企業総数に占める比率」を目標に掲げております。

経営強化計画の最終年度である2018年度につきましては、「経営改善支援等取組先数の取引先企業総数に占める比率」については目標達成見込となりましたが、他の４項目については、未達成の見込となっております。

	2018年度計画	2018年度実績（速報）	計画比
コア業務純益（百万円）	3,031	1,120	△ 1,911
業務粗利益経費率	53.01%	68.40%	＋15.39P
中小規模事業者等向け貸出残高（億円）	2,600	2,530	△ 70
中小規模事業者等向け貸出残高の総資産に対する比率	44.37%	43.73%	△ 0.64P
経営改善支援等取組先数の取引先企業総数に占める比率	7.83%	9.00%	＋1.17P

※「コア業務純益」＝「業務純益」＋「一般貸倒引当金繰入額」－「国債等債券損益」

※「業務粗利益経費率」＝（「経費」－「機械化関連費用」）÷「業務粗利益」

※「中小規模事業者等向け貸出」とは、銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ハに規定する別表第一における中小企業等から個人事業者以外の個人等を除いた先に対する貸出をいいます。

※「経営改善支援等取組先」とは、「創業・新事業開拓支援先」「経営相談支援先」「早期事業再生支援先」「担保・保証に過度に依存しない融資促進先」「事業継承支援先」をいいます。

(3) 経営環境

2018年度の国内経済は、好調な企業収益や良好な雇用・所得環境を背景に個人消費は引き続き堅調に推移したものの、海外経済の緩やかな回復に伴って増加基調にあった輸出は中国の景気減速の影響から弱含みとなり、生産にもその影響が現れるなど一部に弱い動きも見られました。今後、米国の通商政策や英国のＥＵ離脱問題など海外経済の不安定さや国内の深刻化する人手不足などの企業業績への影響等に十分に留意する必要があります。

国内の金融環境については、好調な企業業績や円安を背景に日経平均株価がバブル崩壊後の最高値を記録した後、一転して米国株式相場下落の影響から一時は２万円を割り込むなど、これまでの上昇基調とは異なる不安定な株式相場となりました。今後とも国内外の企業業績や金融情勢については留意していく必要があります。国内金利については日本銀行のマイナス金利政策が継続しており、引き続き超低金利の環境が続くものと思われます。

そのような中、当行の主要な営業基盤である大分県経済は、観光が持ち直しつつある中、雇用者所得は振れを伴いつつも着実な増加を見せ、個人消費も全体として底堅さを増すなど、基調としては緩やかに回復しております。

(4) 会社の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経済環境や社会構造は、資金需要の低迷、超低金利の継続、過疎化の進展、少子高齢化・人口減少、廃業の増加などの事象に端的にあらわれておりますが、年々厳しさを増しております。金融庁によれば2018年3月期決算において地域銀行106行中、過半数の54行は「本業利益」（＝貸出・手数料ビジネス）が赤字だったと報告されております。当行はこれまで「本業利益」については黒字を堅持しておりますが、上に述べたような厳しい経営環境がこれからも継続することが不可避であると考えれば、今後とも金融仲介機能を最大限に発揮して地域のお客さまの生産性の向上に寄与し、ひいては地域経済の発展に貢献していくことに全力で取り組んでいかなければならないと考えております。そして、このような地域への徹底支援の取組みを愚直に進めていけば、結果として当行にも安定的な収益と将来にわたる健全性がもたらされると考えております。この考え方はお客さまと当行との“共通価値の創造”と言われているものですが、この“共通価値の創造”こそ当行が目指すべきビジネスモデルであると考えております。

当行はこの“共通価値の創造”の考え方に則り、これまで販路開拓コンサルティング業務「Ｖサポート」を通じてお客さまの売上の増強をご支援するとともに、「経営改善応援ファンド」による円滑な資金供給及び経営改善支援を施策の中心に据え、地域のお客さまの課題解決に向けてさまざまなご支援に取り組んできました。今後ともこれらの取組みを強化してまいります。お客さまと当行とは一体の関係にあり、当行がお客さまの売上増強や経営改善などのお手伝いをすることで、結果として、その成果は当行にももたらされるということが明らかになっています。当行は「Ｖサポート」と「経営改善応援ファンド」を引き続き施策の中心に据え、組織をあげて全力で取り組んでまいる所存であります。

また、これらの取組みを円滑に推進していくためには、行員一人ひとりのレベルアップ（人材育成）が不可欠でありますが、そのためには業務効率化を強力に進めることにより銀行業務の生産性の向上を図っていくことが大前提になると考えております。

当行は引き続き、役職員一丸となって「地元大分になくてはならない銀行」の実現に向けて邁進してまいります。株主の皆さまのご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

２【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において当行が判断したものであります。

(1)信用リスク

①地域依存度の特殊性

当行は地域金融機関であり、大分県を主要な営業基盤としております。したがって、地域の経済環境の変化に、大きな影響を受けます。地域経済の変動によっては、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

②貸出先の特殊性

当行の貸出先は、中小・零細企業及び個人が主体であることから、内部留保の蓄積が薄く、景気変動の影響を受けやすいため、当行は、ミドルリスク以上のリスクテイクをしている状況にあります。したがって、景気の低迷や雇用環境の悪化が続けば、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③業種別貸出の状況

当行は、特定業種や特定先等への与信集中を排除したリスクの分散を図っておりますが、当行の業種別の貸出割合は、建設業、不動産業、卸・小売業などの業種が他の業種に比べて高い状況にあります。また、地域には、建設・不動産業が多く、建設工事の減少や不動産価格の下落により、内容が劣化している企業も少なくありません。企業の再生支援がうまくいかない場合、当行の与信関係費用はさらに増加する可能性があります。

④不良債権の状況

当行は、厳格な自己査定に基づき、資産の健全化を進めておりますが、地域経済の順調な回復とお取引先の業況回復ならびにお取引先に対する再生支援策の実現が遅れれば、与信関係費用が増加し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤貸倒引当金の状況

当行では、貸出金の毀損実績率に基づく貸倒予想損失により、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における予想を大幅に上回る可能性もあります。この場合、当行は貸倒引当金の増加積み増しを実施せざるを得なくなります。

(2)市場リスク

当行では、有価証券などへの投資活動を行っております。したがって、当行の業績及び財政状態は、これらの活動に伴うリスク（金利、株価及び為替の市場変動）にさらされています。たとえば、金利が上昇した場合、保有する債券の価値に悪影響を及ぼします。また、保有している株式の価格が下落した場合には減損または評価損が発生し、当行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3)流動性リスク

当行の業績や財務内容の悪化等が発生した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合に、資金繰りに支障をきたすほか、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされ、当行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4)オペレーショナルリスク

①事務リスク

当行は、預金・為替・貸出などの銀行業務を行っておりますが、全ての業務に事務リスクが存在すると認識しており、業務の遂行に際し損失が発生する可能性があります。また、役職員による不正確な事務、あるいは不正や過失等による不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

②システムリスク

重大なシステム障害が発生した場合、あるいは悪意のある第三者によるコンピュータシステムへの侵入等が発生した場合には、当行の業務運営や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5)繰延税金資産に係るリスク

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に則り、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測や仮定に基づいているため、実際の結果がこの予測や仮定とは異なる可能性があります。当行は、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合には、繰延税金資産を減額することとなります。その結果、業績に悪影響を与え、自己資本比率の低下を招くことになります。

(6)その他のリスク

①風評リスク

当行や金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、その内容の正確性にかかわらず、当行の業務運営や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

②コンプライアンスリスク

当行は、業務を遂行する上で様々な法令諸規則の適用を受けており、これらの法令諸規則が遵守されるよう役職員に対するコンプライアンスの徹底に努めていますが、役職員による違法行為等が発生した場合には、各種法令・規則等に基づく処分を受けることとなり、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

③重要な訴訟等の発生に係るリスク

当行は、コンプライアンスの徹底に努め業務を行っておりますが、今後の事業活動の過程で必ずしも当行の責はなくとも、当行に対し訴訟等が提起された場合には、当行の評価とともに業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④情報リスク

当行は膨大な顧客情報を保有しており、顧客情報の管理には万全を期しているものの、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入だけでなく、役職員及び委託先の人為的ミス、事故等により顧客情報が外部に漏洩した場合、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤年金債務に係るリスク

当行の年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、制度内容の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ビジネス戦略が奏効しないリスク

当行は、収益力強化のため様々なビジネス戦略を実施していますが、これらの戦略が功を奏さないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。戦略が奏効しない例としては、既存の貸出について期待通りの利鞘拡大が進まないこと、競争状況や市場環境により手数料収入の増大が期待通りの成果とならないこと、経費削減等の効率化が期待通り進まないこと、リスク管理での想定を超える市場の変動等により有価証券運用が期待通りの成果を挙げられないこと、などがあります。

⑦規制変更のリスク

当行は、現時点の規制(法律、規則、政策、実務慣行等)に従って業務を遂行しております。このため、将来における規制変更が当行の業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧格付に係るリスク

当行は、格付機関から格付を取得しております。格付水準は、格付機関が当行から提供された情報のほか独自に収集した情報や国内の金融システムに対する評価等も反映して付与され、常時見直しが行われます。仮に当行の格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要とする資金を市場から調達できず資金繰りが困難となる可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

当事業年度における当行の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態

預金(譲渡性預金を含む)は、公金預金の減少により、前年度末比28億50百万円減少の5,300億86百万円となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出金が92億円増加したことにより、前年度末比29億76百万円増加し、4,108億59百万円となりました。

②経営成績

経常収益は、国債等債券売却益、バルクセールによる債権売却益、団体信用生命保険の配当金が減少したこと等により、前年度比１億59百万円減少の96億77百万円となりました。

経常費用は、不良債権処理額の減少等により、前年度比２億86百万円減少の85億57百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比１億27百万円増加の11億20百万円となりました。また、これに加え、固定資産処分益の増加等により、当期純利益は同４億79百万円増加の11億35百万円となりました。

③キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の減少等により、72億67百万円のマイナス(前年度96億98百万円のプラス)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入等により、32億56百万円のプラス(前年度29億９百万円のプラス)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により、４億69百万円のマイナス(前年度14億８百万円のプラス)となりました。

この結果、現金及び現金同等物は、前年度末比44億79百万円減少し、586億56百万円となりました。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において判断したものであります。

①経営成績の分析

当行は、「地域への徹底支援による地元経済の活性化」という基本方針と３つの取組方針として、「地域への徹底支援による地方創生への取組み」「営業力・収益力の強化」「経営基盤の強化」を掲げ、地元のお客さまにとって「地元大分になくてはならない銀行」となることを目指しております。

特に、経営改善を必要とするお客さまに対しては、販路開拓コンサルティング業務「Ｖサポート」と「経営改善応援ファンド」を中心に取り組んでまいりました。これらの取組みと併せ、広くお客さまの経営改善支援を中心とした地域への徹底支援に努めた結果、当事業年度の損益状況は、次のようになりました。

経常収益は、国債等債券売却益、バルクセールによる債権売却益、団体信用生命保険の配当金が減少したこと等により、前年度比１億59百万円減少の96億77百万円となりました。

経常費用は、不良債権処理額の減少等により、前年度比２億86百万円減少の85億57百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比１億27百万円増加の11億20百万円となりました。また、これに加え、固定資産処分益の増加等により、当期純利益は同４億79百万円増加の11億35百万円となりました。

なお、目標とする経営指標及びその達成状況については、「第２事業の状況　１経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　（２）目標とする経営指標」に記載の通りであります。

②財政状態の分析

イ.貸出金残高

貸出金は、地域のお客さまに対する円滑な資金供給に努めた結果、前年度末比29億76百万円増加し、4,108億59百万円となりました。

	前事業年度末 （百万円）	当事業年度末 （百万円）	増減 （百万円）
貸出金残高	407,883	410,859	2,976
うち住宅ローン残高	85,244	80,689	△4,555

ロ.預金及び譲渡性預金残高

預金及び譲渡性預金残高は、法人預金が減少したことから、前年度末比28億50百万円減少の5,300億86百万円となりました。

	前事業年度末 （百万円）	当事業年度末 （百万円）	増減 （百万円）
預金及び譲渡性預金残高	532,937	530,086	△2,850
法人預金残高	166,410	163,418	△2,991
個人預金残高	366,526	366,668	141

ハ.金融再生法開示債権

金融再生法開示債権は前年度末比７億78百万円増加の160億20百万円、金融再生法開示債権比率（不良債権比率）は同0.16ポイント上昇の3.84%となりました。

	前事業年度 （百万円）	当事業年度 （百万円）	増減 （百万円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,527	1,517	△9
危険債権	13,286	12,743	△543
要管理債権	428	1,759	1,331
小計　①	15,241	16,020	778
正常債権	398,810	400,328	1,518
総与信　②	414,052	416,348	2,296
金融再生法開示債権比率　①／②	3.68%	3.84%	0.16P

③資本の財源及び資金の流動性の分析

イ.キャッシュ・フロー

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「第２事業の状況　３経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　（１）経営成績等の状況の概要　③キャッシュ・フロー」に記載の通りであります。

ロ.資金運用・資金調達について

銀行業である当行は資金の大部分を預金で調達し、調達した資金を貸出金や有価証券・預け金等で運用し、その調達費用と運用収益との運用差益が当行の重要な利益源となっております。設備資金等に係る資金需要は貸出金等の運用額に比べ僅少であります。

今後とも、収益増強のため、特に貸出金の増加に注力するとともに、着実な預金の増加を目指してまいります。

(1) 国内・国際業務部門別収支

(経営成績の説明)

資金運用収益は、貸出金利回りの低下を主因として、前年度比２百万円減少しました。資金調達費用は、預金利回りの低下を主因として、前年度比99百万円減少しました。この結果、資金運用収支は前年度比96百万円増加しました。役務取引等収益は為替業務等の手数料の増加を主因として、前年度比14百万円増加しました。役務取引等費用は、支払保証料等の増加により前年度比15百万円増加しました。この結果、役務取引等収支は１百万円減少しました。その他業務収支は、国債等債券償還損及び国債等債券売却損の減少等により前年度比64百万円増加しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	7,425	75	7,500
	当事業年度	7,526	70	7,597
うち資金運用収益	前事業年度	7,820	94	19 7,895
	当事業年度	7,822	84	13 7,892
うち資金調達費用	前事業年度	395	19	19 395
	当事業年度	295	13	13 295
役務取引等収支	前事業年度	△12	1	△11
	当事業年度	△14	1	△12
うち役務取引等収益	前事業年度	1,188	2	1,190
	当事業年度	1,201	3	1,204
うち役務取引等費用	前事業年度	1,200	1	1,201
	当事業年度	1,216	1	1,217
その他業務収支	前事業年度	△83	1	△81
	当事業年度	△25	7	△17
うちその他業務収益	前事業年度	45	1	47
	当事業年度	0	7	8
うちその他業務費用	前事業年度	128	－	128
	当事業年度	25	－	25

(注) １．「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
２．「うち資金運用収益」及び「うち資金調達費用」の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達の状況

(経営成績の説明)

資金運用については、貸出金利回りが前年度比0.03ポイント低下したものの、有価証券利回りが同0.02ポイント上昇したことから、資金運用利回りは前年度と同率の1.42%となりました。

資金調達については、預金利回りが前年度比0.02ポイント低下したことから、資金調達利回りは同0.02ポイント低下しました。

①国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前事業年度	(15,706) 553,528	(19) 7,820	1.41
	当事業年度	(15,030) 553,795	(13) 7,822	1.41
うち貸出金	前事業年度	404,028	7,370	1.82
	当事業年度	409,146	7,363	1.79
うち商品有価証券	前事業年度	0	－	－
	当事業年度	0	0	0.17
うち有価証券	前事業年度	94,489	392	0.41
	当事業年度	89,952	405	0.45
うちコールローン	前事業年度	439	0	0.00
	当事業年度	583	0	0.00
うち預け金	前事業年度	38,863	38	0.09
	当事業年度	39,082	38	0.09
資金調達勘定	前事業年度	541,881	395	0.07
	当事業年度	547,240	295	0.05
うち預金	前事業年度	523,148	392	0.07
	当事業年度	511,953	283	0.05
うち譲渡性預金	前事業年度	6,931	2	0.03
	当事業年度	22,062	11	0.05
うちコールマネー	前事業年度	35	0	0.00
	当事業年度	63	0	0.00
うち借用金	前事業年度	11,496	0	0.00
	当事業年度	12,909	0	0.00

(注) １．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。
２．「国内業務部門」は当行の円建取引であります。
３．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前事業年度11,173百万円、当事業年度16,039百万円）を控除して表示しております。
４．（　）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（うち書き）であります。

②国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前事業年度	15,869	94	0.59
	当事業年度	15,215	84	0.55
うち有価証券	前事業年度	15,363	93	0.61
	当事業年度	14,596	84	0.57
資金調達勘定	前事業年度	(15,706) 15,872	(19) 19	0.11
	当事業年度	(15,030) 15,197	(13) 13	0.09
うち預金	前事業年度	165	0	0.02
	当事業年度	163	0	0.03

（注）１．平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。
２．「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。
３．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前事業年度0百万円、当事業年度0百万円）を控除して表示しております。
４．（　）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（うち書き）であります。

③合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前事業年度	553,691	7,895	1.42
	当事業年度	553,980	7,892	1.42
うち貸出金	前事業年度	404,028	7,370	1.82
	当事業年度	409,146	7,363	1.79
うち商品有価証券	前事業年度	0	－	－
	当事業年度	0	0	0.17
うち有価証券	前事業年度	109,853	486	0.44
	当事業年度	104,549	490	0.46
うちコールローン	前事業年度	439	0	0.00
	当事業年度	583	0	0.00
うち預け金	前事業年度	38,878	38	0.09
	当事業年度	39,087	38	0.09
資金調達勘定	前事業年度	542,046	395	0.07
	当事業年度	547,407	295	0.05
うち預金	前事業年度	523,313	392	0.07
	当事業年度	512,116	283	0.05
うち譲渡性預金	前事業年度	6,931	2	0.03
	当事業年度	22,062	11	0.05
うちコールマネー	前事業年度	35	0	0.00
	当事業年度	63	0	0.00
うち借用金	前事業年度	11,496	0	0.00
	当事業年度	12,909	0	0.00

（注）１．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前事業年度11,173百万円、当事業年度16,039百万円）を控除して表示しております。
２．国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

（経営成績の説明）

役務取引等収益は為替業務等の手数料の増加を主因として、前年度比14百万円増加しました。役務取引等費用は、支払保証料等の増加により前年度比15百万円増加しました。この結果、役務取引等収支は1百万円減少しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前事業年度	1,188	2	1,190
	当事業年度	1,201	3	1,204
うち預金・貸出業務	前事業年度	433	－	433
	当事業年度	454	－	454
うち為替業務	前事業年度	405	2	408
	当事業年度	426	3	429
うち証券関連業務	前事業年度	13	－	13
	当事業年度	13	－	13
うち代理業務	前事業年度	64	－	64
	当事業年度	65	－	65
うち保護預り・貸金庫業務	前事業年度	6	－	6
	当事業年度	6	－	6
うち保証業務	前事業年度	17	－	17
	当事業年度	16	－	16
うち保険窓販業務	前事業年度	125	－	125
	当事業年度	117	－	117
うち投信窓販業務	前事業年度	122	－	122
	当事業年度	102	－	102
役務取引等費用	前事業年度	1,200	1	1,201
	当事業年度	1,216	1	1,217
うち為替業務	前事業年度	81	1	82
	当事業年度	86	1	88
うち保証業務	前事業年度	973	－	973
	当事業年度	988	－	988

（注）「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前事業年度	516,539	150	516,689
	当事業年度	510,752	132	510,885
うち流動性預金	前事業年度	212,758	－	212,758
	当事業年度	216,248	－	216,248
うち定期性預金	前事業年度	302,568	－	302,568
	当事業年度	288,743	－	288,743
うちその他	前事業年度	1,212	150	1,362
	当事業年度	5,761	132	5,894
譲渡性預金	前事業年度	16,247	－	16,247
	当事業年度	19,200	－	19,200
総合計	前事業年度	532,786	150	532,937
	当事業年度	529,953	132	530,086

（注）１．「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
２．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
３．定期性預金＝定期預金＋定期積金

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

①業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前事業年度		当事業年度	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	407,883	100.00	410,859	100.00
製造業	18,010	4.42	18,021	4.39
農業、林業	961	0.24	1,133	0.28
漁業	105	0.03	120	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	1,087	0.27	993	0.24
建設業	27,758	6.80	29,975	7.30
電気・ガス・熱供給・水道業	17,864	4.38	19,139	4.66
情報通信業	3,694	0.90	3,613	0.88
運輸業、郵便業	6,945	1.70	7,791	1.90
卸売業、小売業	28,285	6.93	28,618	6.97
金融業、保険業	18,764	4.60	14,599	3.55
不動産業、物品賃貸業	78,226	19.18	82,806	20.15
各種サービス業	70,544	17.29	73,887	17.98
地方公共団体	41,833	10.26	39,887	9.71
その他	93,800	23.00	90,268	21.97
海外及び特別国際金融取引勘定分	－	－	－	－
政府等	－	－	－	－
金融機関	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	407,883	－	410,859	－

（注）「国内」とは、当行であります。

②外国政府等向け債権残高（国別）

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前事業年度	18,160	－	18,160
	当事業年度	12,132	－	12,132
地方債	前事業年度	28,062	－	28,062
	当事業年度	33,134	－	33,134
社債	前事業年度	32,365	－	32,365
	当事業年度	33,317	－	33,317
株式	前事業年度	5,235	－	5,235
	当事業年度	4,529	－	4,529
その他の証券	前事業年度	4,077	15,400	19,478
	当事業年度	3,163	13,586	16,750
合計	前事業年度	87,902	15,400	103,302
	当事業年度	86,277	13,586	99,864

（注）１．「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

２．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(7) 自己資本比率の状況

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、%）

	2018年３月31日	2019年３月31日
１．自己資本比率（２／３）	8.44	8.63
２．単体における自己資本の額	298	308
３．リスク・アセットの額	3,533	3,573
４．単体総所要自己資本額	141	142

(8) 資産の査定

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（1998年法律第132号）第６条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３．要管理債権

要管理債権とは、３ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2018年３月31日	2019年３月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	15	15
危険債権	133	127
要管理債権	4	18
正常債権	3,988	4,003

４【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

５【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当行は、金融業界における競争が業態を超えて激化するなか、地域金融機関として、営業基盤の拡充ならびに中小企業・個人への特化を進めるとともに、店舗の効率的配置と業務の合理化・省力化に重点を置いた設備投資を行っております。

セグメントごとの設備については、次のとおりであります。なお、当行は銀行業の単一セグメントであります。

当行は、勘定系システムの更新及び事務機器等の新設・更新により総額510百万円の設備投資を実施しております。また、福岡支店の移転に伴い旧店舗の土地・建物を2018年６月に売却しております。

２【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2019年３月31日現在

店舗名 その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	ソフトウェア	合計	従業員数（人）
				面積（㎡）	帳簿価額（百万円）	帳簿価額（百万円）	帳簿価額（百万円）	帳簿価額（百万円）	帳簿価額（百万円）	帳簿価額（百万円）	
本店 他101ヶ店	大分県内	銀行業	店舗	42,066.31 (5,505.17)	4,462	1,199	177	190	806	6,836	491
福岡支店 他２ヶ店	福岡県内	銀行業	店舗	1,438.16	286	24	9	6	－	326	18
熊本支店	熊本県内	銀行業	店舗	433.91	162	2	0	2	－	167	7
南春日社宅 他４ヶ所	大分・福岡・熊本県内	銀行業	社宅・厚生施設等	6,244.81	188	17	－	－	－	205	－

（注）１．当行の主要な設備の大宗は、店舗であります。
２．土地の面積欄の（　）内は、借地の面積（うち書き）であり、その年間賃借料は建物も含め103百万円であります。
３．動産は、事務機器112百万円、その他74百万円であります。
４．当行の店舗外現金自動設備64か所は、上記に含めて記載しております。
５．ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定も含めております。

３【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額（百万円）		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
						総額	既支払額		着手	完了
当行	宗方	大分県 大分市	移転	銀行業	店舗	319	111	自己資金	2019年 5月	2019年 12月

（注）上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当ありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	36,000,000
Ｂ種優先株式	3,000,000
Ｄ種優先株式	1,600,000
Ｅ種優先株式	800,000
計	34,700,000

（注）１．「計」欄には定款で定める発行可能株式総数を記載しており、発行可能種類株式総数の合計とは一致しておりません。
２．2018年６月28日開催の第100期定時株主総会及びＤ種優先株主に係る種類株主総会決議により、2018年10月１日付で普通株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式について10株を１株とする株式併合に伴う定款変更を行いました。これにより、発行可能株式総数は295,300,000株減少し、34,700,000株となり、普通株式は324,000,000株減少し36,000,000株となり、Ｄ種優先株式は14,400,000株減少し1,600,000株となり、Ｅ種優先株式は7,200,000株減少し800,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （2019年３月31日）	提出日現在 発行数（株） （2019年６月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,944,490	5,944,490	福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 （注）３～５、10
Ｂ種優先株式	3,000,000	3,000,000	非上場	（注）３～６、９、10
Ｄ種優先株式 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）	1,600,000	1,600,000	非上場	（注）１～５、 ７、９、10
Ｅ種優先株式	799,700	799,700	非上場	（注）３～５、８、10
計	11,344,190	11,344,190	－	－

（注）１．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
（１）　Ｄ種優先株式には、当行の普通株式を対価とする取得請求権が付与される。Ｄ種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。
（２）　Ｄ種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたＤ種優先株式に係る払込金額の総額を、下記の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間において、下記の通り毎月１回の頻度で修正される。
取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。
取得請求期間において、毎月第３金曜日の翌日以降、取得価額は、当該第３金曜日までの直近の５連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額に修正される。
（３）　上記の取得価額は、904円を下限とする。
（４）　Ｄ種優先株式には、当行が、2024年３月31日以降、一定の条件を満たす場合に、当行の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてＤ種優先株式の全部又は一部を取得することができる取得条項が付されている。
２．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
（１）　権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
所有者との間の取決めはありません。
（２）　当行の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
所有者との間の取決めはありません。
３．単元株式数は100株であります。
４．Ｅ種優先株式は会社法第322条第２項に規定する定款の定めをしております。普通株式、Ｂ種優先株式及びＤ種優先株式は会社法第322条第２項に規定する定款の定めをしておりません。
５．Ｂ種優先株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式は、普通株式に比べ配当を優先していることから、議決権において普通株式とは異なる定款の定めをしております。
６．Ｂ種優先株式の内容は次のとおりであります。
（１）Ｂ種優先配当金
当行は、定款第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、Ｂ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種優先株主」という。）又はＢ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につきＢ種優先株式の払込金額の0.80％（2007年３月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、年率0.80％に基づき払込の日から2007年３月31日までの間の日数（初日と最終日を含む。）につき１年を365日とする日割計算により算出される割合とし、％未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り捨てるものとする。）に相当する額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「Ｂ種優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記（４）に定めるＢ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
（２）非累積条項
ある事業年度において、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がＢ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

（３）非参加条項

Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（４）Ｂ種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につきＢ種優先配当金の２分の１に相当する額（2006年９月30日を基準日とする中間配当の場合は、円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り捨てるものとする。）の金銭（以下「Ｂ種優先中間配当金」という。）を支払う。

（５）残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき1,000円の金銭を支払う。Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

（６）議決権

Ｂ種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

（７）株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、Ｂ種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。Ｂ種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

（８）取得請求権

①取得請求権

Ｂ種優先株主は、下記②に定めるＢ種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「Ｂ種取得請求期間」という。）中、当行がＢ種優先株式を取得するのと引換えに下記③及び④に定める算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

②Ｂ種取得請求期間

2009年７月１日から2029年９月30日までとする。

③取得と引換えに交付すべき普通株式数

Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

＝Ｂ種優先株主が取得を請求したＢ種優先株式の払込金額の総額÷Ｂ種取得価額

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、１株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わないものとする。

④当初Ｂ種取得価額

当初Ｂ種取得価額は、2009年６月30日（以下「Ｂ種取得価額決定日」という。）における普通株式の時価又は普通株式１株当り純資産額のいずれか低い金額とする。ただし、当初Ｂ種取得価額が35円（ただし、下記⑤の調整を受ける。）（以下「下限当初Ｂ種取得価額」という。）を下回る場合は、当初Ｂ種取得価額は下限当初Ｂ種取得価額とする。

普通株式の時価とは、Ｂ種取得価額決定日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、下記⑤に定めるＢ種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記⑤に準じて調整される。また、普通株式１株当り純資産額とは、次の算式により算出される額をいい、普通株式１株当り純資産額の計算は円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

普通株式１株当り純資産額＝（Ａ－Ｂ）÷（Ｃ－Ｄ）

上記の算式におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤは、それぞれ以下を意味する。

Ａ：Ｂ種取得価額決定日の直前の当行事業年度の末日における「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成される連結財務諸表の純資産の部の合計金額から、同連結財務諸表の少数株主持分の金額並びに当行による直前の事業年度中の日を基準日とする普通株式以外の種類株式に係る金銭による剰余金の配当のうち、当行の事業年度の末日経過後に支払われる金銭による剰余金の配当の額を控除した金額

Ｂ：Ｂ種取得価額決定日において当行が発行している普通株式以外の種類株式（Ｂ種優先株式を含む。）の払込金額の総額

Ｃ：Ｂ種取得価額決定日における当行の発行済普通株式総数

Ｄ：Ｂ種取得価額決定日における当行及び当行の連結子会社（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第５条に従い、連結の範囲に含められる当行の子会社をいう。）が保有する当行の普通株式数

⑤Ｂ種取得価額の調整

Ｂ種優先株式発行後、下記(イ)乃至(ホ)のいずれかに該当する場合には、次に定める算式（以下「Ｂ種取得価額調整式」という。）によりＢ種取得価額を調整するものとする。

調整後Ｂ種取得価額＝ 調整前Ｂ種取得価額×｛（既発行普通株式数－ 自己株式数）＋（新規発行・処分普通株式数×１株当り払込金額÷１株当りの時価）｝÷｛（既発行普通株式数－自己株式数）＋新規発行・処分普通株式数｝

（イ）Ｂ種取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、下記（ハ）記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記（ニ）記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後Ｂ種取得価額は、払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

（ロ）株式の分割の場合

調整後Ｂ種取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。なお、株式の分割の場合のＢ種取得価額調整式における「新規発行・処分普通株式数」とは株式の分割により増加する普通株式数を意味するものとし、また、「（既発行普通株式数－自己株式数）」は、「既発行普通株式数」と読み替えるものとする。

（ハ）Ｂ種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後Ｂ種取得価額は、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で、取得されたものとみな

して（当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後Ｂ種取得価額は、当該取得及び行使価額が決定される日（以下本（ハ）において「価額決定日」という。）に、発行される証券（権利）の全額が、当該取得価額で、取得されたものとみなして（当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（ハ）において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得（又は行使）に際して当該証券（権利）（又は新株予約権）の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいうものとする。

(ニ) Ｂ種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は、当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式、の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後Ｂ種取得価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な行使価額で、行使されたものとみなして（当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使又は取得価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後Ｂ種取得価額は、当該行使及び取得価額が決定される日（以下、本（ニ）において「価額決定日」という。）に、発行される全ての新株予約権が、当該行使価額で、行使されたものとみなして（当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（ニ）において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいう。

(ホ) 株式の併合により普通株式数を変更する場合

調整後Ｂ種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。Ｂ種取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。

(ヘ) Ｂ種取得価額調整式における「１株当り払込金額」とは、それぞれ以下のとおりとする。

(ａ) 上記(イ)の場合　当該払込金額(無償割当ての場合は０円)
(ｂ) 上記(ロ)の場合　０円
(ｃ) 上記(ハ)の場合　上記(ハ)に定める価額
(ｄ) 上記(ニ)の場合　上記(ニ)に定める価額
(ｅ) 上記(ホ)の場合　０円

(ト) 上記(イ)乃至(ホ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項（ただし、(ロ)については、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後Ｂ種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(チ) 上記(イ)乃至(ホ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当行取締役会が判断する合理的なＢ種取得価額に変更される。

(ａ) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のためにＢ種取得価額の調整を必要とするとき。
(ｂ) その他当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってＢ種取得価額の調整を必要とするとき。
(ｃ) Ｂ種取得価額の調整事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後Ｂ種取得価額の算出に関して使用すべき１株当りの時価が他方の事由によって影響されているとき。

(リ) Ｂ種取得価額調整式における「時価」とは、調整後Ｂ種取得価額の適用の基準となる日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、上記(イ)乃至(ホ)に定めるＢ種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本⑤に準じて調整される。

(ヌ) Ｂ種取得価額調整式で使用する「調整前Ｂ種取得価額」とは、調整後Ｂ種取得価額を適用する日の前日において有効なＢ種取得価額とする。

(ル) Ｂ種取得価額調整式で使用する「（既発行普通株式数－自己株式数）」とは、基準日がない場合は調整後Ｂ種取得価額を適用する日の１か月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数とする。

(ヲ) 調整後Ｂ種取得価額は円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(ワ) Ｂ種取得価額調整式により算出された調整後Ｂ種取得価額と調整前Ｂ種取得価額との差額が１円未満の場合は、Ｂ種取得価額の調整は行わないものとする。ただし、その後Ｂ種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、Ｂ種取得価額を算出する場合には、Ｂ種取得価額調整式中の調整前Ｂ種取得価額に代えて調整前Ｂ種取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(９) 取得条項

当行は、Ｂ種取得請求期間中に取得請求のなかったＢ種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに、Ｂ種優先株式１株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。ただし、当該平均値がＢ種取得請求期間の末日において有効なＢ種取得価額の70％に相当する額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）（以下「下限一斉Ｂ種取得価額」という。）を下回るときは、Ｂ種優先株式１株の払込金額相当額を下限一斉Ｂ種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値がＢ種取得請求期間の末日において有効なＢ種取得価額の100％に相当する額(以下「上限一斉Ｂ種取得価額」という。)を上回るとき

は、Ｂ種優先株式１株の払込金額相当額を上限一斉Ｂ種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。また、一斉取得日までに当行がＤ種優先株式を７．(10)①に定める普通株式を対価とする取得条項により取得した場合には、Ｂ種優先株式１株の払込金額相当額を下限一斉Ｂ種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において１株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

７．Ｄ種優先株式の内容は次のとおりであります。

(１)Ｄ種優先配当金

当行は、定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＤ種優先株式を有する株主（以下「Ｄ種優先株主」という。）又はＤ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｄ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種優先株式１株につき、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(２)に定める配当年率（以下「Ｄ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。）（以下「Ｄ種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてＤ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対して(５)に定めるＤ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(２)Ｄ種優先配当年率

①2014年３月31日に終了する事業年度に係るＤ種優先配当年率

Ｄ種優先配当年率＝初年度Ｄ種優先配当金÷Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度Ｄ種優先配当金」とは、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、Ｄ種優先株式の発行決議日をＤ種優先配当年率決定日として算出する。）に0.95％を加えた割合（その算出の結果が８％を超える場合には、８％とする。）を乗じて得られる数に、払込期日より2014年３月31日までの実日数である１を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。）とする。

②2014年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るＤ種優先配当年率

Ｄ種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.95％

なお、2014年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るＤ種優先配当年率は、％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年の４月１日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「Ｄ種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、Ｄ種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が８％を超える場合には、Ｄ種優先配当年率は８％とする。

(３)非累積条項

ある事業年度においてＤ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＤ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(４)非参加条項

Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対しては、Ｄ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(５)Ｄ種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＤ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種優先株式１株につき、Ｄ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下「Ｄ種優先中間配当金」という。）を支払う。

(６)残余財産の分配

①残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種優先株式１株につき、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過Ｄ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

②非参加条項

Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③経過Ｄ種優先配当金相当額

Ｄ種優先株式１株当たりの経過Ｄ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にＤ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてＤ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対してＤ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(７)議決権

Ｄ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、Ｄ種優先株主は、定時株主総会にＤ種優先配当金の額全部（Ｄ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、Ｄ種優先配当金の額全部（Ｄ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、Ｄ種優先配当金の額全部（Ｄ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(８)普通株式を対価とする取得請求権

①取得請求権

Ｄ種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当行に対し、自己の有するＤ種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、Ｄ種優先株主がかかる取得の請求をしたＤ種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該Ｄ種優先株主に

対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

②取得を請求することのできる期間

2014年４月１日から2029年３月31日まで（以下「Ｄ種取得請求期間」という。）とする。

③取得と引換えに交付すべき財産

当行は、Ｄ種優先株式の取得と引換えに、Ｄ種優先株主が取得の請求をしたＤ種優先株式数にＤ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑥に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、Ｄ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、会社法第167条第３項に従ってこれを取扱う。

④当初取得価額

取得価額は、当初、Ｄ種取得請求期間の初日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（証券会員制法人福岡証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、Ｄ種取得請求期間の初日に先立つ１年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が904円（以下「下限Ｄ種取得価額」という。）を下回る場合は、取得価額は下限Ｄ種取得価額とする。

⑤取得価額の修正

Ｄ種取得請求期間において、毎月第３金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の５連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの５連続取引日とする。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）に修正される（以下、修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下限Ｄ種取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限Ｄ種取得価額とする。なお、上記５連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑥に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥取得価額の調整

（イ）Ｄ種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限Ｄ種取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「Ｄ種取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後Ｄ種取得価額」という。）。Ｄ種取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（ⅰ）Ｄ種取得価額調整式に使用する時価（下記(ハ)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑥において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後Ｄ種取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

（ⅱ）株式の分割をする場合

調整後Ｄ種取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなしてＤ種取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

（ⅲ）Ｄ種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記(ニ)に定義する。以下、本(ⅲ)、下記(ⅳ)及び(ⅴ)並びに下記(ハ)(ⅳ)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後Ｄ種取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなしてＤ種取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額がＤ種取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後Ｄ種取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなしてＤ種取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

（ⅳ）当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本(イ)又は(ロ)と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）がＤ種取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後Ｄ種取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなしてＤ種取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかるＤ種取得価額調整式の適用に際しては、下記(ａ)ないし(ｃ)の場合に応じて、調整後Ｄ種取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

（ａ）当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整が行われていない場合
調整係数は１とする。
（ｂ）当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は１とする。
ただし、下限Ｄ種取得価額の算定においては、調整係数は、上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による直前の調整を行う前の下限Ｄ種取得価額を当該調整後の下限Ｄ種取得価額で除した割合とする。
（ｃ）当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
（ⅴ）取得条項付株式等の取得と引換えにＤ種取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後Ｄ種取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ⅲ)又は(ⅳ)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後Ｄ種取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記(ホ)に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなしてＤ種取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ⅴ)による調整は行わない。
（ⅵ）株式の併合をする場合
調整後Ｄ種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなしてＤ種取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
(ロ)上記(イ)(ⅰ)ないし(ⅵ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額（下限Ｄ種取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限Ｄ種取得価額を含む。）に変更される。
(ハ)(ⅰ)Ｄ種取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後Ｄ種取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。なお、上記５連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後Ｄ種取得価額は、本⑥に準じて調整する。
（ⅱ）Ｄ種取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後Ｄ種取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
（ⅲ）Ｄ種取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記（イ）（ⅰ）ないし(ⅲ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後Ｄ種取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記(イ)及び(ロ)に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記(イ)(ⅳ)(ｂ)又は(ｃ)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記(イ)(ⅳ)(ｂ)又は(ｃ)に基づく調整に先立って適用された上記(イ)(ⅲ)又は(ⅳ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
（ⅳ）Ｄ種取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記(イ)(ⅰ)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は０円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記(イ)(ⅱ)及び(ⅵ)の場合には０円、上記(イ)(ⅲ)ないし(ⅴ)の場合には価額（ただし、(ⅳ)の場合は修正価額）とする。
(ニ)上記(イ)(ⅲ)ないし(ⅴ)及び上記(ハ)(ⅳ)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
(ホ)上記(イ)(ⅴ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後Ｄ種取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記(ハ)(ⅲ)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
(ヘ)上記(イ)(ⅰ)ないし(ⅲ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記(イ)(ⅰ)ないし(ⅲ)の規定にかかわらず、調整後Ｄ種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
(ト)Ｄ種取得価額調整式により算出された上記(イ)第２文を適用する前の調整後Ｄ種取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後Ｄ種取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、Ｄ種取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切り捨てる。）を使用する。
⑦合理的な措置
上記④ないし⑥に定める取得価額（(10)②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑦において同じ。）は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
⑧取得請求受付場所
東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部
⑨取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑧に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。
(９)金銭を対価とする取得条項
①金銭を対価とする取得条項
当行は、2024年３月31日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ｄ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限Ｄ種取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場

合、当行は、かかるＤ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をＤ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ｄ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も（８）①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

②取得と引換えに交付すべき財産

当行は、Ｄ種優先株式の取得と引換えに、Ｄ種優先株式１株につき、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過Ｄ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、（６）③に定める経過Ｄ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過Ｄ種優先配当金相当額を計算する。

(10)普通株式を対価とする取得条項

①普通株式を対価とする取得条項

当行は、Ｄ種取得請求期間の末日までに当行に取得されていないＤ種優先株式の全てをＤ種取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当行は、かかるＤ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ｄ種優先株主に対し、その有するＤ種優先株式数にＤ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。Ｄ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

②一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限Ｄ種取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限Ｄ種取得価額とする。

(11)株式の分割又は併合及び株式無償割当て

①分割又は併合

当行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びＤ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びＤ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(12)法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

８．Ｅ種優先株式の内容は次のとおりであります。

（１）Ｅ種優先配当金

①Ｅ種優先配当金

当行は、定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＥ種優先株式を有する株主（以下「Ｅ種優先株主」という。）又はＥ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｅ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ｅ種優先株式１株につき、Ｅ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｅ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、配当年率２％（2018年３月31日に終了する事業年度に係る期末の剰余金の配当の場合は、配当年率２％に基づき払込期日から2018年３月31日までの間の日数（初日と最終日を含む。）につき１年を365日とする日割計算により算出される割合とする。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。）（以下「Ｅ種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてＥ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対して下記（２）に定めるＥ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度においてＥ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＥ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対しては、Ｅ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（２）Ｅ種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＥ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｅ種優先株式１株につき、Ｅ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下「Ｅ種優先中間配当金」という。）を支払う。

（３）残余財産

①残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｅ種優先株式１株につき、Ｅ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｅ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過Ｅ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

②非参加条項

Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③経過Ｅ種優先配当金相当額

Ｅ種優先株式１株当たりの経過Ｅ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にＥ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてＥ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対してＥ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

（４）議決権

Ｅ種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

（５）種類株主総会

法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合においても、Ｅ種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

（６）金銭を対価とする取得条項

①金銭を対価とする取得条項

当行は、2024年４月１日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ｅ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるＥ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をＥ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ｅ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

②取得と引換えに交付すべき財産

当行は、Ｅ種優先株式の取得と引換えに、Ｅ種優先株式１株につき、Ｅ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｅ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過Ｅ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記（３）③に定める経過Ｅ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過Ｅ種優先配当金相当額を計算する。

（７）普通株式を対価とする取得条項

①普通株式を対価とする取得条項

当行は、2027年４月１日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日までに当行に取得されていないＥ種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかるＥ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ｅ種優先株主に対し、その有するＥ種優先株式数にＥ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｅ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。Ｅ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

②一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が450円（以下「下限Ｅ種取得価額」という。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限Ｅ種取得価額（ただし、下記③による調整を受ける。）とする。

③下限Ｅ種取得価額の調整

（イ）Ｅ種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限Ｅ種取得価額を次に定める算式（以下、「下限Ｅ種取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後下限Ｅ種取得価額」という。）。下限Ｅ種取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限Ｅ種取得価額} = \text{調整前下限Ｅ種取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（ⅰ）下限Ｅ種取得価額調整式に使用する時価（下記（ハ）（ⅰ）に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限Ｅ種取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

（ⅱ）株式の分割をする場合

調整後下限Ｅ種取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限Ｅ種取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

（ⅲ）下限Ｅ種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記（ニ）に定義する。以下、本（ⅲ）、下記（ⅳ）及び（ⅴ）並びに下記（ハ）（ⅳ）において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限Ｅ種取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限Ｅ種取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限Ｅ種取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限Ｅ種取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限Ｅ種取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

（ⅳ）当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本（イ）又は（ロ）と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限Ｅ種取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限Ｅ種取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限Ｅ種取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限Ｅ種取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限Ｅ種取得価額を適用する日の前日において有効な下限Ｅ種取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前下限Ｅ種取得価額とみなすものとする。

(a)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整が行われていない場合
調整係数は１とする。
(b)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整が行われている場合
調整係数は、上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整を行う直前の下限Ｅ種取得価額を当該調整後の下限Ｅ種取得価額で除した割合とする。
（ⅴ）取得条項付株式等の取得と引換えに下限Ｅ種取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後下限Ｅ種取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ⅲ)又は(ⅳ)による下限Ｅ種取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限Ｅ種取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記（ホ）に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限Ｅ種取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ⅴ)による調整は行わない。
（ⅵ）株式の併合をする場合
調整後下限Ｅ種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限Ｅ種取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
（ロ）上記（イ）(ⅰ)ないし(ⅵ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限Ｅ種取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限Ｅ種取得価額に変更される。
（ハ）（ⅰ）下限Ｅ種取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後Ｅ種取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。なお、上記５連続取引日の間に、下限Ｅ種取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限Ｅ種取得価額は、本③に準じて調整する。
（ⅱ）下限Ｅ種取得価額調整式に使用する「調整前下限Ｅ種取得価額」は、調整後下限Ｅ種取得価額を適用する日の前日において有効な下限Ｅ種取得価額とする。
（ⅲ）下限Ｅ種取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記（イ）(ⅰ)ないし(ⅲ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限Ｅ種取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該下限Ｅ種取得価額の調整の前に上記（イ）及び（ロ）に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記（イ）(ⅳ)(b)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記（イ）(ⅳ)(b)に基づく調整に先立って適用された上記（イ）(ⅲ)又は(ⅳ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
（ⅳ）下限Ｅ種取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記（イ）(ⅰ)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は０円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記（イ）（ⅱ）及び(ⅵ)の場合には０円、上記（イ）(ⅲ)ないし(ⅴ)の場合には価額（ただし、(ⅳ)の場合は修正価額）とする。
（ニ）上記（イ）(ⅲ)ないし(ⅴ)及び上記（ハ）(ⅳ)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
（ホ）上記（イ）(ⅴ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限Ｅ種取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記（ハ）(ⅲ)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
（ヘ）上記（イ）(ⅰ)ないし(ⅲ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記（イ）(ⅰ)ないし(ⅲ)の規定にかかわらず、調整後下限Ｅ種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
（ト）下限Ｅ種取得価額調整式により算出された上記（イ）第２文を適用する前の調整後下限Ｅ種取得価額と調整前下限Ｅ種取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、下限Ｅ種取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限Ｅ種取得価額調整式による下限Ｅ種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限Ｅ種取得価額を算出する場合には、下限Ｅ種取得価額調整式中の調整前下限Ｅ種取得価額に代えて調整前下限Ｅ種取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切り捨てる。）を使用する。
(８)譲渡制限
①Ｅ種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。
②当行取締役会は、Ｅ種優先株式の譲渡による取得について、当行取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役に対して委任する。
(９)株式の分割又は併合及び株式無償割当て
①分割又は併合
当行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びＥ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
②株式無償割当て
当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びＥ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
(10)法令変更等
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
(11)その他
上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。
９．「提出日現在発行数」欄には、2019年６月１日からこの有価証券報告書提出日までのＢ種優先株式及びＤ種優先株式の取得請求により発行された株式数は含まれておりません。
10. 2018年６月28日開催の第100回定時株主総会およびＤ種優先株主に係る種類株主総会決議により、2018年10月１日付で普通株式、Ｂ種優先株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、普通株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式について10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより発行済株式数は、普通株式は53,500,410株減少し5,944,490株となり、Ｄ種優先株式

は14,400,000株減少し1,600,000株となり、Ｅ種優先株式は7,197,300株減少し799,700株となり、発行済株式総数は75,097,710株減少し11,344,190株となっています。
なお、上記株式併合に伴いＢ種優先株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式の下限取得価額は下記の通り調整されております。
調整後下限Ｂ種取得価額　350円　（調整前　35円）
調整後下限Ｄ種取得価額　904円　（調整前　90.5円）
調整後下限Ｅ種取得価額　450円　（調整前　45円）

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】
該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第４四半期会計期間 （自　2019年１月１日 至　2019年３月31日）	第101期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	－	－
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	－	－
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	－	－
当該期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	－	－
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	－	－
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	－	－
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	－	－
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	－	－

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2017年４月27日（注１）	7,997	92,441	3,998	16,493	3,998	12,349
2017年４月27日（注２）	－	92,441	△3,998	12,495	△2,000	10,349
2017年７月31日（注３）	△ 6,000	86,441	－	12,495	－	10,349
2018年10月1日（注４）	△75,097	11,344	－	12,495	－	10,349

（注）１．有償　第三者割当（Ｅ種優先株式）　発行株数 7,997千株　発行価格 1,000円　資本組入額 500円。
２．会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え。
３．自己株式（Ａ種優先株式6,000千株）の消却。
４．普通株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式について10株を１株とする株式併合を実施。

（５）【所有者別状況】

①普通株式

2019年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	29	5	639	1	－	1,750	2,424	－
所有株式数（単元）	－	26,517	28	16,678	5	－	15,570	58,798	64,690
所有株式数の割合（％）	－	45.09	0.04	28.36	0.00	－	26.48	100.00	－

（注）１．自己株式45,805株は「個人その他」に458単元、「単元未満株式の状況」に5株含まれております。
２．「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、10単元含まれております。

②Ｂ種優先株式

2019年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数（単元）	－	30,000	－	－	－	－	－	30,000	－
所有株式数の割合（％）	－	100.00	－	－	－	－	－	100.00	－

③Ｄ種優先株式

2019年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数（単元）	－	16,000	－	－	－	－	－	16,000	－
所有株式数の割合（％）	－	100.00	－	－	－	－	－	100.00	－

④Ｅ種優先株式

2019年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	8	－	304	－	－	340	652	－
所有株式数（単元）	－	600	－	5,326	－	－	2,071	7,997	－
所有株式数の割合(％)	－	7.50	－	66.59	－	－	25.89	100.00	－

（６）【大株主の状況】

2019年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(％)
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号	3,146	27.84
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内３丁目４番２号	1,600	14.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	東京都中央区晴海１丁目８番11号	337	2.98
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神２丁目13番１号	262	2.32
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町１丁目５番５号	248	2.20
豊和銀行従業員持株会	大分県大分市王子中町４番10号	245	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海１丁目８番11号	170	1.50
株式会社福岡中央銀行	福岡県福岡市中央区大名２丁目12番１号	136	1.20
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内１丁目６番６号	133	1.18
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町１番１号	130	1.15
計	―	6,410	56.74

（注）１.上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は全て信託業務に係る株式であります。
２.2018年10月１日付で普通株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式について10株を１株とする株式併合を実施しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2019年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海１丁目８番11号	3,375	5.78
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神２丁目13番１号	2,623	4.49
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町１丁目５番５号	2,488	4.26
豊和銀行従業員持株会	大分県大分市王子中町４番10号	2,453	4.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海１丁目８番11号	1,704	2.92
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号	1,464	2.50
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目６番６号	1,333	2.28
株式会社福岡中央銀行	福岡県福岡市中央区大名２丁目12番１号	1,314	2.25
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町１番１号	1,251	2.14
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎県宮崎市広島２丁目１番31号	1,243	2.13
計	―	19,248	32.99

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2019年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	Ｂ種優先株式 3,000,000 Ｄ種優先株式 1,600,000 Ｅ種優先株式 799,700	―	「１(1)②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己株式） 普通株式 45,800	―	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,834,000	普通株式 58,340	同上
単元未満株式	普通株式 64,690	―	同上
発行済株式総数	11,344,190	―	―
総株主の議決権	―	58,340	―

（注）上記の「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が10個含まれております。

②【自己株式等】

2019年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社豊和銀行	大分市王子中町４番10号	45,800	―	45,800	0.77
計	―	45,800	―	45,800	0.77

（注）「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は発行済普通株式の総数であります。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第７号及び第９号に該当する普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2018年11月13日）での決議状況 （取得日　2018年11月13日）	904	683,165
当事業年度前における取得自己株式	―	―
当事業年度における取得自己株式	904	683,165
残存授権株式の総数及び価額の総額	―	―
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	―	―
当期間における取得自己株式	―	―
提出日現在の未行使割合（％）	―	―

（注）１.2018年11月13日を買取日とし、買取日の福岡証券取引所における終値を買取価格としております。
２.上記株式数及び価格の総額には、自己名義株式の株式併合による端数分が含まれております。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	5,457	758,038
当期間における取得自己株式	94	61,868

（注）１.当期間における取得自己株式には、2019年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。
２.2018年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施いたしました。当事業年度における取得自己株式のうち、株式併合前の単位未満株式の買取による自己株式4,928株、株式併合後の同株式は529株であります。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他 （株式併合による減少）	399,354	―	―	―
保有自己株式数	45,805	―	45,899	―

（注）１．当期間における処理自己株式には、2019年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
２．当期間における保有自己株式には、2019年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

３【配当政策】

当行は、経営の健全性維持の観点から、収益力の強化を図る中で、内部留保の蓄積に努めつつ、安定かつ適切な配当を行っていくことを基本方針としております。また、国の資本参加を仰いでいる中にあって、財務基盤の安定化を図る観点から、配当以外の利益の社外流出については、引き続き抑制することといたしております。

当行は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、中間配当については、2006年３月期より実施しておりません。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき普通株式は１株当たり10円の配当、Ｂ種優先株式は１株当たり８円の配当、Ｄ種優先株式は１株当たり108円60銭の配当、Ｅ種優先株式は１株当たり200円の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、財務基盤の充実に活用し、地元の中小企業・個人事業主・個人のお客さまに対する円滑な資金供給や各種サービスの提供を適切に行い、地域経済の発展に貢献してまいります。

当行は、「取締役会の決議によって、毎年９月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）
2019年６月27日 定時株主総会決議	普通株式　58 Ｂ種優先株式　24 Ｄ種優先株式　173 Ｅ種優先株式　159	普通株式　10.00 Ｂ種優先株式　8.00 Ｄ種優先株式　108.60 Ｅ種優先株式　200.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

「いちばんにあなたのこと。」のキャッチフレーズの下、「経営理念」及び「企業倫理」の遵守を通じて、地域金融機関として公共的・社会的役割の重要さを認識し、お取引先の皆さまに対する円滑な資金供給と質の高い金融サービスの提供を充実させ、地域貢献という社会的責任を果たすことを経営の基本方針としております。

また、お取引先や地域社会以外にも、株主から経営を負託された者としての責任（受託者責任）をはじめ、従業員等さまざまなステークホルダーに対する責務を負っていることを認識して銀行経営を行なっております。

このような責務を果たしていくため、戦略的な経営の実現、迅速な意思決定機能と執行体制の強化、経営の透明性の確保、適時適切な情報開示等、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行う体制を確立することが経営の最重要課題の１つであると認識しております。

これらの取組みにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、質の高い金融サービスを持続的に提供できる体制を構築し、「地元大分になくてはならない地域銀行」を目指してまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行の企業統治の体制の概要は次のとおりであります。

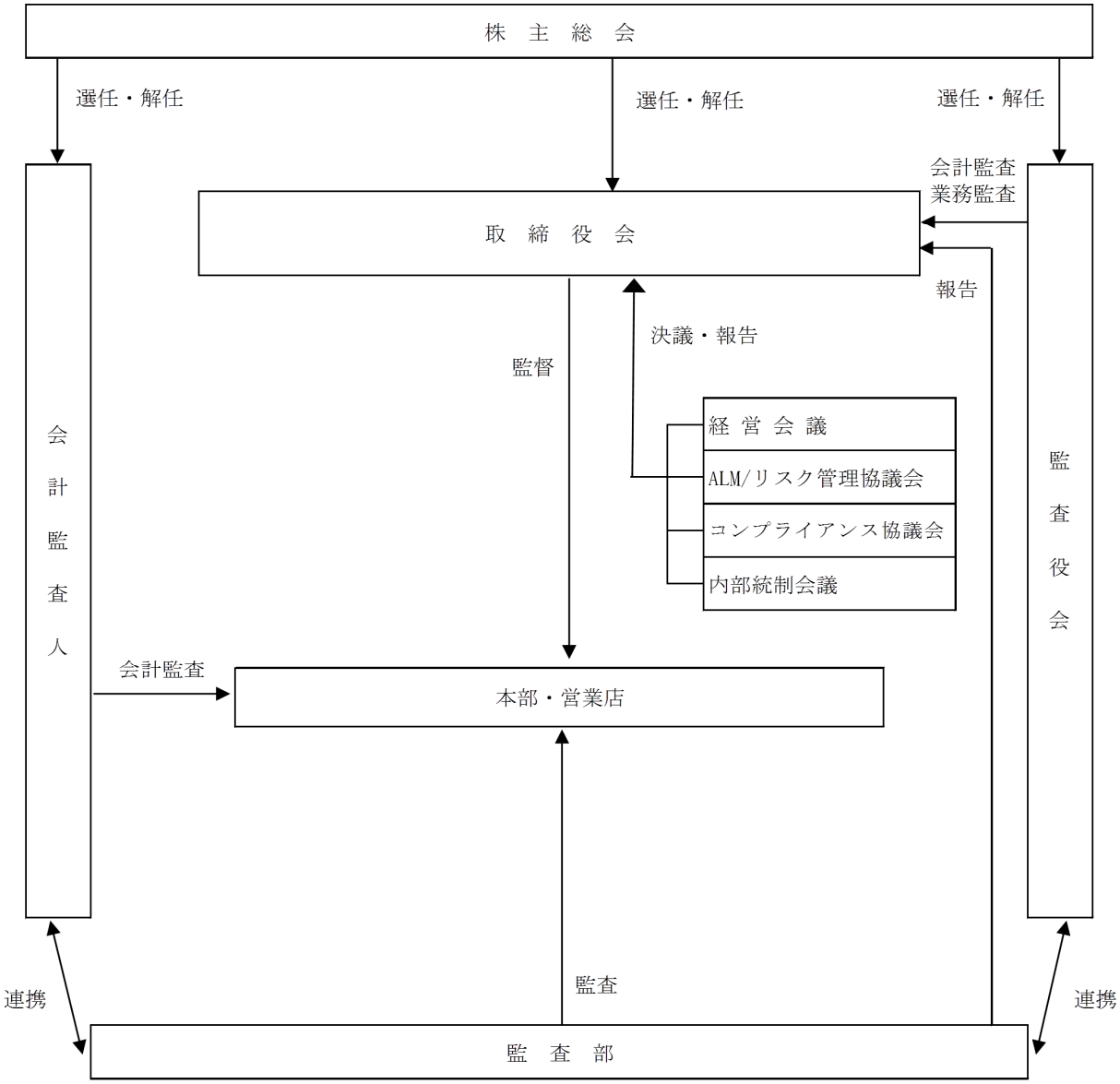

名称	目的	権限	構成員の役職	構成員の氏名
取締役会	重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督すること。	業務執行の最高意思決定機関。	取締役頭取（議長） 取締役専務 常務取締役 常務取締役 取締役 取締役 社外取締役 社外取締役 常勤監査役 社外常勤監査役 社外非常勤監査役	権藤　淳 髙橋　信裕 牧野　郡二 渡部　悌史 都留　裕文 佐藤　真広 赤松　健一郎 渡邊　博子 佐藤　俊明 岡田　雄 梶野　弘道
経営会議	経営に関する重要事項を協議すること。	取締役会より権限委譲された業務執行を決定する。	取締役頭取（議長） 取締役専務 常務取締役 常務取締役 取締役 取締役 常勤監査役 社外常勤監査役	権藤　淳 髙橋　信裕 牧野　郡二 渡部　悌史 都留　裕文 佐藤　真広 佐藤　俊明 岡田　雄
ALM/リスク管理協議会	信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等のオペレーショナルリスクその他銀行業務の運営において発生する各リスクについて、その所在・種類を認識し、計測手法・モニタリング手法について協議・検討するとともに、コントロールを行うことにより業務計画や収益計画に反映させ経営指標として活用すること。	ALM・リスク管理に関する重要事項を審議・決定する。	取締役頭取（議長） 取締役専務 常務取締役 常務取締役 取締役 取締役	権藤　淳 髙橋　信裕 牧野　郡二 渡部　悌史 都留　裕文 佐藤　真広 朝倉　洋一郎 髙橋　良司 浜野　法生 小石　優仁 江久保　浩司 長岡　誠二 佐藤　直威 伊澤　克彦
コンプライアンス協議会	取締役会直轄のコンプライアンスに関する審議機関。	取締役会の決議された方針等に基づき、コンプライアンスに関する具体的事項を審議・決定する。	取締役頭取 取締役専務 常務取締役（議長） 常務取締役 取締役 取締役	権藤　淳 髙橋　信裕 牧野　郡二 渡部　悌史 都留　裕文 佐藤　真広 朝倉　洋一郎 髙橋　良司 浜野　法生 小石　優仁 江久保　浩司 佐藤　直威 伊澤　克彦
内部統制会議	行内の情報開示統制の整備・充実を図ること及び内部統制報告書制度に基づき、経営者が継続的に実施する財務報告に係る内部統制評価手続等を支援するとともに審議・調整を行うこと。	内部統制に係る事項について審議・調整等を行う。	常務取締役 常務取締役（委員長）	牧野　郡二 渡部　悌史 朝倉　洋一郎 浜野　法生 伊澤　克彦 佐藤　直威 中城　信也

業務執行においては、各種規程等に基づく取締役会や経営会議、ALM/リスク管理協議会及びコンプライアンス協議会の意思決定を踏まえ、行われております。業務執行の最高意思決定機関である取締役会では、取締役会規程に基づき、経営に関する重要な事項等を決定するとともに、業務の執行状況について監督を行なっております。また、取締役会には監査役３名が出席し、業務執行の状況を把握するとともに、必要があると認められた場合は意見を述べております。

経営に対する監督機能の強化と中長期的な企業価値の向上を目指した助言機能の強化を図るため、2016年６月より、社外取締役を１名増員し、社外取締役を２名にしております。また、経営の迅速な意思決定を図ることを目的として、取締役８名体制（うち社外取締役２名）としております。経営環境の変化に対する迅速な対応及び経営責任の明確化のため、取締役の任期は１年にしております。

監査役会は、非常勤監査役１名を含む３名体制（うち独立性の高い社外監査役２名）であり、そのうち１名は常勤の社外監査役となっております。また、監査役会室に補助使用人１名が配属されております。監査役会は、社外監査役を含む監査役全員で構成されており、法令、定款、監査役会規定等に基づき運営され、監査に関する重要な事項等の報告・協議・決議を行なっております。常勤監査役は取締役会をはじめとした重要会議に出席するほか、内部統制においては、定期的に開催する内部統制会議に参加し、情報及び意見の交換を行っております。

当行は、内部監査部署として監査部を設置し、内部監査を実施しております。監査部は、牽制機能を確保するため、すべての業務部門から独立しており、取締役会で承認を得た「監査計画」に基づいて監査を実施し、監査結果

を取締役会へ報告しております。また、監査部は総合企画部と連携し、内部統制の有効性評価に関し、定期的に開催する内部統制会議で体系的かつ組織横断的な審議・調整を行い、その内容を取締役会に付議及び報告しております。

監査役及び監査部は、会計監査人と連携し、三者の監査上の問題点や業務の改善状況や課題を定期的に意見交換しており、三者が共通認識を持つことにより監査の充実を図っております。

当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由としては、（1）意思決定の迅速性を重視していること、（2）社外取締役を２名選任することで、経営に対する監督機能を高めるとともに中長期的な企業価値の向上を目指した助言が期待できること、（3）監査役会については常勤監査役が２名（社内監査役１名、社外監査役１名）選任されており、１名のみの場合に比べより経営に対する監視機能が高いこと、が挙げられます。

③企業統治に関するその他の事項

イ.内部統制システムの整備の状況

Ａ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、当行における法令等遵守に係る理念を「企業倫理」として、また、法令等遵守に係る基本方針や役職員の行動指針を「コンプライアンスの基本方針」及び「コンプライアンスの行動指針」として制定しております。

・取締役会は、企業倫理等に則った業務運営を実現させるため、具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定しております。

・法令等遵守を確保する体制として、法令等遵守に関する重要な事項の審議機関として「コンプライアンス協議会」、法令等遵守に関する情報等を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置するほか、各部店の部店長をコンプライアンス責任者、次席者をコンプライアンス担当者として配置しております。

・法令等違反の疑義がある行為等を知った場合に、通常の職制を通じた報告制度と別に、コンプライアンス統括部署や法律事務所等の外部窓口に直接相談・通報を行うことができる「ホットライン制度」を制定しております。

・「反社会的勢力対応に関する基本方針」を制定し、それに基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力とは関係を遮断し、その不当な要求には毅然とした態度で対応しております。

・内部監査部門は、法令等遵守状況に関する監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告しております。

Ｂ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・各種議事録・決裁文書等、取締役の職務の執行・意思決定に係る情報については、取締役会で制定した「文書の保存及び廃棄処分取扱規程」に基づき、適正に保存・管理しております。

Ｃ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、その他のリスクに分類し、取締役会で制定した「リスク管理の基本方針」に基づき把握・管理しております。

・リスク管理に関する統括部署として、総合企画部リスク管理グループを設置するほか、信用リスクは信用リスク部会、市場リスクは市場リスク部会、流動性リスクは流動性リスク部会、事務リスク・システムリスクはオペレーショナルリスク部会が管理し、各リスク部会の管理状況やリスク状況について、ＡＬＭ／リスク管理協議会にて報告・検討しております。

・災害や障害等の緊急事態に陥った際に業務の早期回復を行うために、業務継続計画（ＢＣＰ）を定め、適切な危機管理対応がとれる体制としております。

・内部監査部門は各部署毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会、監査役会に報告しております。

Ｄ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会及び経営会議について、その機能を適切に発揮させるため、その具体的な運営や付議事項等を定めた「取締役会規程」、「経営会議規程」を制定しております。また、行内の指揮・命令系統や責任と権限の明確化を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定しております。

・取締役会で決議すべき議案については、経営会議、ＡＬＭ／リスク管理協議会又はコンプライアンス協議会に付議しております。

Ｅ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項

・監査役に直属する組織として監査役会室を設け、同室に監査役及び監査役会の職務を補助する使用人を配置しております。

Ｆ．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・上記の使用人の人事異動及び人事評価等に係る決定については、予め常勤監査役に同意を求めることとしております。使用人が行う監査業務の補助については、取締役を含め、何人も干渉できないものとしております。

Ｇ．監査役のその職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・取締役及び使用人は、監査役の職務を補助する使用人の業務が円滑に行えるよう努めるものとしております。

Ｈ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等について取締役及び使用人から報告を受けております。

・監査役は取締役会・経営会議等重要な会議に出席するとともに、各種議事録や重要書類等を閲覧することができます。

Ｉ．監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・「ホットライン制度」のほか、監査役への報告を理由として何人も不利な取扱いを受けてはならず、報告した者に対する不利な取扱いが判明した場合、不利な取扱いを行った者を問責の対象とします。

Ｊ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・会社法第388 条に基づき、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしています。

Ｋ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は会計監査人及び内部監査部門と監査上の問題点や業務における改善要請・課題を定期的に意見交換し、効率的かつ適正な監査の実施に努めております。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理については、各種リスクをその特性に応じて適切に管理し、健全性の向上と収益力の強化を目指しております。リスク管理体制の充実を図るため、ＡＬＭ／リスク管理協議会にて各リスクの把握・リスクコントロールを行うほか、各リスクカテゴリー毎に信用リスク部会・市場リスク部会・流動性リスク部会・オペレーショナルリスク部会を設置し、各リスク部会からのリスク管理上の問題点、今後の取組み等はＡＬＭ／リスク管理協議会が集約し、取締役会へ報告する体制としております。

ハ. 取締役の定数

当行の取締役は８名以内とする旨定款に定めております。

二. 取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

ホ. 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ヘ. 自己の株式の取得に関する事項

当行は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ト. 中間配当に関する事項

当行は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第５項の規定に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

チ. 優先株式に関する事項

Ｂ種優先株式及びＥ種優先株式については議決権を有しておりません。また、Ｄ種優先株式については2019年３月31日現在議決権を有しておりませんが、場合によっては議決権を有する場合があります。議決権を有する場合、その議決権の内容は普通株式と同一です。Ｄ種優先株式が議決権を有する場合については「第４提出会社の状況　１株式等の状況　（１）株式の総数等」に記載のとおりであります。

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

男性10名　女性1名　（役員のうち女性の比率9.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役頭取 （代表取締役） 総合企画部（統括）、営業統括部（統括）、お客さま支援部（統括）	権藤　淳	1952年４月30日生	2009年５月 当行入行 2009年６月 代表取締役専務 2012年６月 代表取締役頭取（現職）	（注）３	普通株式 8,200
取締役専務 （代表取締役） 融資部、人事部担当	髙橋　信裕	1955年４月28日生	2014年６月 当行入行 2014年６月 代表取締役専務（現職）	（注）３	普通株式 5,000
常務取締役 総合企画部、証券国際部、コンプライアンス統括部担当	牧野　郡二	1959年２月14日生	1981年４月 当行入行 2006年６月 経営管理部長 2009年７月 執行役員経営管理部長 2010年６月 取締役 2015年６月 常務取締役（現職）	（注）３	普通株式 3,300
常務取締役 監査部担当、事務統括部長	渡部　悌史	1959年3月22日生	1984年４月 当行入行 2006年６月 人事部長 2009年４月 別府支店長 2010年４月 監査部副部長 2010年６月 監査部長 2012年４月 事務統括部長 2012年６月 執行役員事務統括部長 2015年６月 取締役 2019年６月 常務取締役（現職）	（注）３	普通株式 3,200
取締役 営業統括部担当、お客さま支援部長	都留　裕文	1960年1月21日生	1982年４月 当行入行 2012年４月 営業統括部長兼ローンプラザ長 2014年６月 執行役員営業統括部長 2014年11月 執行役員営業統括部長兼営業統括部個人融資業務室長 2015年４月 執行役員営業統括部長兼営業統括部個人融資業務室長兼営業統括部地方創生推進室長 2015年６月 上席執行役員営業統括部長兼営業統括部個人融資業務室長兼営業統括部地方創生推進室長 2016年１月 上席執行役員営業統括部長兼営業統括部地方創生推進室長 2016年６月 取締役（現職）	（注）３	普通株式 2,400
取締役 本店営業部長	佐藤　真広	1964年2月19日生	1987年４月 当行入行 2007年10月 日出支店長 2009年10月 鶴崎支店長 2012年４月 福岡支店長 2014年12月 別府支店長 2015年６月 執行役員別府支店長 2016年６月 執行役員本店営業部長 2018年７月 上級執行役員本店営業部長 2019年６月 取締役(現職)	（注）３	普通株式 ―
取締役	赤松　健一郎	1949年5月27日生	1975年４月 三和酒類株式会社入社 1985年９月 同社取締役 1987年８月 同社代表取締役営業部長 1989年９月 同社代表取締役常務 1997年10月 同社代表取締役専務 2003年10月 同社代表取締役副社長 2005年10月 同社代表取締役社長 2006年10月 当行「経営評価委員会」委員委嘱 2009年10月 同社代表取締役会長（現職） 2016年６月 当行取締役（現職）	（注）３	普通株式 300
取締役	渡邊　博子	1965年8月28日生	2015年４月 城西大学現代政策学部教授 2017年４月 大分大学経済学部教授（現職） 2019年６月 当行取締役（現職）	（注）３	普通株式 ―
常勤監査役	佐藤　俊明	1960年2月８日生	1982年４月 当行入行 2006年10月 コンプライアンス統括部長 2010年６月 経営管理部長 2012年６月 執行役員経営管理部長 2014年６月 常勤監査役（現職）	（注）４	普通株式 3,300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
常勤監査役	岡田　雄	1958年9月24日生	2017年４月　大分県中部振興局長 2018年４月　大分県会計管理者兼会計管理局長 2019年６月　当行常勤監査役（現職）	（注）５	普通株式 －
監査役	梶野　弘道	1947年1月30日生	2002年７月　九州財務局大分財務事務所長 2003年７月　北陸財務局管財部長 2004年７月　熊本信用金庫資産査定室長 2006年６月　熊本信用金庫常勤理事 2010年６月　熊本県信用組合常勤監事 2016年６月　当行監査役（現職）	（注）４	普通株式 400
計					普通株式 26,100

（注）１．取締役赤松健一郎、取締役渡邊博子は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．常勤監査役岡田雄、監査役梶野弘道は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．2019年６月27日開催の定時株主総会の終結の時から１年間
４．2016年６月29日開催の定時株主総会の終結の時から４年間
５．2019年６月27日開催の定時株主総会の終結の時から４年間
６．当行は取締役赤松健一郎、取締役渡邊博子、常勤監査役岡田雄及び監査役梶野弘道を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．当行は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に定める補欠監査役１名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数（株）
五十嵐　副夫	1944年５月16日生	1969年４月　大分大学経済学部助手 1985年４月　大分大学経済学部教授 1992年８月　大分大学経済学部長 2000年４月　大分大学副学長 2006年10月　当行経営評価委員会委員 2010年４月　放送大学特任教授 大分大学名誉教授	－

②　社外役員の状況

当行の社外取締役は２名、社外監査役は２名であります。

社外取締役のうち赤松健一郎氏は当行取引先である三和酒類株式会社の代表取締役会長であり、当行は同社及び同氏と通常の銀行取引がありますが、その条件は通常の商取引の範囲内であり、特別な利害関係はありません。また、その他の社外取締役及び社外監査役は、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性を有しております。企業統治における社外取締役及び社外監査役の機能及び役割については、意思決定における牽制機能及び社外からの視点を経営に反映させることであると考えております。なお、当行は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任にあたっては福岡証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

③　社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役を含めて、監査役、監査部及び会計監査人は連携し、三者の監査上の問題点や業務の改善状況や課題を定期的に意見交換しており、三者が共通認識を持つことにより監査の充実を図っております。

（３）【監査の状況】

①監査役監査の状況

監査役会は、非常勤監査役１名を含む３名体制（うち独立性の高い社外監査役２名）であり、その他に監査役会室に補助使用人１名が配属されております。常勤監査役のうち１名は企画部門の長を務めた経験を有し、財務・会計に関する知見を有しております。監査役会は定期的に代表取締役と意見交換を行うとともに、業務監査・会計監査を実施し、必要に応じて会計監査人、取締役、内部監査部門等から報告を受けております。

②内部監査の状況

当行は、内部監査部署として監査部を設置し、10名体制で内部監査を実施しております。監査部は、牽制機能を確保するため、すべての業務部門から独立しており、取締役会で承認を得た「監査計画」に基づいて監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告しております。

監査部及び監査役は、会計監査人と連携し、三者の監査上の問題点や業務の改善状況や課題を定期的に意見交換しており、三者が共通認識を持つことにより監査の充実を図っております。なお、当行は、内部統制を推進・統括する「内部統制会議」を設置しております。同会議は、総合企画部、監査部を中心に関連各部で構成されているほか、監査役も出席し、内部統制の評価及び改善等について協議等を行っております。

③会計監査の状況

イ．監査法人の名称

ＥＹ新日本有限責任監査法人

ロ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員　根津　昌史

指定有限責任社員　藤井　義博

ハ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　９名　　その他　19名

（注）継続監査年数については、７年以内であるため記載を省略しております。

ニ．監査法人の選定方針と理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び現任の会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、当該会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性・専門性等が適切であるかを確認した結果及び「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を踏まえ、当該会計監査人の再任を決定しております。

ホ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の評価（選定）基準を設定し、これに基づき、現会計監査人を評価した結果、「その独立性、専門性及び品質管理について問題は認められず、監査チームによる職務の遂行状況にも支障は認められない。」と判断しております。

④監査報酬の内容等

イ.監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
48	0	54	－

（注）当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、研修業務であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イ.を除く）

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
－	6	－	6

（注）当行が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主にシステム移行に係る監査業務であります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手と説明・報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容と前事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、当該報酬等の額は監査品質の確保の観点から相当であると判断したため、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行は、「企業価値向上のため、財務の健全性と収益性の向上を目指した経営改善に努めるとともに、多額の公的資本参加を踏まえ、内部留保の蓄積により財務基盤の安定化を図る観点から、利益の社外流出を抑制する」という基本方針に基づいて役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度といたしましては、役員の報酬等の構成を、基本報酬(固定報酬)、賞与としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案して決定しており、賞与は、当行の業績を勘案して決定しております。なお、2003年度より役員賞与の支給は見送っております。

役員の報酬等は、株主総会で決議された役員報酬の総額(上限額)の範囲内で決定しており、取締役の報酬の個人別の分配については取締役会により、監査役の報酬の個人別の分配については監査役の協議により決定しております。

なお、役員報酬の総額(上限額)は2006年６月29日開催の株主総会で決議され、取締役84百万円、監査役24百万円であります。また、最近事業年度における取締役の報酬の個人別の分配は2018年６月28日開催の取締役会にて決定しております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自2018年４月１日　至2019年３月31日）

役員区分	員数（人）	報酬等の総額（百万円）	固定報酬（百万円）	業績連動報酬（百万円）	退職慰労金（百万円）	その他（百万円）
取締役（社外取締役を除く）	6	64	64	－	－	－
監査役（社外監査役を除く）	1	9	9	－	－	－
社外役員	4	16	16	－	－	－

（５）【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

投資目的が「協力関係の維持・強化」「取引関係の維持・強化」「地域社会への貢献」「Fintech ・IoT 等の金融技術、先進分野、取引先企業のビジネスチャンスにつながる技術やノウハウ等の知見を得ること」である投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式とし、純投資目的である投資株式と区分しています。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

投資目的が「協力関係の維持・強化」「取引関係の維持・強化」「地域社会への貢献」「Fintech ・IoT 等の金融技術、先進分野、取引先企業のビジネスチャンスにつながる技術やノウハウ等の知見を得ること」である株式のみを保有しております。そのうち上場株式については、資本・業務提携を行なっている銘柄、業務上の関係が強く保有合理性が高い銘柄、及び取引関係の維持・向上を図るために保有合理性が高い銘柄については継続保有する方針であり、業務上の関係が殆ど無く、保有する経済的合理性は高くない銘柄については中長期的に縮減する方針としております。

また、上場株式についてはその保有の適否を個別銘柄毎に、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。

ロ.銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（百万円）
上場株式	15	1,750
非上場株式	35	782

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	株式数の増加に係る取得価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
上場株式	－	－	－
非上場株式	1	3	地域社会への貢献目的により新たな先に投資を行なっております。

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	株式数の減少に係る売却価額の合計額（百万円）
上場株式	1	121
非上場株式	1	－

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
（特定投資株式）

銘柄	当事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	前事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当行の株式の保有の有無
株式会社福岡中央銀行	114	114	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	400	430		
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ(注1)	89	449	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	220	257		
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス	211	211	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	198	260		
株式会社宮崎太陽銀行	117	117	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	166	196		
株式会社南日本銀行	124	124	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	164	187		
株式会社九州リースサービス	150	150	保有目的：取引関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	105	122		
株式会社高知銀行	102	102	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	82	133		

銘柄	当事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	前事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当行の株式の保有の有無
株式会社トマト銀行	73	73	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	77	112		
株式会社三十三フィナンシャルグループ(旧株式会社第三銀行)(注2)	45	64	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	70	113		
ジェイリース株式会社	160	320	保有目的：取引関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	62	272		
東京海上ホールディングス株式会社	10	10	保有目的：取引関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	53	47		
株式会社東和銀行	64	64	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	45	90		
株式会社栃木銀行	179	179	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	42	73		
株式会社愛知銀行	11	11	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	38	59		
ＳＯＭＰＯホールディングス	5	5	保有目的：取引関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	20	21		

(注) 1．2018年10月１日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合が実施されたことにより株式数が減少しております。
2．2018年４月２日付で株式会社第三銀行の普通株式１株に対し、株式会社三十三フィナンシャルグループの普通株式0.7株が交付されたことにより株式数が減少しております。

（みなし保有株式）
該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（百万円）	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（百万円）
上場株式	62	1,997	53	1,826
非上場株式	－	－	－	－

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額（百万円）	売却損益の合計額（百万円）	評価損益の合計額（百万円）
上場株式	68	△10	△266
非上場株式	－	－	－

④当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数（千株）	貸借対照表計上額（百万円）
株式会社愛媛銀行	199	226

第５【経理の状況】

１．当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。

２．当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（自2018年４月１日　至2019年３月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

　なお、新日本有限責任監査法人は名称変更により、2018年７月１日をもってEY新日本有限責任監査法人となっております。

３．当行は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、外部団体が主催する研修・セミナー等に参加しております。

1 【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
資産の部		
現金預け金	64,456	59,985
現金	6,761	6,076
預け金	※6 57,694	※6 53,908
有価証券	※6 103,302	※6 99,864
国債	18,160	12,132
地方債	28,062	33,134
社債	※11 32,365	※11 33,317
株式	5,235	4,529
その他の証券	19,478	16,750
貸出金	※1,※2,※3,※4 407,883	※1,※2,※3,※4 410,859
割引手形	※5 2,982	※5 3,174
手形貸付	21,069	24,064
証書貸付	358,822	355,290
当座貸越	※7 25,009	※7 28,328
外国為替	429	791
外国他店預け	429	791
その他資産	2,363	4,230
未決済為替貸	77	93
前払費用	14	14
未収収益	403	391
金融派生商品	0	―
株式交付費	36	18
その他の資産	※6 1,830	※6 3,711
有形固定資産	※9、※10 7,665	※9、※10 6,731
建物	1,350	1,242
土地	※8 5,886	※8 4,913
リース資産	260	199
建設仮勘定	―	1
その他の有形固定資産	167	374
無形固定資産	564	832
ソフトウエア	120	806
ソフトウエア仮勘定	443	25
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	606	617
繰延税金資産	273	301
支払承諾見返	738	858
貸倒引当金	△7,238	△6,553
資産の部合計	581,045	578,517

（単位：百万円）

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
負債の部		
預金	※6 516,689	※6 510,885
当座預金	6,556	6,188
普通預金	204,852	208,485
貯蓄預金	859	885
通知預金	489	687
定期預金	297,507	284,047
定期積金	5,060	4,695
その他の預金	1,362	5,894
譲渡性預金	16,247	19,200
借用金	※6 13,015	※6 12,989
借入金	13,015	12,989
その他負債	2,447	2,436
未決済為替借	200	282
未払法人税等	96	248
未払費用	814	741
前受収益	362	401
給付補填備金	1	0
金融派生商品	0	－
リース債務	280	214
資産除去債務	212	191
その他の負債	479	356
賞与引当金	150	170
睡眠預金払戻損失引当金	193	142
訴訟損失引当金	―	121
再評価に係る繰延税金負債	※8 822	※8 596
支払承諾	738	858
負債の部合計	550,305	547,402
純資産の部		
資本金	12,495	12,495
資本剰余金	10,349	10,349
資本準備金	10,349	10,349
利益剰余金	5,761	7,009
利益準備金	708	789
その他利益剰余金	5,052	6,219
繰越利益剰余金	5,052	6,219
自己株式	△89	△90
株主資本合計	28,517	29,763
その他有価証券評価差額金	520	165
土地再評価差額金	※8 1,702	※8 1,185
評価・換算差額等合計	2,223	1,350
純資産の部合計	30,740	31,114
負債及び純資産の部合計	581,045	578,517

②【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
経常収益	9,836	9,677
資金運用収益	7,895	7,892
貸出金利息	7,370	7,363
有価証券利息配当金	486	490
コールローン利息	0	0
預け金利息	38	38
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	1,190	1,204
受入為替手数料	408	429
その他の役務収益	782	775
その他業務収益	47	8
外国為替売買益	1	7
商品有価証券売買益	－	0
国債等債券売却益	45	0
その他経常収益	703	571
貸倒引当金戻入益	－	89
償却債権取立益	221	138
株式等売却益	27	125
その他の経常収益	454	218
経常費用	8,844	8,557
資金調達費用	395	295
預金利息	392	283
譲渡性預金利息	2	11
コールマネー利息	0	0
借用金利息	0	0
役務取引等費用	1,201	1,217
支払為替手数料	82	88
その他の役務費用	1,119	1,129
その他業務費用	128	25
国債等債券売却損	54	7
国債等債券償還損	55	－
株式交付費償却	18	18
その他の業務費用	－	0
営業経費	※1 6,038	※1 6,451
その他経常費用	1,079	567
貸倒引当金繰入額	201	－
貸出金償却	735	321
株式等売却損	7	23
株式等償却	1	101
その他の経常費用	※2 133	※2 120
経常利益	992	1,120

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
特別利益	7	436
固定資産処分益	6	435
受取和解金	1	1
その他の特別利益	―	0
特別損失	189	429
固定資産処分損	2	10
減損損失	※3 186	※3 298
訴訟損失引当金繰入額	―	121
その他の特別損失	0	―
税引前当期純利益	809	1,126
法人税、住民税及び事業税	14	182
法人税等調整額	139	△190
法人税等合計	153	△8
当期純利益	656	1,135

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2017年４月１日　至　2018年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	12,495	8,350	－	8,350	614	4,967	5,581	△88	26,339
当期変動額									
新株の発行	3,998	3,998		3,998					7,997
資本金から剰余金への振替	△3,998		3,998	3,998					
準備金から剰余金への振替		△2,000	2,000						
剰余金の配当					94	△569	△474		△474
当期純利益						656	656		656
自己株式の取得								△6,000	△6,000
自己株式の消却			△5,998	△5,998		△1	△1	6,000	
土地再評価差額金の取崩						0	0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	1,998	－	1,998	94	85	180	△0	2,178
当期末残高	12,495	10,349	－	10,349	708	5,052	5,761	△89	28,517

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	133	1,702	1,836	28,175
当期変動額				
新株の発行				7,997
資本金から剰余金への振替				
準備金から剰余金への振替				
剰余金の配当				△474
当期純利益				656
自己株式の取得				△6,000
自己株式の消却				
土地再評価差額金の取崩				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	387	△0	386	386
当期変動額合計	387	△0	386	2,565
当期末残高	520	1,702	2,223	30,740

当事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	12,495	10,349	10,349	708	5,052	5,761	△89	28,517
当期変動額								
剰余金の配当				80	△484	△404		△404
当期純利益					1,135	1,135		1,135
自己株式の取得							△1	△1
土地再評価差額金の取崩					516	516		516
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	80	1,167	1,247	△1	1,246
当期末残高	12,495	10,349	10,349	789	6,219	7,009	△90	29,763

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	520	1,702	2,223	30,740
当期変動額				
剰余金の配当				△404
当期純利益				1,135
自己株式の取得				△1
土地再評価差額金の取崩				516
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△355	△516	△872	△872
当期変動額合計	△355	△516	△872	374
当期末残高	165	1,185	1,350	31,114

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	809	1,126
減価償却費	278	286
減損損失	186	298
貸倒引当金の増減（△）	△370	△684
訴訟損失引当金の増減額（△は減少）	－	121
賞与引当金の増減額（△は減少）	5	20
前払年金費用の増減額（△は増加）	4	△10
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	18	△50
資金運用収益	△7,895	△7,892
資金調達費用	395	295
有価証券関係損益（△）	100	10
固定資産処分損益（△は益）	△3	△424
貸出金の純増（△）減	△326	△2,976
預金の純増減（△）	△9,224	△5,803
譲渡性預金の純増減（△）	16,247	2,953
借用金の純増減（△）	2,475	△25
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	△866	△8
外国為替（資産）の純増（△）減	182	△361
外国為替（負債）の純増減（△）	△0	－
資金運用による収入	8,000	8,024
資金調達による支出	△525	△473
その他	212	△1,662
小計	9,702	△7,238
法人税等の還付額	28	25
法人税等の支払額	△33	△53
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,698	△7,267
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△63,088	△64,423
有価証券の売却による収入	3,232	2,553
有価証券の償還による収入	63,002	64,803
有形固定資産の取得による支出	△144	△145
無形固定資産の取得による支出	△221	△543
有形固定資産の売却による収入	129	1,012
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,909	3,256
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△58	△66
株式の発行による収入	7,941	－
配当金の支払額	△474	△401
自己株式の取得による支出	△6,000	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,408	△469
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	14,016	△4,479
現金及び現金同等物の期首残高	49,120	63,136
現金及び現金同等物の期末残高	※1 63,136	※1 58,656

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：34年～50年

その他：４年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(５年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数として定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

５．繰延資産の処理方法

株式交付費は、その他資産に計上し、３年で定額法により償却しております。

６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

７．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額等と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,042百万円（前事業年度末は4,131百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 訴訟損失引当金

訴訟損失引当金は、訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

８．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

９．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度から適用し、税効果関係注記を変更しております。

税効果関係注記において、税効果会計基準一部改正第３項から第５項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注８）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注９）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第７項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

（貸借対照表関係）

※１．貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
破綻先債権額	185百万円	190百万円
延滞債権額	14,560百万円	14,005百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※２．貸出金のうち３カ月以上延滞債権はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※３．貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
貸出条件緩和債権額	428百万円	1,759百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※４．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
合計額	15,174百万円	15,956百万円

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※５．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　2002年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
2,982百万円	3,174百万円

※６．担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
担保に供している資産		
有価証券	16,270百万円	16,477百万円
担保資産に対応する債務		
預金	655 〃	636 〃
借用金	12,600 〃	12,600 〃
計	13,255 〃	13,236 〃

上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
有価証券	9,738百万円	7,065百万円
預け金	59百万円	59百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
保証金	1,381百万円	3,381百万円

※７．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
融資未実行残高	22,160百万円	24,654百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	22,100百万円	24,636百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※８．土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
2,801百万円	2,201百万円

※９．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
減価償却累計額	5,949百万円	5,751百万円

※10．有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
圧縮記帳額	520百万円	520百万円
（当該事業年度の圧縮記帳額）	（－百万円）	（－百万円）

※11．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
5,120百万円	4,321百万円

12．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
8百万円	6百万円

（損益計算書関係）

※１．営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
給料・手当	2,502百万円	2,586百万円
減価償却費	260百万円	286百万円
退職給付費用	86百万円	74百万円

※２．その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	82百万円	25百万円
責任共有制度負担金等	18百万円	76百万円

※３．当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

（イ）大分県内

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
主な用途	営業用資産１カ所	遊休不動産４カ所
種類	土地、建物	土地、建物
減損損失額	土地128百万円 建物58百万円	土地230百万円 建物34百万円

（ロ）大分県外

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
主な用途	―	遊休不動産１カ所
種類	―	土地、建物
減損損失額	― ―	土地32百万円 建物１百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、グルーピングの単位を営業店単位としております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。また、本部等銀行全体に関連する資産については共用資産としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値は将来キャッシュ・フローを5.05％で割り引いて算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2017年４月１日　至　2018年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

		当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式						
	普通株式	59,444	－	－	59,444	
	Ａ種優先株式	6,000	－	6,000	－	（注）1
	Ｂ種優先株式	3,000	－	－	3,000	
	Ｄ種優先株式	16,000	－	－	16,000	
	Ｅ種優先株式	－	7,997	－	7,997	（注）2
	合計	84,444	7,997	6,000	86,441	
自己株式						
	普通株式	431	7	－	438	（注）3
	Ａ種優先株式	－	6,000	6,000	－	（注）4,5
	合計	431	6,007	6,000	438	

（注）１．Ａ種優先株式の発行済株式数の減少6,000千株は、自己株式の消却によるものであります。
２．Ｅ種優先株式の発行済株式数の増加7,997千株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。
３．普通株式の自己株式数の増加７千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
４．Ａ種優先株式の自己株式数の増加6,000千株は、定款第12条の２第９項に基づく金銭を対価とした取得によるものであります。
５．Ａ種優先株式の自己株式数の減少6,000千株は、自己株式の消却によるものであります。

２．配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月29日定時株主総会	普通株式	59	1	2017年3月31日	2017年6月30日
	Ａ種優先株式	210	35	2017年3月31日	2017年6月30日
	Ｂ種優先株式	24	8	2017年3月31日	2017年6月30日
	Ｄ種優先株式	181	11.3	2017年3月31日	2017年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年６月28日定時株主総会	普通株式	59	その他利益剰余金	1	2018年3月31日	2018年6月29日
	Ｂ種優先株式	24	その他利益剰余金	8	2018年3月31日	2018年6月29日
	Ｄ種優先株式	172	その他利益剰余金	10.7	2018年3月31日	2018年6月29日
	Ｅ種優先株式	148	その他利益剰余金	18.5	2018年3月31日	2018年6月29日

当事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	59,444	－	53,500	5,944	（注）1、2
Ｂ種優先株式	3,000	－	－	3,000	
Ｄ種優先株式	16,000	－	14,400	1,600	（注）1、2
Ｅ種優先株式	7,997	－	7,197	799	（注）1、2
合計	86,441	－	75,097	11,344	
自己株式					
普通株式	438	6	399	45	（注）1、3、4
合計	438	6	399	45	

（注）１．2018年10月１日付で普通株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式について10株を１株とする株式併合を実施しております。
２．発行済株式数の減少は、株式併合によるものです。
３．普通株式の自己株式数の増加６千株は、単元未満株式の買取によるものです。
４．普通株式の自己株式数の減少は、株式併合によるものです。

２．配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月28日定時株主総会	普通株式	59	1	2018年3月31日	2018年6月29日
	Ｂ種優先株式	24	8	2018年3月31日	2018年6月29日
	Ｄ種優先株式	172	10.7	2018年3月31日	2018年6月29日
	Ｅ種優先株式	148	18.5	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年６月27日定時株主総会	普通株式	58	その他利益剰余金	10	2019年3月31日	2019年6月28日
	Ｂ種優先株式	24	その他利益剰余金	8	2019年3月31日	2019年6月28日
	Ｄ種優先株式	173	その他利益剰余金	108.6	2019年3月31日	2019年6月28日
	Ｅ種優先株式	159	その他利益剰余金	200	2019年3月31日	2019年6月28日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※１．現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
現金預け金勘定	64,456百万円	59,985百万円
定期預け金	△59　〃	△59　〃
その他預け金	△1,260　〃	△1,269　〃
現金及び現金同等物	63,136　〃	58,656　〃

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

ＡＴＭ、パソコン

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「４．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務など銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っており、市場の状況や長短のバランスを勘案して、資金の運用及び調達を行っております。

このように、主として金利変動や価格変動を伴う金融資産と負債を保有しているため、当行は資産及び負債の総合的管理（ALM:Asset Liability Management）を実施し、資産・負債のリスクを統合的に把握し、適正な管理を実施することにより、経営の健全性の確保と経営資源の効率的活用による収益性の向上を図っております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

①金融資産

当行が保有する主な金融資産は、国内の事業者及び個人に対する貸出金及び国債や社債等の債券・株式・投資信託等の有価証券であり、海外有価証券はありません。

また、有価証券は、その他投資目的で保有しており、トレーディング目的では保有しておりません。

これらの金融資産は、経済環境の変化や貸出先・発行体の財務状況の悪化等による信用力低下や債務不履行等の信用リスクや、金利・株価等の市場変動等により価格や収益等が変動する市場リスク、市場流動性の低下により適正な価格での取引が難しくなる市場流動性リスクに晒されております。

②金融負債

当行が保有する主な金融負債は、預金のほか、借入金を含んでおります。

預金は、国内の事業者及び個人の預金であります。

これらの金融負債は、金融資産と同様に、金利等の相場変動により価格やコスト等が変動する市場リスクや、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる市場流動性リスクに晒されております。

③デリバティブ取引

当行は、取引先の為替予約に対するカバー取引を目的として為替予約を行っております。

上記以外に株式、債券及び為替関連のデリバティブ取引はありません。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当行は、リスク管理に関する方針や基本的事項を「リスク管理の基本方針」、「統合的リスク管理規程」にて制定し、これらの規程等に基づき組織的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、取締役会をリスク管理態勢の上位機関とし、その下位に経営会議、頭取を委員長とするALM/リスク管理協議会を設置し、更にリスク種別毎に市場リスク部会や流動性リスク部会等を組織横断的に設置しております。

あわせて総合企画部をリスク管理の統括部署とし、リスク種別毎に主管部署または担当部署を特定しております。

このような組織態勢と各種規定・マニュアル等により金融商品に係る信用リスク・市場リスク・流動性リスク等を管理しております。

①信用リスクの管理

当行は、銀行経営の健全性の観点から、貸出資産の健全性が重要であると考え、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」「与信決裁権限規程」等の信用リスクに関する管理諸規程に従い、融資部が主管となって与信案件の審査や与信のポートフォリオ管理を行い、信用リスクを管理しております。

与信限度額、内部格付、保証や担保の設定、開示債権への対応など与信管理に関する規程やマニュアルを整備し、営業店を指導する一方、特に信用リスクの程度が大きい与信先等については、融資部が重点的に管理を行っております。

また、組織横断的な信用リスク部会や与信案件協議機関として融資会議を設置し、案件次第では経営会議等に付議する等により、信用リスクをコントロールし与信運営上のガバナンスを確保しております。

②市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスク及び価格変動リスクの管理

当行は、銀行経営の健全性の観点から、市場リスク管理は重要であると考えております。

当行が保有する主な市場リスクには、金利市場や株式市場等の変動により収益や価格が変動するリスクがあるため、それらリスクを適時適切に計測し管理しております。

「市場リスク管理規程」「統合的リスク管理細則」「市場リスク計測要領」等の規程及びマニュアルにリスク管理方法やリスク計測手法等を明記し、ALMに関する方針に基づき、ALM/リスク管理協議会等においてリスク状況の報告や今後の対応の協議等を行っております。

また、有価証券については、経営会議で決定した運用施策や有価証券運用基準に従って運用しております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当行は積極的な外貨資産への投資を行っておりませんが、一部運用商品に含まれる為替リスクについては、他の市場リスクと合わせて一定の限度内に収まるよう管理しております。

（ⅲ）デリバティブ取引に係るリスク管理

当行は、取引先の為替予約に対するカバー取引を目的として為替予約を行っており、権限規程及び取引限度額を定めてリスクを管理しております。

③流動性リスクの管理

当行は、銀行経営の健全性の観点から、資金調達に係る流動性リスクを重要と考え、流動性リスク管理規程等に基づき管理しております。

主管部署及び統括部署が日常的に資金管理を行う一方で、将来の資金運用を反映した資金繰り予想を行い、月次で流動性リスク部会やALM/リスク管理協議会に報告することにより、統合的に管理しております。

（４）市場リスク管理に係る定量的情報

①トレーディング勘定の金融商品

当行は、トレーディング勘定の金融商品を保有しておりません。

②トレーディング勘定以外の金融商品

当行の保有する金融商品の市場リスクについては、自己資本を勘案して策定した統合的リスク管理方針に基づいて、VaR(Value at Risk)を用いた統合リスク管理を実施することにより管理しております。

具体的には、市場金利やTOPIX等を指標として金融商品のVaRを計測し、自己資本を勘案して設定したリスクリミットを超過しないよう管理しております。

また、VaRについては金利の変動による金利リスクと市場価格の変動による価格変動リスクに区分して認識しております。

当行の保有する金融商品のうち、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「現金預け金」、「貸出金」、「預金」、「借用金」であります。

これらの算定については、分散共分散法(保有期間120日、信頼水準99%、観測期間720日(但し主たる資産・負債の観測期間))を採用しており、2019年3月31日現在では、989百万円（前事業年度末は2,013百万円）となっております。（市場金利がマイナスであった場合は、マイナスの値をゼロまたは極小値に置き換えてVaRを算出しております。）

また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のその他有価証券に分類される株式、投資信託、債券であります。

これらの算定については、金利リスクと同様に分散共分散法(保有期間120日、信頼水準99%、観測期間720日)を採用しており、2019年3月31日現在では、1,153百万円（前事業年度末は1,903百万円）となっております。

従って、市場リスク全体では2,142百万円（前事業年度末は3,916百万円）となっております。

なお、VaRは、過去の市場相場の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であることから、市場環境が過去と大きく異なり変動する場合のリスクを捕捉できない可能性があり、従って実際の損失額がVaRを上回る場合もあります。

（５）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（（注２）参照）。

前事業年度（2018年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）現金預け金	64,456	64,456	－
（２）有価証券	102,317	102,317	－
（３）貸出金	407,883		
貸倒引当金（＊１）	△ 7,222		
	400,660	403,707	3,046
資産計	567,434	570,481	3,046
（１）預金	516,689	517,046	356
（２）譲渡性預金	16,247	16,252	5
（３）借用金	13,015	13,015	0
負債計	545,952	546,314	361
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	－
デリバティブ取引計	0	0	－

（＊１）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）　その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）現金預け金	59,985	59,985	－
（２）有価証券	98,818	98,818	－
（３）貸出金	410,859		
貸倒引当金（＊）	△ 6,537		
	404,322	408,421	4,098
資産計	563,125	567,224	4,098
（１）預金	510,885	511,091	205
（２）譲渡性預金	19,200	19,205	4
（３）借用金	12,989	12,989	0
負債計	543,076	543,287	210
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

（＊１）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）　その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち、満期が1年以内のものの時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（２）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は、貸出金と同じく、信用格付と契約期間に応じて、市場金利に信用コストを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

（３）貸出金

変動金利の貸出金は、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利の貸出金は、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、貸出金の種類及び信用格付、契約期間に応じて、市場金利に信用コストを反映させた利率もしくは同様の新規貸出を行った場合に想定される金利で割り引いて時価を算定しております。

金利の決定方法が特殊な貸出金は、当行から独立した第三者の価格提供者により提示された評価額を時価としております。

返済期限を設けていない貸出金は、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金等は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負　債

（１）預金、及び（２）譲渡性預金

要求払預金は、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金及び譲渡性預金は、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、新規に預金を受け入れた場合に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

（３）借用金

借用金は全て固定金利であり、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（２）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
①非上場株式（＊１）（＊２）	779	782
②組合出資金（＊３）	206	263
合　計	985	1,045

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）前事業年度において、非上場株式について１百万円減損処理を行っております。
当事業年度において、非上場株式について０百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（2018年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金	57,694	－	－	－	－	－
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	12,321	26,739	19,599	17,680	21,186	－
貸出金（*）	200,162	59,448	46,888	24,344	23,355	14,374
合　計	270,149	86,187	66,487	42,024	44,542	14,374

(*)　貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない14,733百万円、当座貸越等の期間の定めのないもの24,575百万円は含めておりません。

当事業年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金	53,908	－	－	－	－	－
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	5,898	29,165	20,653	17,474	21,103	－
貸出金（*）	207,579	57,165	45,441	23,375	23,038	12,084
合　計	267,387	86,331	66,095	40,850	44,142	12,084

(*)　貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない14,182百万円、当座貸越等の期間の定めのないもの27,991百万円は含めておりません。

（注４）社債、借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度（2018年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預金（*）	403,794	81,279	31,591	13	10	－
譲渡性預金	15,947	300	－	－	－	－
借用金	12,745	197	72	－	－	－
合　計	432,487	81,776	31,664	13	10	－

(*)　預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

当事業年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預金（*）	406,643	77,439	26,626	170	6	－
譲渡性預金	19,200	－	－	－	－	－
借用金	12,734	185	69	－	－	－
合　計	438,578	77,625	26,695	170	6	－

(*)　預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）
※　貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

１．売買目的有価証券
前事業年度（2018年３月31日）及び当事業年度（2019年３月31日）
該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券
前事業年度（2018年３月31日）及び当事業年度（2019年３月31日）
該当事項はありません。

３．その他有価証券
前事業年度(2018年３月31日)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,725	1,921	804
	債券	51,093	50,698	394
	国債	18,160	18,043	116
	地方債	8,155	8,132	23
	社債	24,776	24,522	254
	その他	13,715	13,559	155
	小計	67,534	66,179	1,354
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,730	2,121	△ 391
	債券	27,495	27,632	△ 137
	地方債	19,906	20,002	△ 95
	社債	7,588	7,630	△ 42
	その他	5,556	5,680	△ 123
	小計	34,782	35,434	△ 651
合計		102,317	101,614	702

当事業年度(2019年３月31日)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,479	1,095	383
	債券	72,626	72,103	523
	国債	12,132	12,028	103
	地方債	31,817	31,698	118
	社債	28,677	28,376	301
	その他	12,292	12,084	207
	小計	86,399	85,284	1,114
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,267	3,005	△ 737
	債券	5,957	5,969	△ 12
	地方債	1,317	1,318	△ 0
	社債	4,640	4,651	△ 11
	その他	4,193	4,274	△ 80
	小計	12,419	13,249	△ 830
合計		98,818	98,533	284

４．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
前事業年度(自　2017年４月１日　至　2018年３月31日)及び当事業年度(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

５．当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自　2017年４月１日　至　2018年３月31日)

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	160	27	7
債券	1,700	45	46
国債	1,047	44	－
地方債	100	－	－
社債	553	0	46
合計	1,861	72	54

当事業年度(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	431	125	23
債券	200	0	－
地方債	100	0	－
社債	100	0	－
合計	631	125	23

６．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前事業年度における減損処理額はありません。

当事業年度における減損処理額は101百万円（株式101百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は著しく下落したと判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度（2018年３月31日）

	金額（百万円）
評価差額	702
その他有価証券	702
（＋）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	△181
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	520
その他有価証券評価差額金	520

当事業年度（2019年３月31日）

	金額（百万円）
評価差額	284
その他有価証券	284
（＋）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	△ 118
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	165
その他有価証券評価差額金	165

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前事業年度（2018年３月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約				
	売建	4	－	0	0
	買建	2	－	0	0
	合計	－	－	0	0

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当事業年度（2019年３月31日）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当行は、従業員の退職給付に備えるため、積立型の確定給付制度を採用しております。
確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給することとしております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
退職給付債務の期首残高	2,545	2,546
勤務費用	116	117
利息費用	22	22
数理計算上の差異の発生額	2	22
退職給付の支払額	△139	△94
退職給付債務の期末残高	2,546	2,614

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
年金資産の期首残高	3,144	3,172
期待運用収益	62	63
数理計算上の差異の発生額	22	△31
事業主からの拠出額	82	84
退職給付の支払額	△139	△94
年金資産の期末残高	3,172	3,194

（３）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
積立型制度の退職給付債務	2,546	2,614
年金資産	△3,172	△3,194
	△625	△580
非積立型制度の退職給付債務	－	－
未積立退職給付債務	△625	△580
未認識数理計算上の差異	18	△37
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△606	△617

前払年金費用	△606	△617
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△606	△617

（４）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
勤務費用	116	117
利息費用	22	22
期待運用収益	△62	△63
数理計算上の差異の費用処理額	11	△2
確定給付制度に係る退職給付費用	86	74

（５）年金資産に関する事項

①　年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
一般勘定	50.18%	50.31%
株式	13.77%	13.55%
債券	31.86%	33.25%
その他	4.19%	2.89%
合計	100.00%	100.00%

②　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（６）　数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
割引率	0.865%	0.865%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
予想昇給率	1.6%	1.6%

３．確定拠出制度

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注２）	3,270百万円	1,500百万円
貸倒引当金	2,913	2,694
減価償却超過額	65	81
有価証券償却否認	529	473
その他	412	460
繰延税金資産小計	7,190	5,210
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注２）	－	△1,458
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	－	△3,138
評価性引当額小計（注１）	△6,544	△4,597
繰延税金資産合計	646	613
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	181	118
前払年金費用	184	188
資産除去債務	5	4
繰延税金負債合計	372	311
繰延税金資産の純額	273百万円	301百万円

（注１）評価性引当額が1,947百万円減少しております。この減少の主な内容は、当事業年度末に税務上の欠損金の繰越期限切れがあったためであります。

（注２）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2019年３月31日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）	合計 （百万円）
税務上の繰越欠損金（*）	－	－	－	－	－	1,500	1,500
評価性引当額	－	－	－	－	－	△1,458	△1,458
繰延税金資産	－	－	－	－	－	41	41

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （2018年３月31日）	当事業年度 （2019年３月31日）
法定実効税率	30.69%	30.45%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.79	0.69
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.82	△0.84
住民税均等割等	1.79	1.41
評価性引当額の増減	△12.32	△18.25
税務上の繰越欠損金の利用	－	△14.25
その他	0.86	0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.99%	△0.77%

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

イ　当該資産除去債務の概要

当行の営業店舗等の不動産賃貸借契約及び事業用定期借地権契約に伴う原状回復義務等に関して資産除去債務を計上しております。

また、石綿障害予防規則等に基づき、一部の店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関しましても資産除去債務を計上しております。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に47年と見積もり、割引率は主に1.8％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
期首残高	208百万円	212百万円
時の経過による調整額	3百万円	3百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円	△0百万円
資産除去債務の戻入額	－百万円	△25百万円
期末残高	212百万円	191百万円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2017年４月１日　至　2018年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	7,592	559	1,684	9,836

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

（１）経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

当行は、有形固定資産がすべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	7,591	616	1,469	9,677

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

（１）経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

当行は、有形固定資産がすべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
１株当たり純資産額	575円94銭	637円44銭
１株当たり当期純利益	52円70銭	131円81銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	15円54銭	26円76銭

（注）１．2018年10月１日付で普通株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式について10株を１株とする株式併合を実施いたしましたが、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、前事業年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算出しております。

２．１株当たり純資産額の計算方法

純資産額から優先株式の発行金額26,997百万円及び優先株式配当額357百万円（前事業年度345百万円）を控除しております。

３．１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 （自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）	当事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）
１株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	656	1,135
普通株主に帰属しない金額	百万円	345	357
（うち優先株式配当額）	百万円	(345)	(357)
普通株式に係る当期純利益	百万円	310	777
普通株式の期中平均株式数	千株	5,900	5,899
潜在株式調整後１株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	345	357
（うち優先株式配当額）	百万円	(345)	(357)
普通株式増加数	千株	36,307	36,523
（うち優先株式）	千株	(36,307)	(36,523)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		―――	―――

（重要な後発事象）

訴訟の終結について

当行は、「朝日ソーラー株式会社及び同社代表者」より提訴された損害賠償請求訴訟において、2018年11月29日付の控訴審判決を受け、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てを行っておりましたが、本年６月４日付で本件申立てを棄却する旨の決定がありました。これにより、当該訴訟は終結しております。

なお、控訴審の判決金額59百万円及びこれに対する年５分の割合による金員（合計121百万円）につきましては、2019年３月期に訴訟損失引当金（121百万円）を計上しているため、2019年３月期における経営成績に与える影響はありません。また、2020年３月期における経営成績に与える影響は軽微であります。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	5,798	46	756 (35)	5,088	3,845	87	1,242
土地	5,886 [2,524]	31	1,004 [823] (262)	4,913 [1,701]	－	－	4,913
リース資産	446	－	－	446	247	61	199
建設仮勘定	－	1	－	1	－	－	1
その他の有形固定資産	1,482	617 [80]	67	2,032 [80]	1,658	47	374
有形固定資産計	13,614 [2,524]	696 [80]	1,828 [823] (298)	12,482 [1,781]	5,751	197	6,731
無形固定資産							
ソフトウエア	1,086	776	16	1,845	1,039	89	806
ソフトウエア仮勘定	443	188	607	25	－	－	25
その他の無形固定資産	0	－	－	0	－	－	0
無形固定資産計	1,530	965	623	1,871	1,039	89	832

（注）１．「当期減少額」欄の（　）内は内書きで、減損損失の計上額であります。
２．［　］内は、土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額[内書き]であります。当該増加額欄は土地からその他の有形固定資産への振替による増加であり、当該減少額欄は前記の振替、減損損失の計上及び売却による減少であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限
借用金	13,015	12,989	0.00	－
借入金	13,015	12,989	0.00	2019年４月～2023年10月
リース債務	280	214	－	－
リース債務	280	214	－	2019年４月～2026年２月

（注）１．「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。
２．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。
３．借入金及びリース債務の決算日後５年以内における返済額は次のとおりであります。

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
借入金（百万円）	12,734	108	77	48	21
リース債務（百万円）	57	57	46	28	17

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については貸借対照表中「負債の部」の「借用金」及び「リース債務」勘定の内訳を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（目的使用）（百万円）	当期減少額（その他）（百万円）	当期末残高（百万円）
貸倒引当金	7,238	6,553	595	6,643	6,553
一般貸倒引当金	2,166	2,438	－	2,166	2,438
個別貸倒引当金	5,072	4,115	595	4,476	4,115
うち非居住者向け債権分	－	－	－	－	－
賞与引当金	150	170	150	－	170
睡眠預金払戻損失引当金	193	142	76	116	142
訴訟損失引当金	－	121	－	－	121
計	7,582	6,988	822	6,760	6,988

（注）　当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・主として洗替による取崩額

睡眠預金払戻損失引当金・・洗替による取崩額

○　未払法人税等

区分	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（目的使用）（百万円）	当期減少額（その他）（百万円）	当期末残高（百万円）
未払法人税等	96	300	148	0	248
未払法人税等	13	122	13	－	122
未払事業税等	83	177	135	0	125

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第125条の２の規定により記載を省略しております。

（２）【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（2019年３月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①　資産の部

預け金　　日本銀行への預け金52,579百万円その他であります。

その他の証券　外国証券13,586百万円その他であります。

未収収益　　貸出金利息273百万円、有価証券利息74百万円その他であります。

その他の資産　保証金3,381百万円その他であります。

②　負債の部

その他の預金　別段預金5,736百万円その他であります。

未払費用　　預金利息364百万円、支払保証料84百万円、事務委託費67百万円、社会保険料56百万円その他であります。

前受収益　　貸出金利息376百万円その他であります。

その他の負債　収用補償金128百万円、未払金115百万円、預金利子諸税等預り金20百万円その他であります。

（３）【その他】

当事業年度における四半期情報

（累計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当事業年度
経常収益（百万円）	2,531	5,247	7,802	9,677
税引前四半期（当期）純利益（百万円）	939	1,147	1,491	1,126
四半期（当期）純利益（百万円）	916	1,003	1,328	1,135
１株当たり四半期（当期）純利益（円）	155.28	170.1	225.2	131.81

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．2018年10月１日付で普通株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式について10株を１株とする株式併合を実施しましたが、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり四半期（当期）純利益を算定しております。

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益（△は１株当たり四半期純損失）（円）	155.28	14.82	55.09	△93.42

（注）2018年10月１日付で普通株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式について10株を１株とする株式併合を実施しましたが、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり四半期純利益（△は１株当たり四半期純損失）を算定しております。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	９月30日 ３月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	（特別口座） 東京都中央区八重洲１丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都中央区八重洲１丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	――――
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び大分市において発行する大分合同新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	ありません。

（注）１．当行定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第２項各号に掲げる権利、同法第166条第１項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

２．2018年10月１日付で、１単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第100期）（自　2017年４月１日　至　2018年３月31日）2018年６月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年６月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第101期第１四半期（自　2018年４月１日　至　2018年６月30日）2018年８月10日関東財務局長に提出。

第101期第２四半期（自　2018年７月１日　至　2018年９月30日）2018年11月27日関東財務局長に提出。

第101期第３四半期（自　2018年10月１日　至　2018年12月31日）2019年２月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2018年７月３日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年６月27日

株式会社豊和銀行

取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津　昌史	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井　義博	印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社豊和銀行の2018年４月１日から2019年３月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社豊和銀行の2019年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社豊和銀行の2019年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社豊和銀行が2019年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年６月27日
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　権藤　淳
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大分市王子中町４番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行　福岡支店 （福岡市博多区博多駅南２丁目１番９号　ヤマエ博多駅南ビル１階） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神２丁目14番２号）

１【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取権藤淳は、当行の第101期（自2018年４月１日　至2019年３月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

２【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年６月27日
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　権藤　淳
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大分市王子中町４番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行　福岡支店 （福岡市博多区博多駅南２丁目１番９号　ヤマエ博多駅南ビル１階） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神２丁目14番２号）

１【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取権藤淳は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

２【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年３月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当行の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、営業店及び本部を対象として、当行の事業目的に大きく関わる勘定科目である「預金、貸出金及び有価証券」の３勘定に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

３【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

４【付記事項】

付記事項はありません。

５【特記事項】

特記事項はありません。

内閣府令第３条第１項第３号に掲げる書類

● 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第３条第１項３号に定める書面

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第３条第１項３号に定める書面

2019 年６月 28 日

本店又は主たる事務所の所在地　大分県大分市王子中町４番 10 号
商号又は名称　株式会社豊和銀行
代表者　取締役頭取 権 藤　淳　　印

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第３条第１項２号に定める以下の書類に記載された事項は、いずれも適正であることを確認しております。

記

・第 101 期（2019 年３月 31 日現在）貸借対照表及び第 101 期（2018 年４月１日から　2019 年３月 31 日まで）損益計算書
・単体自己資本比率（国内基準）（2019 年３月 31 日現在）
・第 101 期（2018 年４月１日から　2019 年３月 31 日まで）株主資本等変動計算書
・末残日計表（2019 年５月末現在）及び月中平残日計表（2019 年５月中平残）
・有価証券報告書（第 101 期）

以　上

内閣府令第３条第１項第４号に掲げる書類

● 独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

２０１９年5月１３日

株　式　会　社　豊　和　銀　行
　取締役会　　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　根津　昌史

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤井　義博

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社豊和銀行の２０１８年4月１日から２０１９年3月３１日までの第１０１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

内閣府令第３条第１項第５号に掲げる書類

- 役員の履歴書
- その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

履　歴　書

氏　　名　　権藤（ごんどう）　淳（あつし）

役 職 名　　株式会社 豊和銀行

　　代表取締役頭取

生年月日　　１９５２年４月３０日生

学歴・職歴

１９７６年	３月	東京大学法学部卒業
１９７６年	４月	三和銀行（現三菱東京ＵＦＪ銀行）入行
１９８１年	５月	米国ミシガンロースクール修士課程修了
１９９５年	１１月	尾山台支店長
１９９７年	１０月	(株)ジェーシービー（出向） 情報ネットワーク事業部長、開発本部副本部長、 企画部長等を歴任
２００２年	８月	三和銀行退社
２００２年	８月	(株)ジェーシービー入社
２００４年	６月	執行役員開発本部長兼企画部長
２００６年	６月	取締役兼執行役員市場開発本部長
２００７年	６月	取締役兼執行役員マーケティング本部長
２００９年	３月	(株)ジェーシービー退社
２００９年	５月	当行入行　顧問就任
２００９年	６月	代表取締役専務就任
２０１２年	６月	代表取締役頭取就任

履　歴　書

氏　　名　　髙橋（たかはし）　信裕（のぶひろ）

役 職 名　　株式会社 豊和銀行

　　代表取締役専務

生年月日　　１９５５年４月２８日生

学歴・職歴

１９７９年	３月	東京大学法学部卒業
１９７９年	４月	日本長期信用銀行（現新生銀行）入行
１９９７年	３月	審査部参事役
１９９８年１１月		株式会社住宅金融債権管理機構入社 業務企画部次長
２００１年	１月	株式会社整理回収機構入社 業務企画部副部長
２００１年	７月	札幌支店長
２００４年	１月	業務企画部副部長
２００５年	５月	業務企画部長
２００８年	６月	執行役員業務企画部長
２０１０年	６月	執行役員企業再生部長
２０１１年	６月	執行役員東京事業部長
２０１３年	６月	常務執行役員業務企画部長
２０１４年	６月	当行入行　顧問就任
２０１４年	６月	代表取締役専務就任

履　歴　書

氏　　名　　牧野（まきの）　郡二（ぐんじ）

役 職 名　　株式会社 豊和銀行

　　常務取締役

生年月日　　１９５９年2月１４日生

学歴・職歴

１９８１年	３月	明治大学政経学部卒業
１９８１年	４月	当行入行
１９９８年	６月	東京事務所長
２００２年	１月	大道支店長
２００５年	６月	佐伯支店長
２００６年	６月	経営管理部長
２００９年	７月	執行役員経営管理部長
２０１０年	６月	取締役就任
２０１５年	６月	常務取締役就任

履　歴　書

氏名　　渡部（わたなべ）　悌史（やすふみ）

役職名　　株式会社　豊和銀行

　　常務取締役

生年月日　１９５９年3月２２日生

学歴・職歴

１９８４年	３月	大分大学　経済学部卒業
１９８４年	４月	当行入行
２００５年	５月	人事部副部長
２００６年	６月	人事部長
２００９年	４月	別府支店長
２０１０年	４月	監査部副部長
２０１０年	６月	監査部長
２０１２年	４月	事務統括部長
２０１２年	６月	執行役員事務統括部長
２０１５年	６月	取締役就任
		事務統括部長委嘱
２０１９年	６月	常務取締役就任
		事務統括部長委嘱

履　歴　書

氏名　　都留（つる）　裕文（ひろふみ）

役職名　　株式会社　豊和銀行

　　取締役

生年月日　１９６０年1月２１日生

学歴・職歴

１９８２年	３月	福岡大学　商学部卒業
１９８２年	４月	当行入行
２０００年	１月	大在支店長
２００２年	４月	杵築支店長
２００５年	５月	営業推進部　副部長
２００８年	７月	宇佐支店長
２０１０年	４月	営業統括部　副部長
２０１２年	４月	営業統括部長　兼　ローンプラザ長
２０１４年	６月	執行役員営業統括部長
２０１４年	１１月	執行役員営業統括部長　兼　営業統括部個人融資業務室長
２０１５年	４月	執行役員営業統括部長　兼　営業統括部個人融資業務室長　兼　営業統括部地方創生推進室長
２０１５年	６月	上席執行役員営業統括部長　兼　営業統括部個人融資業務室長　兼　営業統括部地方創生推進室長
２０１６年	１月	上席執行役員営業統括部長　兼　営業統括部地方創生推進室長
２０１６年	６月	取締役就任 お客さま支援部長委嘱

履　歴　書

氏名　　佐藤（さとう）　真広（まさひろ）

役職名　　株式会社　豊和銀行

　　取締役

生年月日　１９６４年２月１９日生

学歴・職歴

１９８７年　３月　　専修大学　経営学部卒業

１９８７年　４月　　当行入行

２００７年１０月　　日出支店長

２００９年１０月　　鶴崎支店長

２０１２年　４月　　福岡支店長

２０１４年１２月　　別府支店長

２０１５年　６月　　執行役員別府支店長

２０１６年　６月　　執行役員本店営業部長

２０１８年　７月　　上級執行役員本店営業部長

２０１９年　６月　　取締役就任

　　本店営業部長委嘱

履　歴　書

氏　　名　　赤松（あかまつ）　健一郎（けんいちろう）

役 職 名　　株式会社 豊和銀行

　　取締役

生年月日　　１９４９年5月２７日生

学歴・職歴

１９７１年	４月	慶応義塾大学法学部中退
１９７５年	４月	三和酒類株式会社入社
１９８５年	２月	同社営業部営業Ⅱ課長兼業務課長
１９８５年	８月	同社営業部副部長兼営業課長
１９８５年	９月	同社取締役
１９８７年	８月	同社代表取締役営業部長
１９８９年	９月	同社代表取締役常務
１９９７年１０月		同社代表取締役専務
２００３年１０月		同社代表取締役副社長
２００５年１０月		同社代表取締役社長
２００６年１０月		当行「経営評価委員会」委員委嘱
２００９年１０月		同社代表取締役会長
２０１６年	６月	当行取締役就任

履　歴　書

氏　　名　　渡邊（わたなべ）　博子（ひろこ）

役 職 名　　株式会社 豊和銀行

　　取締役

生年月日　　１９６５年８月２８日生

学歴・職歴

１９８８年	３月	大分大学経済学部経済学科卒業
１９９０年	３月	大分大学大学院経済学研究科修士課程修了
１９９１年	３月	大分大学大学院経済学研究科研究生修了
１９９４年	３月	中央大学大学院商学研究科博士課程後期課程満期退学
１９９４年	４月	財団法人機械振興協会経済研究所入職
２００６年	３月	財団法人機械振興協会経済研究所退職
２００６年	４月	城西大学現代政策学部助教授入職
２００７年	４月	城西大学現代政策学部准教授(職位名変更)
２０１０年	４月	城西国際大学大学院国際アドミニストレーション研究科兼任
２０１５年	４月	城西大学現代政策学部教授
２０１７年	３月	城西大学現代政策学部退職
２０１７年	４月	大分大学経済学部教授入職
２０１９年	６月	当行取締役就任

履　歴　書

氏名　　佐藤（さとう）　俊明（としあき）

役職名　　株式会社　豊和銀行

　　常勤監査役

生年月日　　１９６０年２月８日生

学歴・職歴

１９８２年	３月	大分大学　経済学部卒業
１９８２年	４月	当行入行
２００４年	５月	教育指導部法務室次長 兼 皆様の相談室次長
２００５年	６月	経営管理部次長
２００６年	６月	経営管理部副部長　兼　リスク統括室長
２００６年	１０月	コンプライアンス統括部長
２０１０年	６月	経営管理部長
２０１２年	６月	執行役員就任
		経営管理部長委嘱
２０１４年	６月	常勤監査役就任

履　歴　書

氏　　名　　岡田（おかだ）　雄（たけし）

役 職 名　　株式会社 豊和銀行

　　常勤監査役

生年月日　　１９５８年9月２４日生

学歴・職歴

１９８２年	３月	大分大学経済学部卒業
１９８２年	４月	大分県採用
２００８年	４月	大分県南部振興局地域振興部長
２０１０年	４月	大分県総務部行政企画課地方主権推進班参事(総括)
２０１２年	４月	大分県総務部市町村振興課長兼企画振興部観光・地域局集落応援室参事
２０１４年	４月	大分県教育庁教育財務課長
２０１５年	５月	大分県教育庁参事監兼教育財務課長
２０１６年	４月	大分県総務部参事監
２０１７年	４月	大分県中部振興局長
２０１８年	４月	大分県会計管理者兼会計管理局長
２０１９年	３月	大分県退職
２０１９年	６月	当行常勤監査役就任

履　歴　書

氏　　名　　梶野（かじの）　弘道（ひろみち）

役 職 名　　株式会社 豊和銀行

　　非常勤監査役

生年月日　　１９４７年1月３０日生

学歴・職歴

１９６５年	３月	熊本県立天草高校卒業
１９６５年	４月	南九州財務局総務部経理課採用
２００２年	７月	九州財務局大分財務事務所長
２００３年	７月	北陸財務局管財部長
２００４年	６月	九州財務局退職
２００４年	７月	熊本信用金庫資産査定室長
２００６年	６月	熊本信用金庫常勤理事
２００８年	６月	熊本信用金庫退任
２０１０年	６月	熊本県信用組合常勤監事
２０１４年	６月	熊本県信用組合退任
２０１６年	６月	当行非常勤監査役就任

その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

項目	準備状況
地域への徹底支援	
販路開拓コンサルティング（Ｖサポート）の拡大	
Ｖサポート業務の発展	2019 年 4 月にお客さま支援部販路開拓支援室を 1 名増員し、Ｖサポート業務の拡大に対応できる体制を強化。
Ｖサポート業務の拡大を支える業績評価の見直し	2019 年度上期営業店表彰より、Ｖサポート業務の拡大を支える業績評価の見直しを実施。
販路開拓支援業務における南日本銀行・宮崎太陽銀行との連携	販路開拓支援システムの 2019 年下期の実装に向け、ベンダーによる開発作業中。
経営改善応援ファンドによる積極的な資金供給	2019 年 4 月にお客さま支援部ソリューション支援室を 1 名増員し、経営改善応援ファンドの拡大に対応できる体制を強化。
小規模事業者への資金供給（ビタミンローン）	2019 年 4 月に貸出先の信用格付に基づく実行金利の目安を設定。
事業承継、M&Ａ支援に向けた取組み	2019 年 4 月にお客さま支援部ソリューション支援室を 1 名増員し、事業承継、M&Ａ支援の増加に対応できる体制を強化。
お客さまの満足度向上に向けた取組み	
チャネルの多様化	
ＷＥＢ完結型ローンの導入	導入に向け保証会社 2 社と協議中。
お客さま目線に立った取組み	
ほうわホルトホールプラザの機能拡充	ほうわホルトホールプラザでの相続事務の一部代行に向け、業務フロー等を検討中。
店舗の整備・美化	宗方支店を 2019 年度下期に移転することを目指し、新店舗建設の準備にとりかかっている。
経営基盤の強化	
業務の効率化	
営業店に対する本部のサポート強化	2019 年 4 月にお客さま支援部ソリューション支援室及び同部販路開拓支援室に 1 名ずつ増員し、営業店へのサポート体制を強化。
人材の確保、人材の活躍推進に向けた取組み	
シニア層の活用	2019 年 4 月に役職定年を 55 歳から 58 歳へ変更。
働き方改革に向けた取組み	連続休暇制度（休暇日数 5 日間）とは別に設けているシーズン休暇制度について、2019 年 4 月にその休暇日数を 3 日間から 5 日間に拡大。